

令和5年度 大学機関別認証評価  
自己点検評価書  
[日本高等教育評価機構]

令和5(2023)年6月  
安田女子大学

1

## 目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等 .....	1
II. 沿革と現況 .....	1
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価 .....	5
基準 1. 使命・目的等 .....	5
基準 2. 学生 .....	12
基準 3. 教育課程 .....	32
基準 4. 教員・職員 .....	62
基準 5. 経営・管理と財務 .....	74
基準 6. 内部質保証 .....	83
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価 .....	90
基準 A. コロナ禍における学びの継続 .....	90
基準 B. 地域連携・社会貢献 .....	92
V. 特記事項 .....	95
VI. 法令等の遵守状況一覧 .....	96
VII. エビデンス集一覧 .....	108
エビデンス集(データ編)一覧 .....	108
エビデンス集(資料編)一覧 .....	108

## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

### 1. 建学の精神・大学の基本理念

本学の属する学校法人安田学園は、大正 4(1915)年に創立された広島技芸女学校に始まる。創立時に建学の精神として「柔しく剛く」(やさしくつよく)を唱え爾来 108 年、建学の精神を守り通している。

本学は、昭和 30(1955)年に誕生した安田女子短期大学に続き、安田学園の学園訓「柔しく剛く」を建学の精神として昭和 41(1966)年に開学に至った。開学時は、文学部(日本文学科、英米文学科)のみの単科大学であったが、その後 57 年を経て 7 学部 14 学科 4 研究科を有する女子総合大学に発展した。そのような発展過程において、常に建学の精神「柔しく剛く」に沿って教育研究活動を展開している。

建学の精神「柔しく剛く」において、「柔しく」とは、心遣い、気配り、思いやりといった人間としての品格を、「剛く」とは、意志、理性に加えて知識、技術等、自分を支える力を意味する。本学の教育は、“柔しさ”と“剛さ”を一人の人間が併せ持つことに重きを置いている。この建学の精神「柔しく剛く」を踏まえた上で、教育理念として「人格の完成を目指して学術や技能を磨き徳性を身に付け、いかなる境遇にあっても女性らしい柔しさと剛い意志をもって、社会に貢献できる心身ともに健全な教養ある女性を育成すること」(創立者・安田リヨウ)を学園創立以来、明確に示しておりその考えが揺らいだことはない。

### 2. 使命と目的

本学の使命と目的は、「安田女子大学学則」第 1 条に「女子に広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を養い、もって文化の向上に寄与する人格円満な女子を育成することを目的とする」と定めている。これは、建学の精神「柔しく剛く」を反映し、知識を授け知的能力・応用的能力を育成するとともに円満な人格や道徳的視点を育成し知性と徳性、更にはそれらを融合した社会的能力の涵養を図ることを企図している。「安田女子大学学則」で示した大学としての使命と目的を受け、各学部学科の目的を「安田女子大学各学部・学科の目的に関する内規」に定めている。

大学院の使命と目的は、「安田女子大学大学院学則」第 1 条の 2 に「建学の精神に則り、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展と人類の福祉に寄与する人物を養成することを目的とする」と定めている。大学院においても「安田女子大学大学院学則」で示した使命と目的を受け、各研究科専攻の目的を「安田女子大学大学院各研究科及び専攻の目的に関する内規」に定めている。

## II. 沿革と現況

### 1. 本学の沿革

大正 4(1915)年	安田学園(広島技芸女学校)創立
昭和41(1966)年	安田女子大学開学・文学部日本文学科及び英米文学科開設
昭和50(1975)年	文学部児童教育学科開設

## 安田女子大学

昭和59(1984)年	文学部英米文学科を英語英米文学科に名称変更
平成 6(1994)年	大学院文学研究科（修士課程）開設 （日本語学日本文学専攻、英語学英米文学専攻、教育学専攻）
平成 8(1996)年	大学院文学研究科（博士後期課程）開設 （日本語学日本文学専攻、英語学英米文学専攻、教育学専攻）
平成10(1998)年	文学部人間科学科開設
平成14(2002)年	文学部日本文学科を日本文学専攻、書道文化専攻に分割
平成15(2003)年	現代ビジネス学部現代ビジネス学科開設
平成16(2004)年	家政学部生活デザイン学科、管理栄養学科開設 文学部人間科学科を心理学科に名称変更
平成19(2007)年	薬学部薬学科開設
平成23(2011)年	文学部日本文学科書道文化専攻を書道学科に改組
平成24(2012)年	文学部児童教育学科を教育学部児童教育学科に改組 文学部心理学科を心理学部心理学科に改組
平成25(2013)年	大学院家政学研究科健康生活学専攻（修士課程）開設 大学院薬学研究科薬学専攻（博士課程）開設
平成26(2014)年	看護学部看護学科開設
平成27(2015)年	現代ビジネス学部国際観光ビジネス学科開設
平成28(2016)年	家政学部造形デザイン学科開設
平成30(2018)年	心理学部心理学科を現代心理学科に名称変更 心理学部ビジネス心理学科開設 大学院看護学研究科看護学専攻（博士前期課程・博士後期課程）開設
令和 2(2020)年	現代ビジネス学部公共経営学科開設

## 2. 本学の現況

- ・ 大学名 安田女子大学
- ・ 所在地 〒731-0153 広島県広島市安佐南区安東6丁目13番1号
- ・ 学部の構成

学 部	学 科	設置年度
文学部	日本文学科	昭和41(1966)年度
	書道学科	平成23(2011)年度
	英語英米文学科	昭和41(1966)年度
教育学部	児童教育学科	平成24(2012)年度
心理学部	現代心理学科	平成24(2012)年度
	ビジネス心理学科	平成30(2018)年度
現代ビジネス学部	現代ビジネス学科	平成15(2003)年度
	国際観光ビジネス学科	平成27(2015)年度
	公共経営学科	令和 2(2020)年度
家政学部	生活デザイン学科	平成16(2004)年度
	管理栄養学科	平成16(2004)年度

安田女子大学

	造形デザイン学科	平成28(2016)年度
薬学部	薬学科	平成19(2007)年度
看護学部	看護学科	平成26(2014)年度

・大学院の構成

研究科	専攻	課程	設置年度
文学研究科	日本語学日本文学専攻	博士前期課程 博士後期課程	平成 6(1994)年度
	英語学英米文学専攻		平成 8(1996)年度
	教育学専攻		
家政学研究科	健康生活学専攻	修士課程	平成 25(2013)年度
薬学研究科	薬学専攻	博士課程	平成 25(2013)年度
看護学研究科	看護学専攻	博士前期課程 博士後期課程	平成 30(2018)年度

(参考)

安田女子短期大学 保育科 (設置年度/昭和 30(1955)年度)

・学部の学生数

(単位：人)

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員	学生数
文学部	日本文学科	90	1(第3年次)	362	358
	書道学科	30	1(第3年次)	122	111
	英語英米文学科	110	2(第3年次)	444	324
教育学部	児童教育学科	150	3(第3年次)	606	556
心理学部	心理学科※1	—	—	—	1
	現代心理学科	90	1(第3年次)	302	328
	ビジネス心理学科	60	1(第3年次)	242	231
現代ビジネス学部	現代ビジネス学科	90	1(第3年次)	362	371
	国際観光ビジネス学科	90	1(第3年次)	362	347
	公共経営学科	60	1(第3年次)	242	183
家政学部	生活デザイン学科	160	2(第3年次)	584	613
	管理栄養学科	120	—	480	462
	造形デザイン学科	75	—	310	303
薬学部	薬学科	100	2(第3年次) 2(第4年次)	648	589
看護学部	看護学科	120	—	480	515
合計		1,345	16(第3年次) 2(第4年次)	5,546	5,292

※1：平成 30(2018)年 4 月 心理学部心理学科を現代心理学科に名称変更

安田女子大学

・大学院の学生数

(単位：人)

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員	学生数
文学研究科	日本語学日本文学専攻	博士前期課程	6	12	6
	英語学英米文学専攻		6	12	2
	教育学専攻		18	36	17
	日本語学日本文学専攻	博士後期課程	2	6	1
	英語学英米文学専攻		2	6	0
	教育学専攻		5	15	1
家政学研究科	健康生活学専攻	修士課程	3	6	1
薬学研究科	薬学専攻	博士課程	2	8	1
看護学研究科	看護学専攻	博士前期課程	10	20	4
		博士後期課程	3	9	2
合計			57	130	35

・教員数

(単位：人)

学部	学科	専任教員					助手
		教授	准教授	講師	助教	計	
文学部	日本文学科	10	0	1	0	11	0
	書道学科	4	1	0	1	6	0
	英語英米文学科	5	8	0	0	13	0
教育学部	児童教育学科	8	7	1	0	16	0
心理学部	現代心理学科	7	4	0	0	11	0
	ビジネス心理学科	3	2	5	1	11	0
現代ビジネス学部	現代ビジネス学科	5	4	1	0	10	0
	国際観光ビジネス学科	5	4	1	0	10	0
	公共経営学科	7	1	2	0	10	0
家政学部	生活デザイン学科	5	5	1	1	12	0
	管理栄養学科	5	5	2	0	12	8
	造形デザイン学科	4	5	1	2	12	0
薬学部	薬学科	19	6	6	5	36	1
看護学部	看護学科	12	6	9	9	36	8
合計		99	58	30	19	206	17

・職員数

(単位：人)

区分	人数
正職員	91
嘱託	36
パート（アルバイトを含む）	60
派遣	0
合計	187

### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

##### 1-1-② 簡潔な文章化

##### 1-1-③ 個性・特色の明示

##### 1-1-④ 変化への対応

###### (1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

###### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

<b>1-1-① 意味・内容の具体性と明確性</b>
<b>1-1-② 簡潔な文章化</b>
<p>■使命・目的及び教育目的を学則などに具体的に明文化しているか。</p> <p>■使命・目的及び教育目的をわかりやすく簡潔に文章化しているか。</p> <p>■使命・目的及び教育目的が、掲載する媒体により異なる表現となっている場合、その趣旨が一貫したものとなっているか。</p>
※エビデンス集（資料編）：【資料 1-1-1】～【資料 1-1-13】

- ・本学の建学の精神「柔しく剛く」（やさしくつよく）は、学園創立者の安田リヨウの言葉「人格の完成を目指して、学術や技能を磨き、徳性を身につけ、いかなる境遇にあっても、女性らしい柔しさと、剛い意志をもって、社会に貢献できる心身ともに健全な教養ある女性を育成すること」が示す通り、人間としての徳性と、知識、思考力等の知性の両面の育成を目指す全人教育を意味する。建学の精神「柔しく剛く」は、「学校法人安田学園寄附行為」で示すとともに、言葉と意味するところを各種媒体『大学案内』『履修の手引』『学生便覧』、公式ホームページなどに簡潔な文章で記している。【資料 1-1-1】～【資料 1-1-6】
- ・本学の使命と目的は、建学の精神「柔しく剛く」を反映し、知識を授け知的能力・応用的能力を育成するとともに円満な人格や道徳的視点での育成を企図して「安田女子大学学則」第 1 条に「女子に広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を養い、もって文化の向上に寄与する人格円満な女子を育成することを目的とする」と具体的に明文化するとともに簡潔な文章で定めている。「安田女子大学学則」で示した大学としての使命と目的を受け、各学部学科の目的を「安田女子大学各学部・学科の目的に関する内規」に定めている。大学及び各学部学科の目的は、それぞれの「3 つのポリシー」の冒頭で「安田女子大学学則」及び「安田女子大学各学部・学科の目的に関する内規」と同じ表現で示し広く学内外に公表している。【資料 1-1-7】～【資料 1-1-9】
- ・大学院の使命と目的は、「安田女子大学大学院学則」第 1 条の 2 に「建学の精神に則り、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展と人

類の福祉に寄与する人物を養成することを目的とする」と具体的に明文化するとともに簡潔な文章で定めている。大学院においても「安田女子大学大学院学則」で示した大学院としての使命と目的を受け、各研究科専攻の目的を「安田女子大学大学院各研究科及び専攻の目的に関する内規」に定めている。大学院及び各研究科専攻の目的は、それぞれの「3つのポリシー」の冒頭で「安田女子大学大学院学則」及び「安田女子大学大学院各研究科及び専攻の目的に関する内規」と同じ表現で示し広く学内外に公表している。

【資料 1-1-9】～【資料 1-1-11】

- ・本学の使命と目的は、建学の精神に基づく教育・研究を展開し、柔しさと剛さを併せ持つ学生を養成することであり、そのような人材の養成を通して社会に貢献することである。本学の教職員は、それらを達成するために教育に関する目的・目標・方針・方法等が定められた「教育に関するガイドライン」のもとに教育に臨んでいる。毎年、年度始めの大学教授会において、「教育に関するガイドライン」をもとに授業運営で留意する点についてまとめた「学生との良好な関係を築くための教職員行動指針」を教職員で共有している。【資料 1-1-12】【資料 1-1-13】

**1-1-③ 個性・特色の明示**

■使命・目的及び教育目的に大学の個性・特色を反映し、明示しているか。

※エビデンス集（資料編）：【資料 1-1-7】【資料 1-1-14】～【資料 1-1-17】

- ・「安田女子大学学則」第1条に示している本学の使命と目的は、本学の個性・特色である「円満な人格や道徳的視点での育成」を開学以来変化することなく明示している。教育課程は、使命と目的を反映させ特別科目「まほろば教養ゼミⅠ～Ⅳ」や豊富な共通教育科目（教養科目）をはじめとし、知識・技術の教授に偏らないように編成している。例えば、薬剤師・看護師・管理栄養士の養成を目指す薬学部・看護学部・家政学部、小学校・幼稚園教諭等の養成を目指す教育学部においては、ともすれば国家試験、教員採用試験合格を目指して知識教育に偏る傾向が否定できない中でも本学は建学の精神に沿って全人教育を重視している。本学の建学の精神及び特色は、『大学案内』及び公式ホームページ等に示し広く学内外に周知している。【資料 1-1-7】【資料 1-1-14】～【資料 1-1-17】

**1-1-④ 変化への対応**

■社会情勢などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育目的の見直しなどを行っているか。

※エビデンス集（資料編）：【資料 1-1-18】【資料 1-1-19】

- ・本学の使命と目的は、社会や環境がいかなる変化を遂げた場合も対応可能な普遍的かつ永遠の目標であり開学後大きな改訂は行っていない。建学の精神「柔しく剛く」は、本学（園）が108年にわたり貫いてきた教育目的であり、その意味するところは徳性と知性の両面の育成を展開する全人教育である。
- ・各学部学科等の目的は、社会情勢などを鑑み教育課程等を変更する際は、学部長及び学科長等を中心に学部学科等の目的に沿った内容であるかを確認し必要に応じて変更を行っている。令和5(2023)年3月には、教育学部児童教育学科と現代ビジネス学部現代ビ



ビジネス学科及び公共経営学科が、教育課程の変更等に伴い一部学科の目的を変更した。

【資料 1-1-18】

- ・学部学科の新設・改組は、社会環境の変化や地域社会の要請に応じて実施してきた。本学は昭和 41(1966)年大学創設後、長らく文学部のみの単科大学であったが、平成 15(2003)年に現代ビジネス学部(現代ビジネス学科)を開設以降、平成 16(2004)年に家政学部(生活デザイン学科、管理栄養学科)を開設、平成 19(2007)年に薬学部(薬学科)を開設、平成 24(2012)年に教育学部(文学部児童教育学科から教育学部児童教育学科へ改組)及び心理学部(文学部心理学科から心理学部心理学科へ改組)を改組・開設、平成 26(2014)年に看護学部(看護学科)を開設し、平成 15(2003)年から平成 26(2014)年の約 10 年の間に 6 学部を開設した(内、2 学部は改組)。平成 27(2015)年以降は、現代ビジネス学部国際観光ビジネス学科、家政学部造形デザイン学科、心理学部ビジネス心理学科、現代ビジネス学部公共経営学科と 4 学科を開設し、7 学部 14 学科の女子総合大学へと成長した。令和 7(2025)年度には、理工学部(生物科学科、情報科学科、建築学科)の開設を予定している(設置構想中)。**【資料 1-1-19】**
- ・大学院においても、平成 6(1994)年に文学研究科を開設以降、長らく 1 研究科であったが平成 25(2013)年には家政学研究科及び薬学研究科を開設、平成 30(2018)年に看護学研究科を開設し 4 研究科体制と発展した。**【資料 1-1-19】**

(3) 1-1 の改善・向上方策(将来計画)

- ・建学の精神「柔しく剛く」に沿った教育・研究全体の一層の発展に取り組む。学生及び全教職員への継続的な周知と共有、更には地域社会への周知に努める。
- ・時代の変遷とともに社会を取り巻く様々な事象が変化を遂げているが、本学園創立以来 108 年を経ても色あせない建学の精神「柔しく剛く」を礎とし、学びの具体的内容を社会環境の変化に適応させながら推し進めていく。将来に向けては、本学に対する地域社会からの要請及び期待をくみ取った上で、これまでと同様に社会環境の変化を読み取り柔軟に対応する。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

■使命・目的及び教育目的の策定並びに見直しに役員、教職員が関与・参画しているか。

※エビデンス集（資料編）：【資料 1-2-1】～【資料 1-2-4】

- ・本学の使命・目的及び教育目的は、「安田女子大学学則」及び「安田女子大学大学院学則」に定めている。「安田女子大学学則」の制定及び改訂にあたっては、総務会、大学運営協議会、大学教授会での審議を経て理事会で承認を得ている。「安田女子大学大学院学則」の制定及び改訂においては、大学院運営協議会、大学院委員会の審議を経て理事会で承認を得ている。また学部学科等の新設・改組の際にも同様のプロセスを行っている。これらのプロセスには、役員及び教職員が関与・参画しその理解と支持を得ている。【資料 1-2-1】～【資料 1-2-4】

1-2-② 学内外への周知

■使命・目的及び教育目的をどのように学内外に周知しているか。

※エビデンス集（資料編）：【資料 1-2-5】～【資料 1-2-17】

- ・全教職員には、建学の精神「柔しく剛く」を解説文とともに記した『大学案内』『履修の手引』及び安田学園創設者安田リヨウの生涯を描いた冊子『さきがけの花 安田リヨウ』を配付し、理事会役員には、『学校法人安田学園総合案内』及び『さきがけの花 安田リヨウ』を配付している。また学内の主要施設の随所には建学の精神を掲示している。新任の教職員には新任教職員オリエンテーションや新任教員 FD(Faculty Development)研修会の機会を利用し、建学の精神及びそこに込められた思いや理念を解説し理解を深めるよう努めている。【資料 1-2-5】～【資料 1-2-10】
- ・学生への周知については教職員と同様、建学の精神「柔しく剛く」が記載された『履修の手引』『学生便覧』及び『さきがけの花 安田リヨウ』を配付し、周知に努めるとともに全学部学科で卒業必修科目としている特別科目「まほろば教養ゼミ I～IV」の中で建学の精神に込めた思いや理念を説明している。【資料 1-2-6】【資料 1-2-7】【資料 1-2-11】～【資料 1-2-13】
- ・1号館2階の「安田学園記念館」では、本学園の歴史の史資料を常設展示している。入口にある建学の精神「柔しく剛く」の文字は、来場時に目に留まりやすい配置となっている。【資料 1-2-14】
- ・学外に対しては、公式ホームページにより建学の精神、教育理念、大学及び大学院の使命・目的及び教育目的を示し広く世の中に周知している。【資料 1-2-15】～【資料 1-2-17】

1-2-③ 中長期的な計画への反映

■使命・目的及び教育目的を中長期的な計画に反映しているか。

※エビデンス集（資料編）：【資料 1-2-18】【資料 1-2-19】

- ・大学及び大学院の使命・目的及び教育の目的を達成するため、「学校法人安田学園中期計画（2019年度～2026年度）」を策定し実施している。中期計画は、3つのポリシーに沿って教育を展開するとともに、自己点検・評価を継続して行うことでPDCAサイクルを回していくことを示している。中期計画で挙げた事業計画に基づく活動全般の進捗・達成

状況を毎年度「事業報告書」にまとめ、公式ホームページ等により学内外に公表している。【資料 1-2-18】【資料 1-2-19】

#### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

■使命・目的及び教育目的を三つのポリシーに反映しているか。

※エビデンス集（資料編）：【資料 1-2-20】

- ・ 本学の3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）は、建学の精神「柔しく剛く」を礎とした本学の使命・目的及び教育目的を反映させたものとなっている。3つのポリシーの冒頭には使命・目的及び教育目的を示し3つのポリシーとの関連性をわかりやすくしている。【資料 1-2-20】

#### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

■使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科等の教育研究組織を整備しているか。

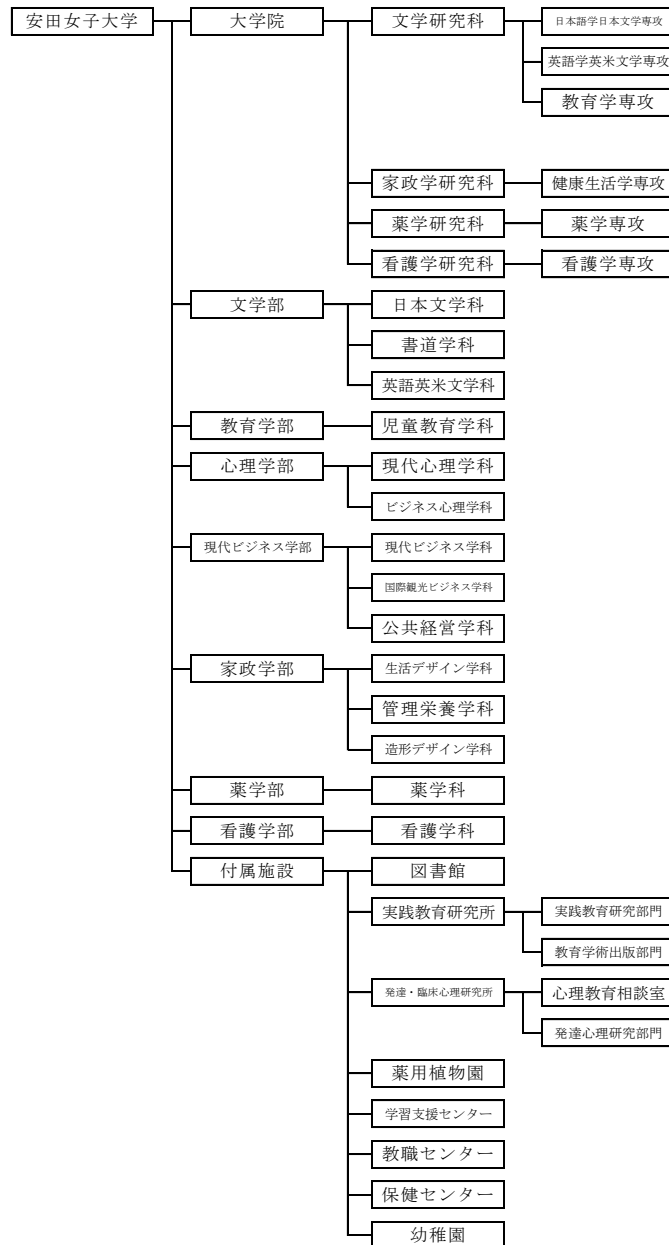
※エビデンス集（資料編）：【資料 1-2-21】～【資料 1-2-27】

- ・ 本学の学部学科等の教育研究組織は<図 1-2-1>の通り、文学部（日本文学科、書道学科、英語英米文学科）、教育学部（児童教育学科）、心理学部（現代心理学科、ビジネス心理学科）、現代ビジネス学部（現代ビジネス学科、国際観光ビジネス学科、公共経営学科）、家政学部（生活デザイン学科、管理栄養学科、造形デザイン学科）、薬学部（薬学科）、看護学部（看護学科）の7学部14学科、並びに大学院は、文学研究科、家政学研究科、薬学研究科、看護学研究科の4研究科で構成されている。また安田女子短期大学（保育科）を併設している。
- ・ 各学部学科は、使命・目的及び教育目的を達成するために教育・研究の充実に向け必要な学部学科等の教育研究組織を整備している。各学部学科を横断する教育・研究に関する事項については、各種委員会が情報共有、課題抽出、改善提案等を行っている。その中で重要な事項については総務会（学長、学長補佐、学部長、事務局長等で構成）や大学運営協議会（学長、学長補佐、学部長、学科長、教学関連のセンター長、図書館長、事務局長等で構成）等の会議体で議論し学長が方策について決定している。各種委員会、総務会及び大学運営協議会等の会議は、事務職員も参画し教職協働で運営している。【資料 1-2-21】～【資料 1-2-23】
- ・ 学部学科等の新設・改組・廃止等の教育研究組織の重要な再編計画は、学長、学長補佐、関係する学部長・学科長、事務局長及び関連する部局を集めて定例外の会議・検討会を開催し現状の課題を分析するとともに対応策や将来計画を検討する。それらを経た後、企画部（大学企画推進課）が再編等の内容について素案を作成し、学長の諮問機関である総務会で協議した上で、大学運営協議会及び大学教授会での審議を経て学長が意思決定を行っている。【資料 1-2-22】～【資料 1-2-24】
- ・ 教育内容や研究体制等の大きな変更やそれらに係る新しい仕組みの構築については、当該領域を担当する学長補佐に諮問がなされた後、学長補佐は関連する部局や各学部学科の協力を得て素案を作成する。その後は上記と同様のプロセスを経て計画を決定し実行に移している。【資料 1-2-25】

# 安田女子大学

- ・大学院においても学部同様、研究科、専攻等の新設・改組・廃止等の教育研究組織の重要な再編は、学長、学長補佐、関係する研究科長・専攻長及び部局を集めて定例外での会議・検討会を開催し、現状の課題を分析するとともに対応策や将来計画を検討する。それらを経た後、企画部（大学企画推進課）が再編等の内容について素案を作成し、大学院運営協議会（学長、研究科長、専攻長、事務局長等で構成）で議論を尽くし大学院委員会での審議を経て学長が意思決定を行っている。【資料 1-2-26】【資料 1-2-27】
- ・事務組織は、基準 4-1-③の通り、いわゆるバックオフィスに関する業務（総務、人事、財務等）は法人本部に一元化し、学園全体の統括部署として企画部（秘書室、IR 推進課、大学企画推進課）を置き、大学では教育・研究の充実や質の向上に集中できる組織体制としている。

< 図 1-2-1 > 安田女子大学学部学科等の教育研究組織図



(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・中期計画、3つのポリシー、教育研究組織の変更等にあたっては、安田学園設立時（大正4(1915)年）に唱えた建学の精神「柔しく剛く」に常に立ち還り、建学の精神と相違が無いかわらばバランスを欠いていないかを問うており、自己点検・評価委員会を中心に定期的に点検・検証を継続し必要に応じて改善していく。また、今後も引き続き建学の精神と使命・目的及び教育目的について学内外に浸透するように努めていく。

**【基準1の自己評価】**

- ・本学は、建学の精神「柔しく剛く」に基づいて教育理念、使命・目的及び教育目的を掲げている。それらは、大学の個性や特色を反映しつつ簡潔な文章で具体的に明文化し、役員や教職員の理解と支持のもとに制定している。また、教職員や学生及び学外に対して、公式ホームページや『大学案内』『履修の手引』『学生便覧』『さきがけの花 安田リヨウ』等を通じて周知に努めている。
- ・中期計画、3つのポリシー、教育研究組織においても常に建学の精神「柔しく剛く」に立ち還り、制定及び変更を行っている。
- ・建学の精神「柔しく剛く」を今後とも堅持する一方、学びの中身や教育手法は本学を取り巻く社会環境の変化に対応し内容を随時吟味し必要に応じて改善・刷新を図っている。今後も建学の精神を堅持するとともに社会環境の変化にいち早く対応して効果的な教育研究活動を展開するよう努める。
- ・これらのことから、基準1「使命・目的等」の基準は満たしていると判断する。

## 基準 2. 学生

### 2-1. 学生の受入れ

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

#### 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

#### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

##### (1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

##### (2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

##### ■教育目的を踏まえ、アドミッション・ポリシーを定め、周知しているか。

※エビデンス集（資料編）：【資料 2-1-1】～【資料 2-1-17】

- ・アドミッション・ポリシーは、使命・目的及び教育目的を踏まえて学長、学部長・学科長、研究科長・専攻長を中心に素案を作成し大学、大学院、学部学科及び研究科専攻ごとに十分な審議を経た後に策定した。ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーの3つのポリシーは公式ホームページ上で公開している。  
【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】
- ・3つのポリシーは、平成 21(2009)年度に建学の精神「柔しく剛く」に基づき策定した。平成 24(2012)年度に普遍（不変）な事項と変化する事項の検証等を行い改訂した。その後、平成 28(2016)年 3 月 31 日に中央教育審議会大学分科会大学教育部会から示された「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドラインに基づき平成 29(2017)年度に改訂を行った。令和 3(2021)年度にはアドミッション・ポリシーを改訂し、令和 4(2022)年度には大学及び各学部学科における教育の一層の充実を図ること及び普遍（不変）な事項と変化する事項の検証を行うことを目的として、3つのポリシー（主にディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシー）の改訂を行った。また、大学院においても令和 5(2023)年度に3つのポリシーの改訂を行った。【資料 2-1-3】～【資料 2-1-6】
- ・アドミッション・ポリシーは、公式ホームページ、『入学試験ガイド』及び『大学院学生募集要項』で示すとともに、『大学案内』『大学院生募集リーフレット』において建学の精神を明示し、入学前段階から理解を図っている。【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】【資料 2-1-7】～【資料 2-1-10】
- ・高校生及び高校教員に対しては、アドミッション・ポリシーの浸透を図るため様々な接触機会を設けて周知を行っている。春のキャンパスフェア、オープンキャンパス、高校 3 年生・保護者対象大学説明会、本学教員による高校訪問、高校出張授業、高校単位でのキャンパス見学、外部会場での進学相談会、高校内での進学相談会等において、『大学案内』『入学試験ガイド』等を配付するとともに周知を図っている。また令和 5(2023)年度は、コロナ禍により中断していた高校教員対象説明会を再開させ、更なる周知を図っていく。【資料 2-1-11】～【資料 2-1-17】

- ・大学院進学希望者に対しては、年 3 回開催している学内説明会や個別相談などの機会を通してアドミッション・ポリシーの浸透を図っている。また第 3 年次・第 4 年次の全学生の保護者等（薬学部は第 5 年次・第 6 年次）宛に建学の精神「柔しく剛く」及び大学院の目的を示した「大学院生募集リーフレット」を 9 月に郵送している。【資料 2-1-10】

### 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

■アドミッション・ポリシーに沿って、入学者選抜などを公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとに運用し、その検証を行っているか。

■入試問題の作成は、大学が自ら行っているか。

※エビデンス集（資料編）：【資料 2-1-18】～【資料 2-1-24】

- ・入学者選抜は、アドミッションセンターが中心となり、アドミッション・ポリシー及び「安田女子大学・安田女子短期大学アドミッションセンター規程」に基づき公正かつ妥当な方法により実施している。アドミッションセンターは、学長、学長補佐、各学部長、アドミッションセンター長、事務局長及び事務局次長等から構成される入学者選抜委員会を置き教職協働で運営している。【資料 2-1-18】
- ・入学者の選抜方法は、アドミッションセンターを中心に入試制度に関する調査研究と実施についての検討を行い「入学者選抜方法案」を作成する。この原案に基づき学長が委員長を務める入学者選抜委員会を開催し入学者選抜の基本方針、選抜方法を決定する。なお、入学者選抜委員会には部会として「入学試験問題作成部会」「入学試験実施部会」及び「合否基礎判定部会」を置いている。【資料 2-1-18】
- ・入試問題の作成については、「大学入学共通テスト利用選抜」を除く全ての入学試験について本学自ら行っている。問題の作成、点検及び採点は「入学試験問題作成部会」が担当し、入学者選抜方法の種類と試験科目ごとに学長が任命する複数の教員からなる分科会が実務にあたる。【資料 2-1-18】
- ・アドミッション・ポリシーに沿った入学者の確保について、自己点検・評価委員会で議論・検証を行いその結果を FD 委員会、総務会、大学運営協議会、大学教授会で報告している。報告内容を基に問題点や改善点があった場合は FD 委員会にて対策を講じアドミッションセンターに連携する。【資料 2-1-19】～【資料 2-1-23】
- ・本学の入学試験は、自己表現型選抜、総合型選抜（専願・併願）、学校推薦型選抜（指定校）、一般選抜（前期日程・後期日程）、大学入学共通テスト利用選抜（前期日程・後期日程・薬学部薬学科特待生選抜）、社会人特別選抜を実施している。【資料 2-1-24】
- ・自己表現型選抜では、1 日目に学力試験とは異なる方法で授業理解試験を実施し必要な知識・能力を測る。2 日目には出願書類（自己推薦書、調査書）に基づいた面接を行い、アピールしたいことを自由に表現できる「自由表現」も加えて総合的に判定している。総合型選抜（専願・併願）では、基礎学力調査の実施により必要な知識・能力を測るとともに、出願書類（自己推薦書、調査書）の活用、出願書類に基づいた面接（専願）により総合的に判定している。学校推薦型選抜（指定校）では、調査書の学習成績の状況による推薦基準を設定し必要な基礎学力を測るとともに、小論文や調査書等の活用により総合的に判定している。一般選抜（前期日程・後期日程）では、学力試験と調査書を資料として総合的に判定している。大学入学共通テスト利用選抜（前期日程・後期日程・

薬学部薬学科特待生選抜)では、大学入学共通テストにおいて本学が指定する試験教科・科目の得点と調査書を資料として総合的に判定している。社会人特別選抜では、小論文、面接、調査書を資料として総合的に判定している。【資料 2-1-24】

- ・大学院の入学選抜においてもアドミッション・ポリシーに基づき公正かつ妥当な方法により実施している。文学研究科及び看護学研究科の入学試験は一般選抜、社会人特別選抜、外国人留学生特別選抜がある。家政学研究科及び薬学研究科の入学試験は一般選抜、社会人特別選抜があり4研究科とも募集は秋季入試と春季入試の2回実施している。【資料 2-1-24】

### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

■教育を行う環境の確保のため、入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保しているか。

※エビデンス集（データ編）：【共通基礎】

※エビデンス集（資料編）：【資料 2-1-25】【資料 2-1-26】

- ・過去5年間（令和元(2019)年度～令和5(2023)年度）の入学定員充足率及び収容定員充足率は<表 2-1-1>の通りである。大学全体で概ね入学者数を確保しており適切な学生受入れ数を維持している。学部学科によっては一部入学定員を満たしていない年度もあるが、入試制度の見直しや広報の強化等を実施することにより入学定員を充足するように努めている。

<表 2-1-1>入学定員充足率・収容定員充足率（過去5年間） (%)

		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
文学部	入学定員充足率	115	98	89	87	<b>77</b>
	収容定員充足率	105	107	102	95	85
教育学部	入学定員充足率	104	77	101	97	98
	収容定員充足率	99	89	89	92	92
心理学部	入学定員充足率	91	103	120	116	<b>78</b>
	収容定員充足率	103	107	105	107	103
現代ビジネス学部	入学定員充足率	100	96	105	87	90
	収容定員充足率	100	95	97	96	93
家政学部	入学定員充足率	95	96	104	106	100
	収容定員充足率	97	97	96	99	100
薬学部	入学定員充足率	70	102	105	119	89
	収容定員充足率	76	78	81	89	91
看護学部	入学定員充足率	103	95	121	104	109
	収容定員充足率	101	99	103	104	107
大学全体	入学定員充足率	99	95	104	100	92
	収容定員充足率	97	96	95	97	95

- ・文学部（日本文学科、書道学科、英語英米文学科）は、令和5(2023)年度の入学定員充足率が77%であった。中でも英語英米文学科の志願者・入学者は減少傾向にあるため、令和4(2022)年度は、英語英米文学科のホームページの見直しや広告の掲出等を実施し広報を強化させた。また令和5(2023)年度には、「留学スカラシップ制度」を創設した。令



和 6(2024)年度の入学試験から導入し、本制度の導入効果による志願者及び入学者の増加を図ることとしている。【共通基礎】【資料 2-1-25】

- ・心理学部（現代心理学科、ビジネス心理学科）は、令和 5(2023)年度の入学定員充足率が 78%であった。前年度より志願者は増加したが、近年の入試実績や他大学の動向等に鑑み合格者の入学率が高まると想定して合格者を絞りこんだため、想定した入学率を下回り生じたものである。都市圏だけでなく地方においても外的要因によって歩留まりを予測しにくい状況にあるが、適正な定員管理に努めたい。【共通基礎】
- ・現代ビジネス学部公共経営学科は、令和 5(2023)年度の収容定員充足率が 76%であった。公共経営学科は、令和 2(2020)年度に学科を開設した。初年度は学科設置手続きが遅れたため、学生募集活動の開始時期が大幅に遅れ広報が十分にできなかった。そのため入学定員充足率が 60%となった。令和 3(2021)年度は 95%まで回復したが、令和 4(2022)年度の入学試験において志願者が減少し入学定員充足率が 62%となった。減少要因を分析すると、県内志願者の減少が大きく影響していることが分かり、学科の認知が浸透していないことが判明した。令和 5(2023)年度は、県内を中心に学科広報を強化した。具体的には、教育の内容をより分かりやすくするようにホームページを改修し、中国地区・四国地区・九州地区へ広告の掲出を実施した。結果としてオープンキャンパスの来場者は前年比 152.4%、出願件数は 126%、志願者実人数 119%と大幅に改善した。令和 5(2023)年度の入学定員充足率は 88%であり、復調の兆しが見えている。令和 5(2023)年度に完成年度を迎えるため、第 1 期の卒業生の就職実績も学生募集広報でピーアールできると考えており、前年度と同様に県内及び隣県への広報を強化することで入学定員が充足できると考えている。【共通基礎】
- ・平成 28(2016)年度入学試験から続く入学定員管理厳格化により、合格者の絞り込みや入学直前まで続く他大学の追加合格発表も加わり年々定員管理は難しくなっている。本学でも定員管理の適正化の観点から、令和 2(2020)年度入学試験から合格者の入学二次手続締切日を繰り上げ、延納制度や追加合格、補欠合格の制度との組み合わせにより入学歩留の予測精度を高めている。
- ・広島県外からの受験を増やすことを目的に、令和 2(2020)年度入学試験から試験会場を 4 会場（大阪・徳山・高松・宮崎）増やし、全 19 会場で入学試験を実施した。更に令和 4(2022)年度入学試験からは 4 会場（東京・名古屋・徳島・佐賀）増やし全 23 会場で実施している。中国、四国、九州、沖縄の全県及び大都市圏（東京、大阪、名古屋）に会場を設置することで、今まで出願がなかった都道府県や高校からの受験生を新たに獲得でき、学生募集エリアの新規開拓と広域化に繋がっている。【資料 2-1-26】
- ・大学院においては、令和 5(2023)年度の大学院全体の入学定員は 57 人であり入学者数は 13 人となり定員を割る状況となっているが、研究活動や教育面においては質を確保している。【共通基礎】

### (3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・多様な入学試験を実施しているが、アドミッション・ポリシーに沿った学生が入学しているか否かは入学試験の結果と照らし自己点検・評価委員会が中心となり点検・検証している。問題点や改善点があった場合は、FD 委員会において対策を講じアドミッション

センターに連携する。社会状況の変化等、諸条件を加味しながら各入学試験の内容・定員枠の見直し改善や学生募集の努力を継続的に行っていく。令和 5(2023)年度からは、コロナ禍により中断していた高校教員対象説明会を再開させ更なる周知を図る。

- ・広島県という地域性や女子大学という特性、社会の要請を踏まえた学部学科の改組・設置を実施してきた。開設間もない学科は、特に積極的な認知向上を図っていく。
- ・大学全体としては適正な学生受入れ数を維持しているが年度によっては定員未充足が起きている学部がある。積極的な広報や入試方法の見直し等を行い、改善を図っていく。

## 2-2. 学修支援

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

### 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

#### (1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

#### (2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

<b>2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備</b>
■教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営しているか。
※エビデンス集（資料編）：【資料 2-2-1】～【資料 2-2-6】

- ・教職協働による学生への学修支援に関する方針として、「教職員の行動規範」に「本学の教育研究活動等の組織的かつ効率的な運営を図るため、教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、両者の連携体制を構築し、両者の協働により学生へのサービスの向上及び本学の建学の精神の実現に努めます」と掲げ、公式ホームページで公表している。【資料 2-2-1】
- ・本学は学長補佐を 4 人配置している。4 人のうち 1 人は事務局長が担っている。なお、多くの会議体及び各センター（教務センター、アドミッションセンター、学生センター、教職センター、キャリアセンター、学習支援センター）の構成員は教員だけでなく関係部署の職員も配置し教職協働で学修支援にあたっている。また大学教授会は事務局の全管理職が陪席している。【資料 2-2-2】
- ・教務センターは、教務センター長、教務センター次長、各学科教員 1 人及び教務課課長等から構成される教務委員会を置き、「安田女子大学・安田女子短期大学教務センター規程」に基づき教職協働で運営している。教務センターは、学生の修学に関すること全般を担っており、教務に関する諸事項について審議するとともに、全学的な調整を行っている。また各学部学科及び大学院間のカリキュラム等の連絡調整やカリキュラム改革も行っている。【資料 2-2-3】
- ・教職センターは、教職センター長、教職センター副センター長、教務センター長、教職課程がある各学科教員 1 人及び教務課課長等から構成される教職センター運営委員会を置き、「安田女子大学・安田女子短期大学教職センター規程」に基づき教職協働で運営している。教職センターは、本学における幅広い学問分野の教育に加えて、教育現場で求められる様々な実践的能力の養成に努めるとともに、高い教育能力、教育者としての使

命感及び教育的愛情に満ちた優れた教員の養成を図るために教員養成に関すること全般を担っており、教職課程及び教員養成機能の改善・充実、教育関連機関や教育実習受入れ機関との連携、教員採用試験の対策、教育職員免許状の申請、教職ボランティアの支援等も行っている。【資料 2-2-4】

- ・学習支援センターは、学習支援センター長、教務センター次長、学生センター次長、キャリアセンター次長、事務局長、学習支援課課長及び国際交流課課長等から構成される学習支援センター運営委員会を置き、「安田女子大学・安田女子短期大学学習支援センター規程」に基づき教職協働で運営している。また学習支援アドバイザーとして7人の教職員を配置している。学習支援センターは、学生が自ら学び、学業の達成を図り、社会的職業的自立に必要な能力を養うことを目的として、学習力・就業力の育成支援とその環境の醸成を図るために支援を行っている。学習支援センターは、学習支援に関すること全般を担っており、ラーニングコモンズの活用、英語カフェの運営、留学プログラムの支援、ボランティア等の学外活動の支援、課外講座及び課外資格試験の実施・支援、パソコン運用環境の整備・支援等を行っている。【資料 2-2-5】
- ・本学における重要な学修支援、授業支援の人的補助体制として教育を支援する学部事務課職員の存在がある。学科事務を担う学部事務課職員は学生指導にも携わり重要な役割を果たしている。学部事務課職員は、学部ごとに分かれた事務室で勤務しているために、各学部学科の情報共有や業務量の把握等を目的に週1回ミーティングを開催している。【資料 2-2-6】

### 2-2-② TA( Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

- 教員の教育活動を支援するために、TAなどを適切に活用しているか。
- オフィスアワー制度を全学的に実施しているか。
- 障がいのある学生への配慮を行っているか。
- 中途退学、休学及び留年などへの対応策を行っているか。

※エビデンス集（データ編）：【表 2-3】

※エビデンス集（資料編）：【資料 2-2-7】～【資料 2-2-16】

- ・教育研究支援学生は、SA(Student Assistant)とTA(Teaching Assistant)の2つの制度があり充実した運用が行われている。学部の学生がSAとして、大学院の学生がTAとして学部の授業の補助業務にあたっている。
- ・SAについては、授業担当教員が提出する「SA申請書」に基づき学内起案を行い、決裁後にSAを募集し選考の後採用する。SAは当該授業学年より上位学年の学生が採用の対象となり、採用にあたってはその学生のGPA(Grade Point Average)が考慮される。各学期のはじめに研修会を実施し、目的や心構え等を理解する機会を設けている。また授業担当者により授業開始前に指導が行われ、学期の終わりには授業担当者が「SA実績報告書」を提出する。なお、令和4(2022)年度は延べ29人の学部生がSAを務めた。【資料 2-2-7】  
【資料 2-2-8】
- ・TAは、希望教員の申し出により研究指導教員が「採用計画調書」に業務内容を記載して大学院の委員会に提出する。委員会は提出された採用計画を審議しTAの採用を承認の上学長へ報告する。学長は承認を受けた者を理事長に推薦し、理事長が採用を決定してい

る。授業担当教員及び TA は業務終了後、所定の実績報告書を TA の研究指導教員を経由して当該研究科委員会に提出することになっており、その教育的効果は常に確認することができる。業務の内容は、学生の質問等の対応・授業理解向上のための学習アドバイス・授業用資料の準備等と定めており、成績評価に直接関わる業務と授業に直接関わらない業務及び通常の試験監督業務は担当できないこととしている。なお、令和 4(2022)年度は大学院前・後期課程で合計 12 人の大学院生が TA を務めた。【資料 2-2-9】

- ・全教員に週 2 コマのオフィスアワーを設け学修支援体制を整えている。オフィスアワーは「時間割（専任教員）」に記載し、教育支援システム「まほろばポータル」に掲載している。またシラバスにもオフィスアワーを掲載し学生への周知を図っている。【資料 2-2-10】【資料 2-2-11】
- ・障がいのある学生への配慮は、学生センターが作成した「合理的配慮に関する対応フロー図」に基づき、本人や保護者等からの希望を聴き取りチューターや学生センター及び教務センターで協議し対応を検討することとしている。例えば、聴覚障がいがある場合は、教卓付近への席指定や補聴援助システムの利用許可を行うなど学生の状態に合わせて対応している。学生への対応内容については、該当学科の学科会議等で共有し授業担当教員にはチューター等から説明を行い、理解を得ている。【資料 2-2-12】【資料 2-2-13】
- ・本学の教育の特長のひとつとして、チューター制度の充実が挙げられる。学生生活全般にわたって学生の身近なアドバイザーとなっているのがチューターである。各学科のクラスに配置されたチューターは、原則として、入学から卒業まで同じクラスを担当し週 1 回クラス単位で開講される特別科目「まほろば教養ゼミ I～IV」を学生とともに運営し学生の成績や欠席等の学修の状況を常に把握している。また本学では、授業担当者は学生の欠席回数が 3 回になった時点でチューターに連絡し、チューターが学生の状況に早期に対応できる体制を整えている。更にチューターは、個別の学業成績により必要に応じて個人面談などを行い成績不良者に対する早期のケアを行っている。日常的に接する機会があることから学生からの要望、意見を汲み上げる仕組みとしても機能している。チューターによる定期的な修学指導と生活指導により、本学の退学者は極めて少ない。留年者についても各学科の教務委員が履修状況を踏まえた指導を行いながらチューターが中心となり気を配っている。休学者についてもチューターが中心となり、本人、保護者等との連絡が途切れないように注意し復学に向けたサポートを行っている。また学生の状況は、各学科の学科会議で定期的に情報を共有し共同でサポートするように努めている。退学・休学の申し出は、学部教授会で審議し詳細な所見が共有され原因分析と改善方策の検討に当てている。【表 2-3】【資料 2-2-14】～【資料 2-2-16】

### (3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・教職協働による学修支援は、各センターを設けることにより円滑に行われている。また各センターは、1 号館 2 階のアカデミックサポートエリアに集結しており学生の利便性とセンターを超えた学修支援を可能にしている。
- ・チューター制度や特別科目「まほろば教養ゼミ I～IV」の実施により、教員と学生の接触機会を多く持つように努めている。その結果、退学者が極めて少ない（令和 5(2023)

年5月1日現在/大学全体0.6%)。これらのことからわかるように、退学・休学・留年を防ぐ対策及び学修支援は丁寧に行っており、今後も継続する。

## 2-3. キャリア支援

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

#### (1) 2-3の自己判定

基準項目2-3を満たしている。

#### (2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

■インターンシップなどを含め、キャリア教育のための支援体制を整備しているか。

■就職・進学に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営しているか。

※エビデンス集（データ編）：【表2-4】～【表2-6】

※エビデンス集（資料編）：【資料2-3-1】～【資料2-3-11】

- ・キャリア支援全般に関しては、キャリアセンターが中心となって担っている。キャリアセンターは、キャリアセンター長、キャリアセンター次長、各学科教員1・2人及びキャリア支援課課長等から構成される就職指導委員会を置き、「安田女子大学・安田女子短期大学キャリアセンター規程」に基づき就職に関する諸事項について審議するとともに、就職指導及び支援を行うことを目的として教職協働で運営している。キャリアセンターでは、就職支援プログラムとして「学内企業説明会」や「履歴書等の添削」「先輩体験発表会」等で就職活動の進め方、面接、対策等についてアドバイスを受けられる機会を設け、スムーズに就職活動に取り組める環境を整えている。また本学独自の「YASUDA CAREER HANDBOOK」を制作し、学生に配付している。【表2-4】【資料2-3-1】～【資料2-3-4】
- ・キャリアセンターでは、積極的に新規あるいは卒業生の就職先である企業等への訪問を実施し、企業と信頼関係の構築に努めている。採用担当者や本学卒業生から仕事内容ややりがい、職場環境などを聴くことで在学生の職業選択に役立つ情報を蓄積している。令和5(2023)年3月卒業生のうち広島県内での就職者は全体の7割を超えており、地元企業との信頼関係を維持することが重要となっている。
- ・広島県外出身学生のUターン就職支援としてUターン就職のための活動にかかる旅費補助制度を運用している。また「就職支援に関する協定」を山口県、島根県、愛媛県、岡山県と締結し、学内におけるUターン就職説明会の開催や各県主催の合同企業説明会に関する情報提供、各県の企業等と学生のマッチング支援、各県の新卒採用支援担当者による定期的な個別相談会等を行っている。【資料2-3-5】【資料2-3-6】
- ・学生の履修指導からメンタルサポートまで幅広く相談に応じている各クラスのチューターは、就職についてもクラスの学生全員と面談を行い、各学科の就職指導委員やキャリア支援課と連携して学生の希望を尊重した上で、個人の適性を踏まえたアドバイスを行っている。またキャリア支援課の職員は、学科担当制とし、各学科の特性をよく理解した就職支援を行っている。一人の学生に対し、同じ職員が個別相談や履歴書のチェック

等を継続して行うことで、学生一人ひとりと向き合い、学生自身が満足できる就職先が決定するまでサポートするようにしている。これらの支援は学部生だけでなく大学院生も利用することができる。

- キャリア支援は、全学的に教育課程の中にも組み込んでいる。全学部において卒業必修科目である特別科目「まほろば教養ゼミⅠ～Ⅳ」では、「人格の完成を目指す」という教育理念を実現するため「安田を知る」「学びを知る」「自分を知る」「社会を知る」という4つの柱のもと、週に1回チューターがクラス単位での授業を行っている。この科目には学内清掃が含まれるほか、一部の学年（第2年次・第3年次）で単位認定の基礎条件として硬筆書写講座の修了を必要としており、知識的な学修にとどまらず社会人としての在り方や所作についても涵養している。【資料2-3-7】
- 全学部対象の共通教育科目にキャリア科目として「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」「ボランティア活動」「インターンシップ」「職と食ーパティシエ実習」を開講している。「生きる」「学ぶ」「働く」「奉仕」をキーワードに、進路・職業選択を考え目標を持って学生生活を送ることをねらいとしている。【資料2-3-8】
- 共通教育科目「インターンシップ」は、学生自身が働く意義を考え働くことを実感する取組みとして、地元企業を中心に様々な業界・業種の企業や公共団体など約180団体と連携し教育課程に組み込んで実施している。毎年約400人を越える学生が参加するこの授業では、インターンシップ参加の事前準備として15回の授業を開講している。授業では、実習を希望する業界や企業について研究し、ビジネスマナーや社会人基礎力、コミュニケーション力を習得していく。【資料2-3-9】【資料2-3-10】
- これらの取組みにより就職率は各学部学科を問わず、過去10年間安定して高い状況を維持している。【表2-5】【表2-6】【資料2-3-11】

### (3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

- 過去10年間（平成26(2014)年3月～令和5(2023)年3月）の平均就職率は98.9%であり、キャリア教育及び支援体制は成果を挙げているといえる。今後も各学部学科及び大学院とキャリアセンターが連携をし、時代の変化や社会の要請に応え得る人間性豊かで高い資質を持った職業人を育成していく。

## 2-4. 学生サービス

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

#### (1) 2-4の自己判定

基準項目2-4を満たしている。

#### (2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

<b>2-4-① 学生生活の安定のための支援</b>
----------------------------

- 学生サービス、厚生補導のための組織を設置しているか。
- 学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談、学生の課外活動への支援をはじめとする学生サービスを適切に行っているか。
- 奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行っているか。

※エビデンス集（データ編）：【表 2-1】 【表 2-2】 【表 2-7】 ～ 【表 2-9】

※エビデンス集（資料編）：【資料 2-4-1】 ～ 【資料 2-4-32】

- ・ 学生生活の安定に向けた支援は、学生センターが中心となり実施している。学生センターは、学生センター長、学生センター次長、各学科教員 1 人及び学生課課長等で構成される学生委員会を置き、「安田女子大学・安田女子短期大学学生センター規程」に基づき教職協働で運営している。学生センターは学生生活に関する諸事項について審議するとともに、学生指導及び助言を行うことを目的としている。【資料 2-4-1】
- ・ 学生の課外活動の支援は、サークル活動については学生課がサポートし学友会（学生の自主活動により文化活動や体育活動を通して学生相互の親睦を深めることを目的とした組織）や後援会が遠征費用（交通費及び宿泊費）を支援している。学生のボランティア活動や資格取得へ向けた支援等については学習支援センターが担っており、各種募集・案内や相談を通して学生がスムーズに活動できる環境を整えている。なお課外活動やボランティア活動などにおいて優れた実績を挙げた学生及び団体は、チューターから推薦され総務会等において選考された後、本学の創立記念式において学長が表彰している。  
【表 2-8】 【資料 2-4-2】 ～ 【資料 2-4-4】
- ・ 留学生への支援は、個別相談に応じるほか「安田女子大学・安田女子短期大学外国人留学生授業料減額規程」に基づき要件を満たした場合、授業料を減額することとしている。令和 5（2023）年 5 月現在、留学生は薬学部薬学科に 1 人、大学院文学研究科日本語学日本文学専攻に 4 人在籍している。【表 2-1】 【表 2-2】 【資料 2-4-5】
- ・ 社会人への支援は、大学院では「安田女子大学大学院学則」第 7 条により、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができることとしている。令和 5（2023）年 5 月現在、大学及び大学院に社会人は在籍していない。【表 2-1】 【表 2-2】 【資料 2-4-6】
- ・ 学生の心身の健康管理を目的として保健センターを設置し、医師 1 人（教員兼務）、看護師 4 人（常勤 3 人、教員兼務 1 人）を中心に定期健康診断・応急処置・健康相談・健康教育・生活相談を行っている。この施設は保健室・休養室・学生休憩室が併設されている。保健室は保健担当者（看護師）により適切な手当や応急処置を行うほか、症状や傷害の状況に応じて最寄りの病院の紹介や受診の手配を行う。休養室は体調不良時の休養場所として、学生休憩室は 1 人でゆっくり休んだり気持ちを落ち着けたりする場所として機能している。また学生相談室を置き、学業・就職・友人関係・家族関係等の悩みに対して気軽に相談できる環境を整えている。希望により、臨床心理士資格、公認心理師の資格を持つ教員と専門のカウンセラーによるカウンセリングを受けることができる。  
【表 2-9】 【資料 2-4-7】 【資料 2-4-8】
- ・ ハラスメントの相談窓口は、各部署の担当者を相談員とし学生相談室や保健センター、学生課等、学生が訪れやすい部署に設けている。更に常勤の教員から選任されたハラス

メントに係る相談員も4人配置している。相談員の名前・連絡先については『学生生活ハンドブック』及び「快適なキャンパス・ライフを送るために - ハラスメント防止のしおり -」に掲載している。学生、教職員からの各種ハラスメントに関する相談は面談・手紙・電話・ファックス又は電子メールで対応している。本学では学生及び教職員の人間としての尊厳を尊重し、勉学・課外活動・教育・研究及び職務の遂行に良好な環境を作り出すために、ハラスメント防止と対応に必要な事項を「安田女子大学・安田女子短期大学ハラスメントの防止等に関する規程」に定めている。本規程に基づき全学の組織としてハラスメント防止等委員会を置き、ハラスメントの防止等に関する事項について審議するとともに、ハラスメントが発生した場合の対応に関わる重要な事項について審議する。学長・事務局長・関係学部長等に対して必要な情報を提供し、必要に応じて助言又は勧告等を行う。【資料 2-4-9】～【資料 2-4-11】

- ・本学では特に新生に対し学生生活が早期に安定することを目的として、学生センターが中心となり本学独自の取組みとして以下の6点を行っている。

#### 1) 新生歓迎スポーツフェスティバル

学科対抗の「新生歓迎スポーツフェスティバル」を毎年4月に学友会体育局が中心となり実施している。令和4(2022)年度は、感染症対策のため午前・午後の二部制で実施し合計1,280人の新生が参加した。クラス対抗リレー、綱引き、長縄跳びなどの競技を行うことでクラスや学科を越えた仲間との絆や教職員との親睦が一層深まるイベントとなっている。また開会式の中でサークル紹介も行っている。令和5(2023)年度は、4月15日(土)に開催予定であったが悪天候のため中止となった。10月に例年実施している「青空祭(運動会)」を予定している。【資料 2-4-12】【資料 2-4-13】

#### 2) 新生のためのクッキングセミナー

主に一人暮らしの新生の自立を支援する企画のひとつとして、家政学部の上級生がアドバイザーとなり料理の指導を行う「新生のためのクッキングセミナー」を毎年4月中旬に開催している。初めての一人暮らしに加えて自炊に不安がある学生が参加し、お米の炊き方や材料の切り方、盛り付けなど基本的なポイントを教わることで、自分で行うことの楽しさや料理への関心を高めている。令和5(2023)年度は、61人の学生が参加し、31人の上級生がアドバイザーを務めた。【資料 2-4-14】～【資料 2-4-16】

#### 3) 一人暮らし支援イベント

地元を離れ一人暮らしを始めたばかりの新生を対象として、4月中旬に同郷の先輩・同級生・教職員との出会いの場を提供している。出身地域ごとにグループに分かれてゲームやフリートーク等を行う。つながりを作ることで、一人暮らしの不安を和らげ順調な大学生活をスタートしてもらうことを目的とした企画である。令和5(2023)年度は58人の新生、10人の上級生及び16人の教員、合計84人が参加した。【資料 2-4-17】

#### 4) 新生歓迎オリエンテーションセミナー

毎年4～5月に、教員や先輩・友人との人間関係を構築することと入学後の不安解消を目的として、2泊3日のオリエンテーションセミナー(通称:オリゼミ)を学外の研修施設を利用して学科毎に実施している。これは「学生の学生によるオリエンテーションセミナー」であり、上級生が新生のために全てを企画して運営している。オリゼミを実行する上級生は約6ヵ月前から綿密な準備を行い、体を動かして楽しむレクリエーショ



ンをはじめ先輩と後輩が語り合う座談会、カッター訓練、キャンプファイヤーなど各学科独自のプログラムを展開している。新入生たちはこのオリゼミを通して有意義な大学生活を送るための人間関係の基盤を築くことができる。【資料 2-4-18】【資料 2-4-19】

#### 5) 朝食無料サービス

健康で規則正しい学生生活を送ってほしい、朝から大学で勉強するきっかけとしてほしいとの思いから、令和元(2019)年6月から授業期の平日(7:45~9:15)は「学生食堂まほろば」の朝食を無料で提供している。【資料 2-4-20】

#### 6) アパート・マンション家主懇談会

一人暮らしの学生向けに本学専用のアパート・マンションを用意している。多くの家主はアパート・マンションの近隣に住み学生の日常生活の見守りや支援を行っている。また各家主とは「学生専用アパート・マンション家主懇談会」を毎年1回開催し、学生の安全で快適な生活を確保できるように意見交換や具体的な改善提案を行っている。令和2(2020)年度以降の懇談会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から書面での意見交換会としていたが、令和5(2023)年度からは対面での家主懇談会を再開する予定である。【資料 2-4-21】

- ・全学的な経済的支援制度には、奨学金制度がある。学生課が相談窓口となり奨学金に関する相談を学生及び保護者等から受けている。奨学金に関する情報は入学手続の書類、『入学試験ガイド』『大学案内』『学生生活ハンドブック』、公式ホームページにより提供している。また奨学金に関する募集説明会を春・秋に複数回開催するほか、予約採用・継続・返還等の説明会を実施している。本学独自の奨学金制度としては「教育ローン利息補給奨学金」を設けている。これは指定金融機関の既存教育ローンにおいて、在学期間内に発生する利息を本学が補給する制度である。この他にも日本学生支援機構奨学金や地方公共団体及び民間育英団体などが運営する奨学金制度、国の高等教育の修学支援新制度等を利用できる。【表 2-7】【資料 2-4-22】～【資料 2-4-29】
- ・全学的な経済的支援制度として「授業料等諸納付金の分納及び延納制度」を設けている。期限までに一括納付が困難な学生は、本学が許可した場合に授業料等を分納又は延納することができる。分納については前期又は後期の各期に3回を限度として分割して授業料等を支払うことができる。延納については本学が許可した場合に授業料等の支払いを本学が定めた期限まで延納することができる。【資料 2-4-30】
- ・本学は、学生が美術や音楽に親しむ機会を有効に活用し豊かな学生生活を支援するため「キャンパスメンバーズ制度」に加入している。本制度に加入している機関の入口で学生証を提示することにより、美術館は何度でも無料で利用することができる。また、広島交響楽団の対象のコンサートも無料で鑑賞することができる。【資料 2-4-31】

### (3) 2-4 の改善・向上方策(将来計画)

- ・令和4(2022)年度の「学生生活に関する実態調査」において「あなたは学生生活に満足していますか」の質問項目で、約92%の学生が「満足している」または「まあまあ満足している」と回答していることから、学生サービスは充実した内容となっているといえる。今後も継続して学生センター、学生課を中心に時代の変化や学生及び保護者等の要望に応じたサービスを実施していく。【資料 2-4-32】

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

<p><b>2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理</b></p> <p>■教育目的の達成のため、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報処理施設、付属施設などの施設・設備を適切に整備し、かつ有効に活用しているか。</p> <p>■施設・設備の安全性（耐震など）を計画に基づき適切に管理しているか。</p> <p>※エビデンス集（データ編）：【共通基礎】【表 2-10】</p> <p>※エビデンス集（資料編）：【資料 2-5-1】～【資料 2-5-8】</p>
--

- ・ 本学は広島市の中心部から公共交通機関で約 20 分のところに位置している。面積 13 万 5,054 m<sup>2</sup>の校地に延床面積 77,355 m<sup>2</sup>の校舎があり、大学 5,546 人、大学院 130 人、併設する短期大学 300 人という本学の収容定員に対する設置基準（大学設置基準・短期大学設置基準）を十分に満たしている。【共通基礎】
- ・ 設備・学修施設は、1 号館、5 号館、6 号館、7 号館、8 号館、9 号館、A 棟、まほろば館、図書館、クラブハウスがあり大学・大学院・併設する短期大学が利用している。2～4 号館が存在していないのは、耐震基準を満たさない旧 1～4 号館を平成 28(2016)年度に解体し、機能を新 1 号館に集約させ建替えを行ったためである。体育施設として、体育館、屋外運動場、トレーニングルーム、弓道場、テニスコートを設置している。また学内には、薬用植物園、安田自然観察農園、教材園などがあり街路樹も合わせると約 200 種類の植物を栽培している。健康や環境に配慮したキャンパスを構築するとともに授業で植物に触れる機会を設けている学科(教育学部児童教育学科、家政学部生活デザイン学科、家政学部管理栄養学科、薬学部薬学科)もあり教育効果を上げている。【表 2-10】【資料 2-5-1】【資料 2-5-2】
- ・ 学生食堂は、まほろば館 1 階の「学生食堂まほろば」に 530 席、5 号館 1 階の「カフェテリアこもれび」に 550 席を設けている。まほろば館 2 階には飲食スペースとして 160 席設け焼き立てパンを販売する「サンエトワール」を設けている。そのほかにケーキやクレープを販売する「Café de K」や 2 店舗のコンビニエンスストア「セブン-イレブン」を設けている。昼食時の混雑緩和や学内活性化を目的として 1 号館 1 階や屋外の芝生広場において外部の飲食店や弁当店、菓子店等を招いて定期的に販売を行っている。また家政学部管理栄養学科では、「給食経営管理臨地実習」を「学生食堂まほろば」で行っており、実習期間中は日替わり定食のメニューを学生が考案している。管理栄養学科はそのほかにも外部の飲食店等とコラボレーションし、1 号館 1 階で販売している弁当やパン、菓子等の開発に協力している。【資料 2-5-3】

- ・日本私立大学振興・共済事業団の「私立学校校舎等実態調査」に基づき算出される耐震化率は98.5%となっている。施設における耐震化については、課外活動施設であるクラブハウスを除き耐震性が確保されている。当該施設は、令和7(2025)年度の理工学部開設(設置構想中)に伴う新2号館の建設「新学科棟(新2号館)建設計画(案)」に基づき、取壊しを計画している。クラブハウスの代替施設は、別途設置する予定である。【資料2-5-4】【資料2-5-5】
- ・施設設備の使用については「施設使用(管理)規程」「安田女子大学・安田女子短期大学施設使用管理要領」に基づき、防火・防災管理については「学校法人安田学園消防計画」に基づき管財課を中心に行っている。広大な芝生広場や緑地は管財課分室及び委託業者により保守されている。また各種設備点検は、消防設備点検を年2回実施し不適合項目については即時に修繕を行っている。建築設備の維持管理は、建築設備点検・特定建築物定期調査・防火設備定期検査を年1回実施するとともに一級建築士による日常的な建物点検を行っている。昇降機はエレベータ・エスカレータの保守点検を月1回、定期点検を年2回、ホールの吊物点検を年1回行っている。そのほか、飲料水等の点検も含め関係規則を遵守して点検・整備を滞りなく実施して安全性を確保している。清掃については、特別科目「まほろば教養ゼミⅠ～Ⅳ」の時間での学生による教室清掃及び管財課分室による清掃を行うほか、委託業者による講義室、廊下などのワックス清掃やガラス清掃を年2回実施している。【資料2-5-6】～【資料2-5-8】
- ・安全・防犯面への配慮は、51台の防犯カメラを運用し夜間や日曜・祝日を含め24時間体制で警備員を常駐させ安全確保を図っている。令和2(2020)年度は、芝生広場に夜間照明を設置する等、継続して施設を整備している。また夜間などの非常時には緊急連絡網を通し、担当者・関係者への連絡・対応の体制を整えている。
- ・学習環境の整備は、計画的に実施している。令和4(2022)年度は、照度低下がみられる8号館の照明をLED化し、経年劣化した9号館東棟全域及び7号館大講義室の床を更新した。またA棟4階に学習支援センターの分室として、グループワーク等が行える空間を整備した。更に各研究科に分かれていた大学院の学生のための研究室を8号館5階に集結させた。令和5(2023)年度は、令和7(2025)年度に完成を目指す新2号館建設に伴う造成工事等を実施することとしている。【資料2-5-5】

## 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

■教育目的の達成のために、快適な学修環境を整備し、かつ有効に活用しているか。

■適切な規模の図書館を有しており、かつ、十分な学術情報資料を確保しているか。開館時間を含め図書館を十分に利用できる環境を整備しているか。

■教育目的の達成のため、コンピュータなどのICT環境を適切に整備しているか。

※エビデンス集(データ編)：【共通基礎】【表2-11】【表2-12】

※エビデンス集(資料編)：【資料2-5-9】～【資料2-5-18】

- ・図書館は授業期には8:00から21:00まで、休業期には9:00から18:00まで開館しており、約34万冊の図書、約8,300種類の学術雑誌(電子ジャーナル含む)のほか、語学学習用のCDやDVD等の視聴覚資料約9,700点を有している。また視聴覚室、AVブース、コンセントや無線LANを配した自習スペースやワークスペース、グループ研究室等

を備えている。令和元(2019)年度には、パーテーションに囲まれた個室型閲覧席を増設する等、利用者の多様なニーズに合わせた環境整備を進めている。【共通基礎】【表 2-11】

【資料 2-5-9】

- ・毎年度、専門領域の教育図書の更新と充実を図ることを目的として、各学科から図書館運営委員会へ学科推薦専門図書として購入申請された図書を購入している。このようにして購入された学科推薦図書の経費が、図書館図書購入費の約 1/3 を占める。残り約 2/3 については、学生からの購入希望図書、年鑑や白書等の継続図書、学生のニーズや各学科における学修・研究分野を踏まえて司書が選定した図書等を購入している。本学が契約している電子ジャーナル約 3,700 タイトルと電子ブック約 1,600 タイトルは、公式ホームページに掲載している。また公式ホームページから「蔵書検索 (OPAC)」、教員コンピュータから「My CARIN (図書館利用者ポータル)」にアクセスすれば、図書館に所蔵されている書籍を検索することができる。【資料 2-5-10】
- ・図書館の利用促進及び活性化を目的として図書館では、「図書館優良利用者表彰」や「選書キャンペーン」「図書展示コンテスト」「大学教員が選ぶ図書 150 冊」等のイベントや関連図書の展示を実施している。「図書館優良利用者表彰」は、年 2 回 (前期・後期)、優良利用者を「入館回数部門」と「貸出冊数部門」の 2 部門に分け各上位 3 人を表彰している。「選書キャンペーン」は、学生が図書館にあったら良いと思う図書を書店で選び、図書館でお勧めの本として展示する企画となっている。「図書展示コンテスト」は、2 名から 4 名のグループで応募し、決められた空間の中で自由なテーマを持って本の展示を競うコンテストとなっている。図書展示コンテストは、1 号館 1 階で行われ、学生や教職員による一般投票も実施している。「大学教員が選ぶ図書 150 冊」は、各学科に所属する様々な学問分野をバックグラウンドに持つ教員が「学生時代にこそ、手に取って読んでほしい図書」を推薦している。「大学教員が選ぶ図書 150 冊」は、公式ホームページでも公開している。【資料 2-5-11】～【資料 2-5-15】
- ・アクティブ・ラーニング等の多様な学修に対応するため 1 号館では、自習室のほか、グループ学修やプレゼンテーション、ワークショップ等、目的に応じた学修環境を提供するラーニングコモンズを設置している。そのほかにも<表 2-5-1>に示す場所が自習やグループワーク等のスペースとして利用できる。【資料 2-5-16】

<表 2-5-1> 自習可能な場所

場所		席数	
1 号館 ラーニングコ モンズ	1F	クリエイティブラウンジ	129 席
		ワークボックス	58 席
		ワークショップ	60 席
	2F	スタディホール	60 席
		マルチメディアラボ 【パソコン設置】	34 席
		グループスタディルーム	81 席
3F	バーチャルスタディルーム	—	
5 号館	1F	カフェテリアこもれび	550 席
	3F	音楽練習室・レッスン室	18 席
	4F	自習スペース	20 席

7号館	2F	CALL 教室 【パソコン設置】	80 席
8号館	地下 1F	音楽練習室	24 席
	1F	パフォーマンスcommons (ラーニングcommons)	—
9号館	1F	ICT センター 【パソコン設置】	50 席
	2F・4F	セミナールーム	16 席×2
	4F	ICT 教室 【パソコン設置】	50 席
	3F・5F	ワークルーム	48 席×2
	6F	ICT 教室 【パソコン設置】	50 席
A 棟	3F	インナーテラス	52 席
まほろば館	1F	学生食堂まほろば	530 席
	2F	ラウンジまほろば	160 席
図書館	1F	オープンスペース	48 席
	1F	AV ブース	24 席
	2F～4F	閲覧室 (個室閲覧室)	256 席
	2F	研究室	32 席
	2F	視聴覚室	9 席

- ・入学時に全ての学生に無償でノートパソコンを配付していることから、ラーニングcommonsをはじめ、ワークルーム、ラウンジまほろば、カフェテリアこもれび等の共有スペースにおいては、無線 LAN を整備している。またパソコンを常設している教室として、ICT 教室、CALL 教室のほかに、画像処理・映像処理・3D データ処理を行うことができる ICT センターでは、授業を行っていない時間には自習に利用できるようにしている。【表 2-12】【資料 2-5-17】
- ・公務員、教職、CA、税務・会計等の就職を目指す学生のための自主学習エリアとして、A 棟 4 階に「ラーニングコミュニティ」を設置している。各領域専用の関連図書を配置し、他学科の学生との交流及び情報交換の場としての利用や自習スペースの利用ができる。公務員・教職・CA 等の各勉強会に登録をすればいつでも自由に利用が可能である。また学習支援センター所属の専任教職員から指導を受けることができる。
- ・学生には一人一台のロッカーを設置している。ロッカールーム内には、パウダースペースや更衣ブースのほかに、実習やクラブ活動後に汗を流せるようにシャワールームを完備している。【資料 2-5-18】

### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

#### ■施設・設備の利便性（バリアフリーなど）に配慮しているか。

※エビデンス集（資料編）：【資料 2-5-19】

- ・高低差のあるキャンパスにおいてバリアフリー環境を整備するため、5 号館にエレベーターを設置し、5 号館 4 階と 6 号館 1 階を渡り廊下によって接続している。また 9 号館 エントランス扉を自動扉に改修、A 棟の外階段にスロープを設置する等、施設間アクセスの向上とともに、車椅子での移動においても負荷を軽減している。
- ・学生の安全を確保するため、学生が通過する頻度の高いキャンパス中央部は車両通行禁止とし、車両はキャンパスの外側を迂回するよう整備している。また教職員の通勤にお

いても、学生の通学が多い時間帯（7:45～9:00、月曜日～土曜日）は、車両での正門からの入場を制限し、西門又は北門を使用することとしている。【資料 2-5-19】

### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

■授業を行う学生数（クラスサイズなど）は教育効果を十分上げられるような人数となっているか。

※エビデンス集（資料編）：【資料 2-5-20】

- ・対象学年や授業内容を踏まえた上で、教育効果等を考慮してクラス編成を行っている。1授業科目あたりのクラス規模は資料の通りである。【資料 2-5-20】
- ・第1・2年次に開講する共通教育科目「英語コミュニケーションⅠ～Ⅳ」については、1クラス30人程度とし、ネイティブ教員と受講生が対話できるように編成している。
- ・受講規模の多い科目については、適宜クラスを分けて開講することで適切な規模を維持している。

#### (3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

- ・教育目的の達成のための学習環境は、各学科・研究科の特性等に合わせて整えている。
- ・令和7(2025)年度の理工学部開設（設置構想中）に向け、新たに新2号館建設の準備を進めている。新2号館の具体的なフロア割等は、快適な学修環境となるように協議している。併せて令和6(2024)年度には、新2号館建設のためのクラブハウス解体や、飲食スペース拡大のための「学生食堂まほろば」の改修工事を予定しており、快適な学習環境となるように努める。
- ・授業を行う学生数の管理は、授業内容や受講学生の要望等を加味しつつ教育効果が高まる編成を継続していく。

## 2-6. 学生の意見・要望への対応

### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

#### (1) 2-6の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

#### (2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

■学生への学修支援に関する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、学修支援の体制改善に反映しているか。

■学生生活に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、学生生活の改善に反映しているか。

■施設・設備に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、施設・設備の改善に反映しているか。

※エビデンス集（資料編）：【資料 2-6-1】～【資料 2-6-8】

- ・学内 2 カ所に学生・教職員の意見を聞く「意見箱」を常時設置し、意見の把握に努めている。投書については、学長が自ら確認し必要に応じて関係教職員にヒアリングを行った後、対応策を検討し学生掲示板、教育支援システム「まほろばポータル」及びグループウェアで全学生・教職員に回答している。令和 4(2022)年 5 月には、制服にスカートだけでなくパンツ（ズボン）も取り入れてほしいとの意見があった。それ以前から制服については協議をしていたが、本投書の意見も鑑み、令和 5(2023)年 5 月から在学生に先行販売を始め、令和 6(2024)年度入学生から本格導入を開始する。また令和 4(2022)年 6 月には、課外講座受講のために、「学生食堂まほろば」の夕飯提供時間の変更希望の投書があった。これを受け、夕食の開始時間を 17:30 から 17:00 へ変更した。【資料 2-6-1】～【資料 2-6-3】
- ・学生生活の実態を把握するため、毎年、本学独自の「学生生活に関する実態調査」を実施している。結果の集計・分析を行った後、FD 委員会、総務会、大学運営協議会へ資料として提出し学修環境の改善に役立てている。「学生生活に関する実態調査」を学修環境の改善に役立てた例として、朝食無料サービスの開始が挙げられる。「学生生活に関する実態調査」において「朝食を食べる頻度について」を 4 段階（毎日食べている、時々食べないこともある、時々食べている、食べていない）で調査している。平成 29(2017)年度・平成 30(2018)年度は「毎日食べている」が全体の約 60%を割る状態であったが、この状況を改善するために令和元(2019)年 6 月に朝食の無料提供を開始した。また、令和 3(2021)年 4 月からは 1 時限目の授業開始時刻を午前 9 時から午前 8 時 30 分に変更した。この変更を検討するにあたっては、令和 2(2020)年度の「学生生活に関する実態調査」において「通学手段」と「通学時間」を問う設問を新たに設け現状を把握し検討材料のひとつとした。【資料 2-6-4】～【資料 2-6-5】
- ・学生センター（学生課）は、学友会（学生の自主活動により文化活動や体育活動を通して学生相互の親睦を深めることを目的とした組織）から日常的に相談や報告を受けている。また学生センターは、学友会が主催するサークル等の部長が集まる「合同部長会」に年に 2・3 回程度陪席をし、学生からの要望や学生を取り巻く状況等の把握に努めている。
- ・令和元(2019)年 12 月以降、新型コロナウイルス感染症が世界で猛威を振るい、本学でも様々な行事が中止や延期となり、一部遠隔授業（オンライン授業）を実施した。そのため、学生の思いや状況を把握することを目的に令和 2(2020)年 11 月に学長補佐 2 人と学生 4 人による座談会を実施した。座談会では、大学はコロナ禍においてどのような信念を持ち対応してきたのか、学生はこの時期をどのように過ごしたのと感じてきたのかの感想や意見を述べ合った。学生の意見から、オンライン授業時に使用した Google Classroom の利点を聞く機会となった。オンライン授業後も対面授業の補助ツールとして継続して使用している。学長補佐と学生との座談会は、広報誌『まほろば』2021 年 1

月号に掲載し、冊子として学生・教職員に配付したほか、公式ホームページでも公開している。また広報誌『まほろば』2023年4月号では、オリエンテーションセミナー（上級生が企画をし新入生のために開催している2泊3日セミナー）をテーマとした教員と学生の座談会を掲載した。広報誌『まほろば』での座談会は、大学としての思いを学生に伝え、学生の意見等を把握する良い機会となっている。【資料2-6-6】【資料2-6-7】

- ・学生の意見・要望をもとに整備した施設・設備として、令和元(2019)年度にキャンパス内全てのトイレにウォシュレット・ウォームレットを取り付けたこと、令和3(2021)年度に1号館前の「水の広場」のベンチ周辺に日除け屋根を整備したことが挙げられる。これらは、心理学部現代心理学科で開講される「心理学課題演習」の授業において学生から大学（事務局）へ提案されたものである。「心理学課題演習」では、学生が「大学をさらによくしよう」をテーマに、事務局（管財課、入試広報課、図書課など）からインタビュー法により課題を引き出し、その課題内容に応じて学生の行動や意識を調査し、その結果をもとに学生目線から解決策の提案を行っている。【資料2-6-8】

### (3) 2-6の改善・向上方策（将来計画）

- ・学生の意見・要望の把握は「意見箱」「学生生活に関する実態調査」「座談会」等で実施し、学生の意見を参考に必要に応じて改善を行っている。これまでの取組みを継続しながら引き続き、学生の意見・要望の把握に努める。

### [基準2の自己評価]

- ・学生の受入れは、建学の精神「柔しく剛く」に基づいたアドミッション・ポリシーを公式ホームページ及び『入学試験ガイド』『大学院学生募集要項』に示すとともに、受入れ方針に沿った入学者選抜を実施している。入学者数については、入学年度によっては定員未充足の学部がある。広報や入試制度及びカリキュラムの見直し等を行い定員が充足できるように努める。
- ・学修及び授業の人的支援は、各センターを中心とする全学的な支援のほか、チューターや各学科に配置される学部事務課職員との連携により、教職協働による支援体制が実現している。退学者は、令和5(2023)年5月1日現在、大学全体0.5%となっており極めて少ないことから充実した支援ができていると自負している。
- ・キャリア支援は、過去10年間の平均就職率98%からもわかるように、教職協働で組織的な支援ができている。
- ・学生生活の安定のための支援は、学生センターを中心に毎年度内容等を見直しながら実施している。特に第1年次の早い段階で学生生活を安定させるような取組みを多く入れることで、退学者を出さないようにしている。令和4(2022)年度の「学生生活に関する実態調査」において「あなたは学生生活に満足していますか」の質問項目で、約92%の学生が「満足している」または「まあまあ満足している」と回答していることから、学生サービスは充実した内容となっている。
- ・学修環境の整備は、大学設置基準上必要な校地・校舎面積を満たしており、ノートパソコンの全学生への配付や教室設備への接続等、学修環境の整備は進んでいると評価している。またコロナ禍によるオンライン授業を機に、対面授業の補助ツールとしてGoogle



Classroom を毎学期開設し、資料配付や課題提出のために利用し新たな学修環境として定着している。

- 学生の意見・要望への対応は、学内2カ所に学生・教職員の意見を聞く「意見箱」を常時設置し、回答を教育支援システム「まほろばポータル」及びグループウェアに掲載する等、学生の意見をくみ上げるシステムを適切に整備し機能させている。また「学生生活に関する実態調査」「座談会」等も実施し、幅広く学生の意見・要望を把握するように努めている。
- これらのことから、基準2「学生」の基準は満たしていると判断する。

### 基準 3. 教育課程

#### 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

##### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

##### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

###### (1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

###### (2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

■教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを定め、周知しているか。

※エビデンス集（資料編）：【資料 3-1-1】【資料 3-1-2】

・ディプロマ・ポリシーは、使命・目的及び教育目的を反映させ、基準 2-1-① のアドミッション・ポリシーの作成と同様に、学長、学部長・学科長、研究科長・専攻長を中心に素案を作成し、大学、大学院、学部学科及び研究科専攻ごとに十分な審議を経た後に策定した。ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーの 3 つのポリシーは公式ホームページ上で公開している。【資料 3-1-1】【資料 3-1-2】

##### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

■ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を適切に定め、周知の上、厳正に適用しているか。

※エビデンス集（データ編）：【表 3-4】

※エビデンス集（資料編）：【資料 3-1-1】～【資料 3-1-15】

###### 1) 単位認定基準の策定と周知

・大学及び各学部学科のディプロマ・ポリシーにおいて、所定の単位を修得した学生に卒業を認定する旨を明示するとともに、卒業時に身に付けておくべき能力・態度を記載している。【資料 3-1-1】

・単位認定基準は「安田女子大学学則」第 9 条及び第 10 条において、「単位の基準及び単位認定」として定めている。単位の基準は「大学設置基準」第 21 条及び「安田女子大学学則」第 9 条に基づき 1 単位の授業科目に必要な学修時間を定めている。基本的には、これを基準に各学科が授業形態（講義、演習、実験・実習）を設定している。ただし、授業の方法や授業時間以外の学修時間を考慮している。講義科目は 15 時間の授業をもって、演習科目は 15 時間又は 30 時間の授業をもって、実験・実習科目は 30 時間又は 45 時間の授業をもって、それぞれ 1 単位としている。単位認定は「安田女子大学学則」第 10 条に「単位修得の認定は、試験、論文又は報告書その他の方法によって行い、一つの授業科目を履修した者に対しては、所定の単位を与える」と定めている。試験、論文又は報告書及び成績評価等の単位の認定に関する詳細については、各学部の「教育課程履修規程」に定めている。単位認定基準は、学科の教務委員やクラスのチューターから、

学期のはじめの学科ガイダンスやチューターガイダンスで『履修の手引』等を用いて学生に周知している。各授業科目の到達目標、評価方法等は、シラバスに記載し、学生に周知を図っている。【資料 3-1-3】～【資料 3-1-6】

- ・既修得単位の認定は、本学に入学する前に大学又は短期大学で修得した単位及び短期大学又は高等専門学校の特攻科において行った学修やそのほか文部科学大臣が別に定める学修を「安田女子大学学則」第9条の2で定める30単位を超えない範囲で本学の授業科目に読み替えて、単位を認定することができる。通常入学生で既修得単位を持っている場合、その認定にあたっては「既修得単位認定願」とそれを履修したときのシラバス、成績証明書を用いている。その単位認定に際しては、本学の所属する学科で必要とする授業科目の履修を優先させる等配慮を行っている。該当学生、認定単位数ともに少なく、卒業所要単位数に占める認定単位数の割合もごくわずかである。【資料 3-1-3】【資料 3-1-7】【資料 3-1-8】
- ・単位互換・単位認定等は、本学では一般社団法人教育ネットワーク中国に加盟している他大学・短期大学が提供する授業科目を履修した場合、総計8単位を限度に「共通教育科目」の単位として卒業要件に算入することができる。「教育ネットワーク中国」は、広島・島根の大学、短期大学、広島県私立中学高等学校協会等から構成され、単位互換、高大連携、生涯学習、教職員研修、地域社会との連携を主な事業としている。単位互換制度は、相互に学生の派遣及び受入れを行い、他大学において修得した単位を本学の単位として認定するものである。令和5(2023)年度は、本学を含む23の大学・短期大学等が単位互換制度に参加、207の授業科目が提供されている。なお、本学開講の授業科目で他大学等の学生を単位互換履修生として受入れる授業科目は、「共通教育科目」の教養科目の一部である。【資料 3-1-9】【資料 3-1-10】

## 2) 進級基準の策定と周知

- ・進級要件は薬学部薬学科のみにあり、「安田女子大学薬学部教育課程履修規程」第17条に定めている。「特別科目」「共通教育科目」「専門教育科目」について、第2年次から第3年次、第4年次から第5年次にかけての進級要件があり、要件を満たしていない場合には留年して必要な単位を修得することとなっている。進級要件は『履修の手引』に明記しているが、新入生には、新入生ガイダンスにおいても十分説明している。また上級生には、学年の初めの履修ガイダンスにおいて周知を重ねている。【表 3-4】【資料 3-1-4】【資料 3-1-11】

## 3) 卒業認定基準の策定と周知

- ・大学及び各学部学科が定めるディプロマ・ポリシーに沿った学修成果を修めた者には卒業を認定し、学位を授与する。学生の卒業、学位の授与については、「安田女子大学学則」第11条及び第12条に則り各学部教授会の議を経て学長が認定し適切に処理している。本学を卒業するためには、4年以上6年以下（薬学部は6年以上9年以下）在学し、所定の単位（128単位以上。薬学部薬学科においては197単位以上）を修得しなければならない。卒業認定基準は、『履修の手引』に明記し学生に周知している。【表 3-4】【資料 3-1-3】【資料 3-1-12】

## 4) 大学院の単位認定基準及び修了認定基準の策定と周知

- ・大学院の単位認定基準及び修了要件については、「安田女子大学大学院学則」第13条、第14条及び第15条に定め、『学生便覧』に明記し学生に周知している。修士課程及び博士前期課程は2年以上在学し、所定の授業科目を30単位以上修得の上、修士論文等の審査及び最終試験に合格することとしている。文学研究科博士後期課程においては3年以上在学し所定の授業科目を10単位以上、薬学研究科博士課程においては4年以上在学し所定の授業科目を32単位以上、看護学研究科博士後期課程においては3年以上在学し所定の授業科目を14単位以上修得の上、博士の学位論文の審査及び最終試験に合格することとしている。【資料3-1-13】【資料3-1-14】
- ・標準修業年限未滿で修了することができる措置については、次のとおりである。在学期間に関して、優れた研究業績を上げたと認める者については、修士課程及び博士前期課程の場合は1年以上在学、博士課程（薬学研究科を除く）の場合は本学大学院に3年（博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む）以上、薬学研究科博士課程の場合は本学大学院に3年以上在学すれば足りるものとする。「安田女子大学大学院学則」第14条の2、第15条の2及び第15条の3に定めている。【資料3-1-13】
- ・論文博士については、本学大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に対して博士の学位を授与することを「安田女子大学学位規程」第18条に定めている。同規程第27条では、最終試験は筆記又は口頭で行い、加えて、原則1種類の外国語の試験を筆答試問又は口頭試問として行うこととしている。ただし、大学院の博士課程又は博士後期課程に当該標準修業年限以上在学したもので、所定の単位を修得し退学後5年以内のものについては、外国語の試験を免除すると定めている。【資料3-1-15】

### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

■ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を適切に定め、周知の上、厳正に適用しているか。

※エビデンス集（データ編）：【表3-2】【表3-4】

※エビデンス集（資料編）：【資料3-1-1】【資料3-1-4】【資料3-1-16】～【資料3-1-25】

#### 1) 単位認定基準の厳正な適用

- ・単位認定の基準になる成績評価については、科目ごとに、ディプロマ・ポリシーにおいて定めている教育目標の6つの資質・能力「倫理観・使命感」「知識・技能・態度」「思考力・判断力・表現力」「自律性の確立」「社会性・コミュニケーション能力」「多様性の受容と理解」のうち、いずれを達成するものであるかを可視的に定めたカリキュラムマップを示した上で、授業担当教員はカリキュラムにおけるその授業の位置付けと達成目標及び評価方法にしたがって達成度を総合的に評価している。成績評価基準は<表3-1-1>の通りである。成績評価基準は、各学部の「教育課程履修規程」に定めている。

【表3-2】【資料3-1-1】【資料3-1-4】【資料3-1-16】

<表 3-1-1> 成績評価基準

評価	評価基準(点)	単位	備考
秀(S)	100～90	認定	GPA の計算対象
優(A)	89～80		
良(B)	79～70		
可(C)	69～60		
不可(D)	59～0	不認定	
欠席(F)	試験欠席		
抹消(M)	受験資格等なし		
合格	—	認定	
不合格	—	不認定	「学校等支援活動」の成績評価

- 成績評価について疑義のある学生は、成績発表後 1 週間以内に授業担当者に直接申し出ることができる制度を設け、評価の公平性を図っている。成績発表及び問合せについては、『履修の手引』に記載されているほか、教育支援システム「まほろばポータル」を通じて毎学期学生に通知している。学生は、成績発表時に各科目の成績評価、修得済単位数、当該学期の GPA (Grade Point Average)、入学時からの累計 GPA 等を確認することができ、自身の学修成果の把握と次学期の学修計画に活用している。【資料 3-1-17】  
【資料 3-1-18】

- GPA は、チューターによる学修指導、免許・資格の取得に必要な各種実習の参加要件等に活用している。【資料 3-1-19】【資料 3-1-20】

#### 2) 進級基準の厳正な適用

- 進級要件がある薬学部薬学科では、後期末の薬学部教授会において 2 年次及び 4 年次の進級判定を公正かつ厳格に行っている。進級判定は、薬学部薬学科の学科会議及び薬学部教授会で審議され、それをもとに学長が決定することとしている。【表 3-4】【資料 3-1-21】

#### 3) 卒業認定基準の厳正な適用

- 卒業判定は卒業要件に従い、2 月に開催される学部教授会で厳格に審議され、それをもとに学長が決定することとしている。【表 3-4】【資料 3-1-22】

#### 4) 大学院の単位認定基準及び修了認定基準の厳正な適用

- 単位認定基準となる成績評価については、履修した授業科目の単位認定は、試験又は研究報告によるものとしている。授業科目の成績の評価は「安田女子大学大学院における履修手続等に関する細則」に定め「秀・優・良・可・不可」の 5 段階の評語をもって表し、「秀・優・良・可」をそれぞれ合格とし不可を不合格としている。合格した授業科目については、所定の単位を与えている。学位論文及び最終試験の判定の結果は、合格又は不合格で表すこととしている。【表 3-2】【資料 3-1-23】
- 修士論文等の各専攻での学位の審査にあたっては、学位に付記する専攻分野の名称により、研究科委員会に審査を付託し、学長が当該研究科の専攻・課程担当の研究指導教員のうちから 3 人以上の審査委員会審査委員を選出し審査している。博士論文においては、学位に付記する専攻分野の名称により、研究科委員会に審査を付託し、学長が当該研究科・専攻担当の研究指導教員のうちから 3 人以上の審査委員会審査委員を選出し審査している。た

だし、必要がある場合は、他大学等の教員を審査員に加えることができる。学位審査の透明性・客観性という点では、各専攻内において修士論文と博士論文の「研究経過発表会」「公開発表会」等を実施している。【資料 3-1-15】【資料 3-1-24】

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・本学の単位認定、卒業認定は、適切な成績の評価方法、評価・認定基準に沿って厳格に行っている。評価の厳格さという点で教員間において評価に著しい偏りが生じないように、毎年度学科長等によるシラバスチェックを実施している。今後も継続していく。【資料 3-1-25】
- ・大学院の単位認定・修了認定も、シラバスに明記している評価基準にしたがって適切に行っている。修了認定も研究科ごとに定められた基準にしたがって適切に行っており、全体として大きな問題はない。今後は、学位審査の透明性・客観性を高める措置として、各専攻とも学位論文の発表会を学内だけでなく学外にも公開する等の工夫も行っていく。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

<b>3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知</b>
■教育目的を踏まえ、カリキュラム・ポリシーを定め、周知しているか。
※エビデンス集（資料編）：【資料 3-2-1】【資料 3-2-2】

- ・カリキュラム・ポリシーは、教育目的を達成するため基準 2-1-①のアドミッション・ポリシーの策定と同様に、学長、学部長・学科長、研究科長・専攻長を中心にディプロマ・ポリシーに基づき素案を作成し、大学、大学院、学部学科及び研究科専攻ごとに十分な審議を経た後に策定した。ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーの 3 つのポリシーは公式ホームページ上で公開している。【資料 3-2-1】  
【資料 3-2-2】

<b>3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性</b>
■カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保しているか。
※エビデンス集（資料編）：【資料 3-2-1】【資料 3-2-3】【資料 3-2-4】

- ・カリキュラム・ポリシーは、建学の精神「柔しく剛く」及びディプロマ・ポリシーに基づいて定めており一貫性は確保している。ディプロマ・ポリシーで示した6つの教育目標「倫理観・使命感」「知識・技能・態度」「思考力・判断力・表現力」「自律性の確立」「社会性・コミュニケーション能力」「多様性の受容と理解」に沿って、カリキュラム・ポリシーを定め、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに一貫性を持たせている。ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーで掲げている教育目標が、具体的にどの授業科目に関連するかを示したカリキュラムマップを作成している。また、教育課程の体系的性を示すためにカリキュラムツリーを作り、学生への周知・指導に使用している。【資料 3-2-1】【資料 3-2-3】【資料 3-2-4】

### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

- カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、実施しているか。
- シラバスを適切に整備しているか。
- 履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫を行っているか。

※エビデンス集（資料編）：【資料 3-2-5】～【資料 3-2-10】

- ・シラバスは、授業の概要及び授業の目標（一般目標）、到達目標（観点別行動目標）、授業計画、評価の方法、授業外学習（教室外学修）へのアドバイス、教科書、参考文献、学生へのメッセージ、オフィスアワーを記載し、学内外から何時でも閲覧できるように、公式ホームページ上で公開している。各担当教員が作成したシラバスについては、学科長等による組織的なチェックを行っている。【資料 3-2-5】【資料 3-2-6】
- ・単位制度の実質化のため、学修すべき授業科目を精選することで学修時間を確保し授業内容を修得できるように、全学的に1学期あたりの上限単位数24単位のCAP制を設けている。CAP制の趣旨を保つための対策（授業外学修）として『履修の手引』に1単位の授業に必要な学修時間を明記し、教務委員やチューターによる履修指導を行うとともに、各授業のシラバスには「授業外学習へのアドバイス」の欄を設けて、予習・復習の内容や時間を示し授業外学修を促進している。【資料 3-2-7】【資料 3-2-8】
- ・教育課程は、カリキュラム・ポリシーに沿った内容となっており各学部学科に共通した「特別科目」及び「共通教育科目」と、各学部学科独自の「専門教育科目」で編成している。【資料 3-2-9】
- ・各学科における教育課程は以下の通り体系的に編成している。

#### 1) 文学部日本文学科

- ・日本文学科では、大学及び学部の目的に沿って、主として人文・社会系諸学の知識を広く授け、日本語学、日本文学（漢文学を含む。）、日本文化及び関連諸学を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力の展開を図るとともに、幅広い職業人及び中学校・高等学校の国語科教員等の専門的職業人を養成することを目的としている。
- ・日本文学科で学ぶ学生一人ひとりが学修を円滑に開始し、学士課程を通して広く深い学識を身に付け、文学に関わる知識や技術をもって、豊かな社会を創造する能力を身に付けて、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を達成し、社会の中で主体

的に行動できる人材になることができるように、カリキュラム・ポリシーに沿って教育課程を編成・実施している。

- ・教育課程は、「特別科目」「共通教育科目」「専門教育科目」を体系的に編成し、言葉や文学の専門家にふさわしい基礎知識・応用能力・創造力に関する十分な知識・技能を育成するために、日本語学、日本文学（漢文学を含む。）、日本文化、中国文学、書道等に関する授業科目を有機的に組み合わせた4年制教育課程を編成している。
- ・「専門教育科目」は、「基本科目・卒業研究」及び「領域科目」で編成し、その中を「日本語学日本文学」「日本文化」「中国文学」「書道」「領域関連」及び「卒業研究」で分類している。「日本語学日本文学」では、文法など日本語運用能力・表現力の向上及び日本の言語で書かれた文学作品の厳密な解釈を学ぶ。「日本文化」では、文学作品が成立した歴史的背景への認識を深化させる。「中国文学」では、日本文学・文化の成立の前提になった中国文学への認識を深化させる。なお、本学科の教育課程の特色として「書道」区分を設けている。
- ・本学科の教育課程は、基礎から応用へと発展させるものとし、第1年次は、知識や研究法の基本を幅広く学び、第2年次は、演習授業を中心に調査・プレゼンテーション技術を鍛える。第3年次は、各領域から専門を選択し、卒業研究のゼミが始まる。第4年次は、卒業研究を完成させ、卒業論文の形で成果を発表する。
- ・日本文学科の卒業要件は、「特別科目」から4単位以上、「共通教育科目」から32単位以上、「専門教育科目」から92単位以上を含む128単位以上修得することとなっている。「専門教育科目」における卒業要件は、「基本科目・卒業研究」から31単位、「領域科目」から41単位を含む合計72単位以上を修得することとなっている。【資料3-2-9】

## 2) 文学部書道学科

- ・書道学科では、大学及び学部の目的に沿って、主として人文・社会系諸学の知識を広く授け、書学、書法及び関連諸学を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力の展開を図るとともに、幅広い職業人及び高等学校の芸術科（書道）教員、中学校・高等学校の国語科教員等の専門的職業人を養成することを目的としている。
- ・書道学科で学ぶ学生一人ひとりが学修を円滑に開始し、学士課程を通して広く深い学識を身に付け、書道学が漢字文化圏の文化を支える歴史性・思想性・芸術性に富む学問であることを踏まえ、豊かな人間性と高い倫理観、そして幅広い教養の上に、書道学の専門性を身に付けて、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を達成し、社会の中で主体的に行動できる人材になることができるように、カリキュラム・ポリシーに沿って教育課程を編成・実施している。
- ・教育課程は、「特別科目」「共通教育科目」「専門教育科目」を体系的に編成し、書道の学術面を追求する「書学」、芸術面を追求する「表現」の2領域を専門領域の骨格に置き、教養教育・専門教育が有機的に組み合わされた4年制教育課程を編成している。
- ・「専門教育科目」は、卒業必修科目の「基本科目・卒業研究」と、選択科目の「展開科目」及び「関連科目」で編成している。「基本科目」及び「展開科目」は、書道学を学術面・芸術面の両面から体系的に学修できるよう、それぞれを書学領域と表現領域に区分している。また「関連科目」は、日本語学日本文学関係の授業科目（中国文学を含む。）、日本・中国の文化と歴史に関する授業科目を開設している。教育課程は、基礎から応用へ



と発展させるものとし、ステージⅠ～Ⅲの3段階で構成している。ステージⅠは、高校との接続、補完及び大学書道教育への導入、ステージⅡは、学部教育としての書道基礎力の養成と専門への導入、ステージⅢは「書道専門教育」と「独自重点教育」の2分野とし、「書道専門教育」は一部ステージⅡと重複進行としつつ、より広範な内容を展開する。「独自重点教育」は、学科の特性上必須である個性の伸長を図る独自科目並びに自身の学修成果をまとめる卒業研究の2分野を置き、それぞれを関連づけて展開する授業科目配置を行っている。

- ・書道学科の卒業要件は、「特別科目」から4単位以上、「共通教育科目」から32単位以上、「専門教育科目」から92単位以上を含む128単位以上修得することとなっている。「専門教育科目」における卒業要件は、「基本科目・卒業研究」から35単位、「展開科目」及び「関連科目」から37単位を含む合計72単位以上を修得することとなっている。【資料3-2-9】

### 3) 文学部英語英米文学科

- ・英語英米文学科では、大学及び学部の目的に沿って、主として人文・社会系諸学の知識を広く授け、英語学、英米文学、英米文化及び関連諸学を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力の展開を図るとともに、幅広い職業人及び中学校・高等学校の外国語科(英語)教員等の専門的職業人を養成することを目的としている。
- ・英語英米文学科で学ぶ学生一人ひとりが学修を円滑に開始し、学士課程を通して広く深い学識を身に付け、あわせて豊かな人間性と高い倫理観、そして幅広い教養の上に、英語学修者としての専門性を身に付けて、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を達成し、社会の中で主体的に行動できる人材になることができるように、カリキュラム・ポリシーに沿って教育課程を編成・実施している。
- ・教育課程は、「特別科目」「共通教育科目」「専門教育科目」を体系的に編成し、英語学、英米文学、英米文化、英語教育学等に関する授業科目を有機的に組み合わせ、高度な英語運用能力及びグローバルな視点からものごとを判断できる思考力を育成できるように4年制教育課程を編成している。
- ・「専門教育科目」は、「基本科目・卒業研究」及び「領域科目」で編成し、「領域科目」を「英語基礎技能」「英語応用技能」「英語学・言語学」「英米文学」及び「異文化理解」に分類している。「専門教育科目」は、英語の4基本技能(リーディング(読む力)、リスニング(聞く力)、スピーキング(話す力)及びライティング(書く力))の習熟を目指して、体系的に編成し、原則として授業科目は、全て英語で実施し、習熟度に配慮したクラス編成をしている。
- ・教育課程は、基礎から応用へと発展させるものとし、第1・2年次前期は、高等学校から大学への円滑な接続ができるよう、初年次教育や補習教育を充実させる基礎領域とし、英語の発音・文法・読解・聴解・作文そして英会話などの4年間の言語学修及び言語活動の基礎となる科目を中心に履修する。第2年次後期は、英語運用能力の獲得のために、全員アメリカ又はカナダにおける長期の海外留学(STAYS:STudy Abroad for Yasuda Students)を行う。第3・4年次は、発展領域とし、社会に出てから各分野で活躍することを目指す選択科目を多く展開する。第3年次後期には、卒業研究が始まり、第4年次

は、自身で決めた研究を完成させ成果を発表するとともに、研究成果を論文に仕上げ提出する。

- ・英語英米文学科の卒業要件は、「特別科目」から4単位以上、「共通教育科目」から32単位以上、「専門教育科目」から92単位以上を含む128単位以上修得することとなっている。「専門教育科目」における卒業要件は、「基本科目・卒業研究」から33単位、「領域科目」から39単位を含む合計72単位以上を修得することとなっている。【資料3-2-9】

#### 4) 教育学部児童教育学科

- ・児童教育学科では、大学及び学部の目的に沿って、教育愛と責任感、自立心とコミュニケーション能力を有し、教育学、心理学（教育心理・発達心理）、教科教育学、幼児教育学、保育学及び関連諸学を修めた人間性豊かな小学校教員、幼稚園教員、保育士等の専門的職業人を養成することを目的としている。
- ・児童教育学科で学ぶ学生一人ひとりが学修を円滑に開始し、学士課程を通して広く深い学識を身に付け、あわせて教育者として豊かな人間性と高い倫理観、そして幅広い教養の上に、教育学・保育学の専門性及び実践的指導力を身に付けて、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を達成し、小学校教員、幼稚園教員、保育士等として主体的に行動できる人材となることができるように、カリキュラム・ポリシーに沿って教育課程を編成・実施している。
- ・教育課程は、「特別科目」「共通教育科目」「専門教育科目」を体系的に編成し、文部科学省による「教職課程コアカリキュラム」（平成29(2017)年11月）を基本に、本学科独自の講義科目や演習・実習科目を加え、教養教育・専門教育の2者が有機的に組み合わせられた4年制教育課程を編成している。
- ・「専門教育科目」は、「基本科目・卒業研究」「領域科目」及び「関連科目」で編成し、初等教育・幼児教育の教員養成・保育士養成を軸に編成している。具体的には、教育学、心理学（発達心理・教育心理）、教科教育学、幼児教育学・保育学、教育実習・保育実習、関連科目及び卒業研究に分類している。
- ・教育・保育の専門性を高めるために、第2年次からは、「小学校教諭養成コース」「幼稚園教諭・保育士養成コース」に分かれたカリキュラムを選択し、学修を深化・充実させることとしている。教育課程は、教員養成を単に教育職員免許法に定められた授業科目に限ることなく、教職に必要な資質を幅広い観点から総合的に捉えている本学科の理念・目的に基づいて編成している。また専門的力量形成のために教職に特化したキャリア科目を開設し、4年間に体系的・継続的に教職キャリアの充実を図ることができるようにしている。そのほかに、教育の視野を広げること及び英語能力の向上を目指し、カナダ・ヴィクトリア大学と協定し短期留学制度を設けている。また広島市教育委員会と学校等との協定に基づき、学校等の教育活動の支援を行うことを通じて実践的に学ぶ「学校等支援活動」も行っている。
- ・児童教育学科の卒業要件は、「特別科目」から4単位以上、「共通教育科目」から32単位以上、「専門教育科目」から92単位以上を含む128単位以上修得することとなっている。「専門教育科目」における卒業要件は、「基本科目・卒業研究」から24単位、「領域科目」「関連科目」を含む合計72単位以上を修得することとなっている。【資料3-2-9】

#### 5) 心理学部現代心理学科

- ・現代心理学科では、大学及び学部の目的に沿って、心理学の基礎理論と方法に基づいた心理学の臨床、発達・教育、社会・人間領域及び関連諸学を修め、それを社会に活かすことのできる専門的職業人及び幅広い職業人を養成することを目的としている。
- ・現代心理学科で学ぶ学生一人ひとりが学修を円滑に開始し、学士課程を通して広く深い学識を身に付け、心理学が、自らを知り、社会に貢献できる人材を育てることのできる学問であることを踏まえ、豊かな人間性と高い倫理観、そして幅広い教養の上に、心理学の専門性を身に付けて、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を達成し、社会の中で主体的に行動できる人材になることができるように、カリキュラム・ポリシーに沿って教育課程を編成・実施している。
- ・教育課程は、「特別科目」「共通教育科目」「専門教育科目」を体系的に編成し、日本学術会議対外報告の基準カリキュラム「心理学教育の基準カリキュラム」（学士課程における心理学教育の質的向上とキャリアパス確立に向けて 2008 年）と公益社団法人日本心理学会の認定心理士単位認定基準を基本に、本学と本学科のカリキュラム・ポリシーに沿った学科独自の講義科目や演習・実習科目を加え、教養教育・専門教育の2者が有機的に組み合わせられた4年制教育課程を編成している。
- ・「専門教育科目」は、卒業必修科目の「基本科目・卒業研究」と選択科目の「展開科目」で編成している。「基本科目」では、心理学の知識の修得及びオリエンテーションとしての授業科目、技能修得のオリエンテーションとしての授業科目を開設している。「展開科目」では、「発達・教育」「社会・対人関係」「健康科学」「臨床心理学」「学校保健」の領域に分類し、説明理論や技法理論、方法論の講義や演習科目を段階的・系統的に展開している。
- ・教育課程は、基礎から応用へと発展させるものとし、第1年次は、広がりのある教育と、心理学の知識や研究法の基本をバランスよく学ぶ。第2年次は、調査・データ解析・統計等を加えて専門的に発展させながら自分の関心を固める。第3年次は、卒業研究のゼミが始まり、各領域から専門を選択し、第4年次には、自身で決めた研究を完成させ、成果を発表する。研究成果は論文に仕上げ、提出する。
- ・現代心理学科の卒業要件は、「特別科目」から4単位以上、「共通教育科目」から32単位以上、「専門教育科目」から92単位以上を含む128単位以上修得することとなっている。  
「専門教育科目」における卒業要件は、「基本科目・卒業研究」から36単位、「展開科目」から36単位を含む合計72単位以上を修得することとなっている。【資料3-2-9】

#### 6) 心理学部ビジネス心理学科

- ・ビジネス心理学科では、大学及び学部の目的に沿って、心理学を基礎としつつ、それと並んで社会学、経済学、経営学など直接現代社会に関わる諸学を修め、それを社会に活かすことのできる専門的かつ幅の広い職業人を養成することを目的としている。
- ・ビジネス心理学科で学ぶ学生一人ひとりが学修を円滑に開始し、学士課程を通して広く深い学識を身に付け、あわせて豊かな人間性と高い倫理観、更には課題解決能力を身に付けて、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を達成し、社会の中で主体的に行動できる人材になることができるように、カリキュラム・ポリシーに沿って教育課程を編成・実施している。

- ・教育課程は、「特別科目」「共通教育科目」「専門教育科目」を体系的に編成し、心理学諸領域の基礎知識と、社会学・経済学・経営学などの関連諸領域の知識を有機的に連結した4年制教育課程を編成している。
- ・「専門教育科目」は、「学科基礎」「心理学基礎」「心理学応用」「心理学展開Ⅰ・Ⅱ」及び「その他実践科目」で編成している。「学科基礎」は、文字どおりの専門基礎科目の入門科目として心理学と関連諸領域の2つの柱の入門科目で構成している。「心理学基礎」は、心理学への専門的入門科目として構成しており、理論的部分から心理学的技能修得の手掛かりまで展開している。「心理学応用」は、応用のための諸理論を学び、実践的応用能力涵養のために実習・演習科目を開設している。「心理学展開Ⅰ（社会心理領域）」では、社会の様々な位相を細かく知るための科目群を開設している。また「心理学展開Ⅱ（ビジネス心理領域）」では、応用のための理論修得のために、「心理学展開Ⅰ」を発展させた授業科目により、ビジネス関連分野への展開を図っている。更に卒業研究及び卒業論文を通して、社会の様々な場面での課題発見・解決能力の育成、そして論理性と批判的実証的態度に裏付けされた研究マインドの醸成を図る。「その他実践科目」は、実践能力を発展させることができるよう体系的に編成している。
- ・教育課程は、基礎から応用へと発展させるものとし、第1年次は、広がりのある教育と、心理学の知識や研究法の基本をバランスよく学ぶ。第2年次は、調査・データ解析・統計等を加えて専門的に発展させながら自分の関心を固める。第3年次は、卒業研究のゼミが始まり、各領域から専門を選択し、第4年次には、自身で決めた研究を完成させ、成果を発表する。研究成果は論文に仕上げ、提出する。
- ・ビジネス心理学の卒業要件は、「特別科目」から4単位以上、「共通教育科目」から32単位以上、「専門教育科目」から92単位以上を含む128単位以上修得することとなっている。「専門教育科目」における卒業要件は、「学科基礎」から12単位、「心理学基礎」から14単位、「心理学応用」から4単位、「心理学展開Ⅱ」から6単位、「心理学展開Ⅰ」及び「その他実践科目」を含む合計72単位以上を修得することとなっている。【資料3-2-9】

#### 7) 現代ビジネス学部現代ビジネス学科

- ・現代ビジネス学科では、大学及び学部の目的に沿って、グローバル化する現代社会の要請に応じて、ビジネスに関する高度な専門知識と実務能力、そして豊かな人間関係を構築できる国際的なコミュニケーション力を兼ね備えた人材を養成することを目的としている。
- ・現代ビジネス学科で学ぶ学生一人ひとりが学修を円滑に開始し、学士課程を通して広く深い学識を身に付け、あわせて豊かな人間性と高い倫理観、更には課題解決能力を身に付けて、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を達成し、社会の中で主体的に行動できる人材になることができるように、カリキュラム・ポリシーに沿って教育課程を編成・実施している。
- ・教育課程は、「特別科目」「共通教育科目」「専門教育科目」を体系的に編成し、3つのコース「ビジネスマネジメントコース」「ビジネスファイナンスコース」「ビジネスICTコース」の各学問分野の授業科目を開設し、専門分野の知識や技能、技術の修得を図れるように4年制教育課程を編成している。

- ・「専門教育科目」は、「専門基礎科目」「専門基幹科目」及び「専門演習・卒業研究」で編成している。
- ・教育課程は、基礎から応用へと発展させるものとし、第1年次は、体験と理論学修を融合するシミュレーション学修により、ビジネスへの関心を高め、基礎知識を修得するとともに、自己の適性を見定め、履修コース選択に備える。第2年次から、3コース「ビジネスマネジメントコース」「ビジネスファイナンスコース」「ビジネスICTコース」に分かれたカリキュラムを選択し、基礎から応用まで順を追って無理なく学修できるように編成している。そこでは、理論的な学修とともに、インターンシップ及び実務家教員による授業など、実務との繋がりを重視した講義、演習及び実習等を有機的に組み合わせた授業科目を展開する。また本学科独自の海外研修を用意しグローバルなビジネスに触れる機会を設けている。
- ・現代ビジネス学科の卒業要件は、「特別科目」から4単位以上、「共通教育科目」から32単位以上、「専門教育科目」から92単位以上を含む128単位以上修得することとなっている。「専門教育科目」における卒業要件は、「専門基礎科目」から35単位、「専門基幹科目」から12単位、「専門演習・卒業研究」から10単位を含む合計72単位以上を修得することとなっている。【資料3-2-9】

#### 8) 現代ビジネス学部国際観光ビジネス学科

- ・国際観光ビジネス学科では、大学及び学部の目的に沿って、人的、物的、経済的資源や情報資源などの諸資源を活用して行うビジネス活動を通して、人と人がともに生きるボーダーレスな社会を目指すために、国際観光・ビジネス・文化に関する高度な専門知識、ビジネスマネジメント能力、豊かな人間関係を構築できるコミュニケーション力、国際的な視野と高い職業観を有する人材を養成することを目的としている。
- ・国際観光ビジネス学科で学ぶ学生一人ひとりが学修を円滑に開始し、学士課程を通して広く深い学識を身に付け、観光学が経済学・経営学・文化人類学・ホスピタリティマネジメントに関わる学問であることを踏まえ、豊かな人間性と高い倫理観、そして幅広い教養の上に、国際観光ビジネス・文化に関する専門性を身に付けて、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を達成し、社会の中で主体的に行動できる人材になることができるように、カリキュラム・ポリシーに沿って教育課程を編成・実施している。
- ・教育課程は、「特別科目」「共通教育科目」「専門教育科目」を体系的に編成し、教養教育科目・専門教育科目・実習科目の3者が有機的に組み合わせられた4年制教育課程を編成している。
- ・「専門教育科目」は、「専門基礎科目」「専門基幹科目」及び「専門演習・卒業研究」で編成し、基礎から応用へと発展させるものとしている。
- ・教育課程は、第1年次には、国際観光ビジネスを学ぶための基礎となるビジネス分野・コミュニケーション分野、ビジネスにおいて高いキャリア意識を有する人材の基礎となるリーダーシップ力醸成分野について強化的に学修する。第2年次前期は、国際観光ビジネスの基礎、異文化理解、ビジネスコミュニケーションスキルを本格的に学び、専門的な知識・スキルの育成を図る。第2年次後期又は第3年次前期は、全員ハワイ大学マノア校で、長期の海外留学（HIBISCUS program:Hawaii International Business Tourism

& Culture Studies program) を行うことで、国際コミュニケーション力や実践力を身に付ける。第3・4年次は、より専門性が高くより実践的な授業科目を観光経営・観光振興の面から学び、専門性の発展を図る。第4年次には、「卒業研究」「卒業論文」を通じ、国際観光ビジネスにおける課題発見・解決能力の育成、そして研究マインドの醸成を図る。

- ・国際観光ビジネス学科の卒業要件は、「特別科目」から4単位以上、「共通教育科目」から32単位以上、「専門教育科目」から92単位以上を含む128単位以上修得することとなっている。「専門教育科目」における卒業要件は、「専門基礎科目」から35単位、「専門基幹科目」から9単位、「専門演習・卒業研究」から6単位を含む合計72単位以上を修得することとなっている。【資料3-2-9】

#### 9) 現代ビジネス学部公共経営学科

- ・公共経営学科では、大学及び学部の目的に沿って、「公共」「法律」「経済」「経営」の知識と幅広い教養、コミュニケーション能力、情報化・グローバル化に対応する交渉能力を兼ね備え、理論と実践の融合を図る公共経営の専門家であり、そして行政・企業・NPOなどの組織において社会のニーズや問題に対応して「新しい価値を創造」し、社会・地域の発展に寄与できる人材を養成することを目的としている。
- ・公共経営学科で学ぶ学生一人ひとりが学修を円滑に開始し、学士課程を通して広く深い学識を身に付け、幅広い教養・豊かな人間性の涵養を図るとともに、「公共」「法律」「経済」「経営」の知識と課題追求・課題解決能力を備えた高度な専門性を身に付けて、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を達成し、社会の中で主体的に行動できる人材になることができるように、カリキュラム・ポリシーに沿って教育課程を編成・実施している。
- ・教育課程は、「特別科目」「共通教育科目」「専門教育科目」を体系的に編成し、2つの履修モデル「公共政策モデル」「総合ビジネスモデル」の各学問分野の授業科目を開設し、専門分野の知識や技能、技術の修得を図れるように4年制教育課程を編成している。
- ・「専門教育科目」は、「専門基礎科目」「専門基幹科目」「専門関連科目」及び「専門演習・卒業研究」で編成し、基礎から応用まで順を追って無理なく学修できるように編成している。そこでは、理論的な学修とともに、ワークショップやディスカッションを行い、より実践的な課題解決能力を修得し、理論と実践の融合を図れるように講義及び演習を適切に組み合わせた授業を展開している。
- ・教育課程は、第1・2年次は、幅広い教養とビジネスの基礎を身に付けるとともに、官公庁や非営利団体などで見学実習を行い、学修意欲を高める。第3年次以降は2つの履修モデル「公共政策モデル」「総合ビジネスモデル」に基づいて、各学問分野の授業科目の体系的な履修により高い専門性と実践力を身に付ける。更に「卒業研究」を通して実践的な課題解決力を身に付け、研究マインドの醸成を図る。
- ・公共経営学科の卒業要件は、「特別科目」から4単位以上、「共通教育科目」から32単位以上、「専門教育科目」から92単位以上を含む128単位以上修得することとなっている。「専門教育科目」における卒業要件は、「専門基礎科目」から11単位、「専門基幹科目」から26単位、「専門関連科目」から20単位、「専門演習・卒業研究」から8単位を含む合計72単位以上を修得することとなっている。【資料3-2-9】

#### 10) 家政学部生活デザイン学科

- 生活デザイン学科では、大学及び学部の目的に沿って、諸学の知識を広く授け、伝統的な「衣」「食」「住」の分野のみならず、「環境」「健康」分野の視点を加えた、人間の生活の質的向上を目指す家政学を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力の展開を図るとともに、真に健康で快適な生活をデザイン（創造）できる専門的職業人を養成することを目的としている。
- 生活デザイン学科で学ぶ学生一人ひとりが学修を円滑に開始し、学士課程を通して広く深い学識を身に付け、家政学が人類の福祉と生活の向上を目指した学問であることを踏まえ、豊かな人間性と高い倫理観、そして幅広い教養の上に、家政学の専門性を身に付けて、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を達成し、社会の中で主体的に行動できる人材になることができるように、カリキュラム・ポリシーに沿って教育課程を編成・実施している。
- 教育課程は、「特別科目」「共通教育科目」「専門教育科目」を体系的に編成し、「衣」「食」「住」「環境」「健康」の分野を有機的に組み合わせた4年制教育課程を編成している。
- 「専門教育科目」は、「基本科目・卒業研究」及び「展開科目」で編成し、「展開科目」は「衣」「食」「住」「健康・環境」及び「関連科目」に分類している。
- 教育課程は、第1年次は、「生活をデザインすることとは何か」「真に健康で心豊かな人間生活とは何か」について科学的に捉えるための知識基盤の形成を目指す。第2年次からは、2コース「生活デザインコース」「建築デザインコース」に分かれたカリキュラムを選択し、「衣」「食」「住」に関する知識と技術を「健康・環境」の視座から専門的に発展させながら、自己の関心を固めることを目指す。第3年次は、卒業研究のゼミが始まり、「衣」「食」「住」「健康・環境」の4領域から1つのテーマを選択し、追究する。第4年次は、研究を完成させ、成果を発表すると同時に、卒業論文としてひとつのテーマを設定し、オリジナルな手法で結論を導く。
- 生活デザイン学科の卒業要件は、「特別科目」から4単位以上、「共通教育科目」から32単位以上、「専門教育科目」から92単位以上を含む128単位以上修得することとなっている。「専門教育科目」における卒業要件は、「基本科目・卒業研究」から22単位、「展開科目」から50単位を含む合計72単位以上を修得することとなっている。【資料3-2-9】

#### 11) 家政学部管理栄養学科

- 管理栄養学科では、大学及び学部の目的に沿って、諸学の知識を広く授け、食生活の健全性を人間の真の健康の本質として捉え、食の安全と健康の維持管理のみならず、人間の生活の質的向上に関わる管理栄養学を教授研究して、知的、道徳的及び応用的能力の展開を図るとともに、管理栄養士をはじめとする栄養管理の専門的職業人を養成することを目的としている。
- 管理栄養学科で学ぶ学生一人ひとりが学修を円滑に開始し、学士課程を通して広く深い学識を身に付け、栄養学が人類の福祉と生活の向上を目指した学問であることを踏まえ、豊かな人間性と高い倫理観、そして幅広い教養の上に、栄養学の専門性を身に付けて、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を達成し、社会の中で主体的に行

動できる人材になることができるように、カリキュラム・ポリシーに沿って教育課程を編成・実施している。

- ・教育課程は、「特別科目」「共通教育科目」「専門教育科目」を体系的に編成し、「食」と「健康」の分野を有機的に組み合わせた4年制教育課程を編成している。
- ・「専門教育科目」は、「専門基礎科目」「基幹科目」「展開科目」及び「卒業研究」で編成している。
- ・教育課程は、基礎から応用へと発展させるものとし、第1年次は、管理栄養士として必要な専門知識を学ぶための基礎を作るため、食品学や調理学とともに人体の基本について学ぶ。第2年次は、第1年次で履修した基礎科目について実験実習を行いながら知識を実践的に修得するとともに、疾患についての理解や栄養療法についての学修を開始する。また管理栄養士として地域社会への貢献についての授業科目が加わる。第3年次は、食品の衛生管理や大量調理（給食）、病態に応じた栄養管理、栄養情報の教育方法などこれまでに学んだ知識を総合的に理解し実践する能力を養う授業科目を配置するとともに、自分で考え、問題を解決する能力を養うため、卒業研究を開始する。第4年次は、病院や保健センターでの実習（臨地実習）を行い、積み上げた知識や技能を実際の現場で生かす訓練を行う。また卒業研究を完成させることにより、深く学び探究した疑問についてまとめることとそれをプレゼンテーションする能力を養成する。
- ・管理栄養学科の卒業要件は、「特別科目」から4単位以上、「共通教育科目」から32単位以上、「専門教育科目」から92単位以上を含む128単位以上修得することとなっている。「専門教育科目」における卒業要件は、「専門基礎科目」から6単位、「基幹科目」から10単位、「展開科目」から6単位、「卒業研究」から8単位を含む合計72単位以上を修得することとなっている。【資料3-2-9】

## 12) 家政学部造形デザイン学科

- ・造形デザイン学科では、大学及び学部の目的に沿って、諸学の知識を広く授け、生活者の視点に立ち、造形に係る知識・技術等をもって豊かな生活の在り様を提案し、人間社会を豊かにする実践的技術・態度を身に付けた専門的職業人を養成することを目的としている。
- ・造形デザイン学科で学ぶ学生一人ひとりが学修を円滑に開始し、学士課程を通して広く深い学識を身に付け、大学及び学部・学科の目的に沿って、諸学の知識を広く授け、生活者の視点に立ち、造形に係る知識・技術等をもって豊かな生活の在り様を提案し、人間社会を豊かにする実践的技術・態度を身に付けて、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を達成し、社会の中で主体的に行動できる人材になることができるように、カリキュラム・ポリシーに沿って教育課程を編成・実施している。
- ・教育課程は、「特別科目」「共通教育科目」「専門教育科目」を体系的に編成し、基礎造形力、ICT技術力、総合造形力を育成するために、家政学を基盤とする様々な造形に関する講義・演習が有機的に組み合わされた4年制教育課程を編成している。
- ・「専門教育科目」は、「専門基礎科目」「基幹科目」「展開科目」及び「卒業研究」で編成し、基礎造形力、ICT技術力、総合造形力を涵養する体系的な教育課程とする。「専門基礎科目」では、自然科学・人文科学の分野にこだわらず、自然・社会・文化と人間の理解に関する内容を「基幹科目」「展開科目」に関連付けながら幅広く学ぶ。「基幹科目」



では、芸術・創作活動を通して審美眼、表現技術を磨き、更に制作過程におけるディスカッションの中でより高度なコミュニケーション能力を身に付ける。「展開科目」では、最新テクノロジーを理解・駆使し、使いこなすことで、培った表現力を増幅し、社会の新たな価値を創造できる能力を身に付ける。

- ・教育課程は、基礎から応用へと発展させるものとし、第3年次から各領域の中から決定した卒業プロジェクトのテーマに基づき、卒業制作・論文執筆を行い、問題解決のために自ら学修する態度、総合的に物事に取り組む姿勢と能力の育成を図る。
- ・造形デザイン学科の卒業要件は、「特別科目」から4単位以上、「共通教育科目」から32単位以上、「専門教育科目」から92単位以上を含む128単位以上修得することとなっている。「専門教育科目」における卒業要件は、「専門基礎科目」から24単位、「基幹科目」から11単位、「展開科目」から12単位、「卒業研究」から6単位を含む合計72単位以上を修得することとなっている。【資料3-2-9】

### 13) 薬学部薬学科

- ・薬学科では、大学及び学部の目的に沿って、生命科学・薬学分野の学術を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力の展開を図るとともに、専門的職業人として人間性・創造性豊かな薬剤師を養成することを目的としている。
- ・薬学科で学ぶ学生一人ひとりが学修を円滑に開始し、学士課程を通して広く深い学識を身に付け、薬学が人間の生命に関わる学問であることを踏まえ、豊かな人間性と高い倫理観、そして幅広い教養の上に、薬学の専門性を身に付けて、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を達成し、社会の中で主体的に行動できる人材になることができるように、カリキュラム・ポリシーに沿って教育課程を編成・実施している。
- ・教育課程は、「特別科目」「共通教育科目」「専門教育科目」を体系的に編成し、薬学系人材養成の在り方に関する検討会による「薬学教育モデル・コアカリキュラム」平成25(2013)年度改訂版を基に、本学独自の講義科目や実習を加え、教養教育・専門教育・実務実習の3者が有機的に組み合わせられた6年制教育課程を編成している。
- ・「専門教育科目」は、「基礎薬学科目」「医療薬学科目」及び「薬学演習・卒業研究」で編成している。
- ・「基礎薬学科目」及び「医療薬学科目」は、第1年次から段階的・系統的に開講し、実践の学びとしての薬学を体系的に学ぶ。その間、臨床医学の知識にも接することで、チーム医療の中の一員としての自覚を促す。第5年次には、病院及び薬局での実務実習を通して、医療現場で薬剤師に求められる知識・技能・態度を身に付ける。第5・6年次では、「薬学演習」及び「卒業研究」を通じ、医療現場における課題発見・解決能力の育成、そして研究マインドの醸成を図る。更に基礎薬学の反復教育（臨床から基礎への振り返り学修）を実施するほか、本学科独自のアドバンスト科目も開講する。
- ・薬学科の卒業要件は、「特別科目」から4単位以上、「共通教育科目」から32単位以上、「専門教育科目」から161単位以上を含む197単位以上修得することとなっている。「専門教育科目」における卒業要件は、「基礎薬学科目」から62単位、「医療薬学科目」から85単位、「薬学演習・卒業研究」から9単位を含む合計161単位以上を修得することとなっている。【資料3-2-9】

### 14) 看護学部看護学科

- ・看護学科では、大学及び学部の目的に沿って、健康科学・看護学の学術を教授研究し、知的、道徳的及び応用能力の展開を図るとともに、専門的職業人として人間性及び実践力に優れた看護師を養成することを目的としている。
- ・看護学科で学ぶ学生一人ひとりが学修を円滑に開始し、学士課程を通して広く深い学識を身に付け、看護学が人間の生命に関わる学問であることを踏まえ、豊かな人間性と高い倫理観、そして幅広い教養の上に、看護学の専門性を身に付けて、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を達成し、社会の中で主体的に行動できる人材になることができるように、カリキュラム・ポリシーに沿って教育課程を編成・実施している。
- ・教育課程は、「特別科目」「共通教育科目」「専門教育科目」を体系的に編成し、文部科学省による『看護学教育モデル・コア・カリキュラム～「学士課程においてコアとなる看護実践能力」の修得を目指した学修目標～』（「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会・最終報告」平成 29(2017)年 10 月）を基に、本学独自の講義科目や実習を加え、教養教育・専門教育・実務実習の 3 者が有機的に組み合わせられた 4 年制教育課程を編成している。
- ・「専門教育科目」は、「専門基礎分野」「専門分野」で編成し、医療人としての人間性の涵養と専門家としての知識・技術の修得、実践能力の獲得を目指して編成する。「専門基礎分野」では、第 1・2 年次に医療・看護の基礎となる「人体の構造と機能」「疾病の成り立ちと回復の促進」及び「健康支援と社会保障制度」を学ぶ。「専門分野」では、「基礎看護学」「地域・在宅看護論」「成人看護学」「老年看護学」「小児看護学」「母性看護学」「精神看護学」「看護の統合と実践」及び「臨地実習」を段階的・系統的に学べるように授業科目を配置する。その他に、第 2 年次に視野を広げること及び英語能力の向上を目指し、カナダにおいて約 4 週間の短期留学を設ける。さらに、保健師・助産師教育課程（保健師科目、助産師科目）を選択すると、「公衆衛生看護学」及び「助産学」を学ぶことができる。
- ・看護学科の卒業要件は、「特別科目」から 4 単位以上、「共通教育科目」から 32 単位以上、「専門教育科目」から 92 単位以上を含む 128 単位以上修得することとなっている。「専門教育科目」における卒業要件は、「専門基礎分野」から 23 単位、「専門分野」から 66 単位を含む合計 92 単位以上を修得することとなっている。【資料 3-2-9】

・各研究科・専攻における教育課程は、以下の通り体系的に編成している。

1) 文学研究科日本語学日本文学専攻（博士前期課程・博士後期課程）

<博士前期課程>

- ・文学研究科日本語学日本文学専攻（博士前期課程）では、日本語学・日本文学（漢文学・日本文化論を含む。）・国語教育学に関し、広い視野に立って精深な学識を授け、学修の専門深化と総合化を図り、専攻分野における研究能力の基礎を養うとともに、研究者、中等学校国語教員等、高度の専門性を有する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的としている。
- ・教育課程は、カリキュラム・ポリシーに沿って「日本語学」「日本文学」及び「国語教育学」の 3 分野並びに「共通科目」で編成・実施している。「日本語学」では、日本語の歴

史的研究や現代日本語の研究、更に他言語との対照研究や日本語教育など幅広く研究できるようにしている。「日本文学」では、古代から現代までの日本の文学について、文献学的研究を中心に、作品成立論や、作品の構造論、表現論など様々な観点からそれぞれ研究を進められるようになっている。「国語教育学」では、中学校・高等学校の国語科教員、高等学校芸術科（書道）教員を目指す人や、国語及び書道の授業力の向上を図りたい現職教員の要望にも応えられるように、言語コミュニケーション能力、現代文読解、古典（古文・漢文）読解力の向上を目的とする演習を設けている。以上の3研究分野のほかに「共通科目」を設け、幅広い学究的視野の育成を図っている。

- ・文学研究科日本語学日本文学専攻（博士前期課程）の修了要件は、2年以上在学し、専攻で定める授業科目を30単位以上修得し、必要な研究指導を受けた上、博士前期課程の目的に応じ、修士論文等の審査及び最終試験に合格しなければならないこととなっている。また所属する研究分野以外の2研究分野から各4単位以上を修得することとし、幅広く履修できるようにしている。【資料3-2-10】

#### <博士後期課程>

- ・文学研究科日本語学日本文学専攻（博士後期課程）では、日本語学（国語教育学を含む。）・日本文学（漢文学・日本文化論を含む。）に関し、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、研究の高度化と研究能力の涵養を図るとともに、高度に専門的な業務に従事するために必要な学識と研究能力を養うことを目的としている。
- ・教育課程は、博士前期課程の3研究分野「日本語学」「日本文学」及び「国語教育学」を2研究分野「日本語学・国語教育学」「日本文学」に統合し、より専門性の高い研究ができるように、カリキュラム・ポリシーに沿って編成・実施している。
- ・文学研究科日本語学日本文学専攻（博士後期課程）の修了要件は、3年以上在学し、専攻で定める授業科目を10単位以上修得し、必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならないこととなっている。【資料3-2-10】

### 2) 文学研究科英語学英米文学専攻（博士前期課程・博士後期課程）

#### <博士前期課程>

- ・文学研究科英語学英米文学専攻（博士前期課程）では、英語学・英米文学（欧米文化論を含む。）・英語教育学に関し、広い視野に立って精深な学識を授け、学修の専門深化と総合化を図り、専攻分野における研究能力の基礎と優れた英語の運用能力を養うとともに、研究者、中等学校英語教員等、高度の専門性を有する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的としている。
- ・教育課程は、カリキュラム・ポリシーに沿って「英語学」「英米文学」及び「英語教育学」の3分野並びに「共通科目」で編成・実施している。「英語学」では、英語の歴史的研究、英米文学作品を資料とした言語芸術の美的・構造的性質を探究する研究、現代の言語理論に基づいた英語の理論的・実証的研究を行う。「英米文学」では、近代以降現代に至る英文学系譜をたどりつつ、特に英国ルネッサンス文学、ロマン派文学、アイルランド文学の性質を研究する。併せて、リアリズム文学を中心とする現代アメリカ文学の研究を通して現代人の抱える普遍的な問題点を考察する。この2領域では、英国文化、米国文化、ヨーロッパ文化についてその時代的変遷と現代の諸相を比較文化的、民俗学的視点から扱う。「英語教育学」では、外国語としての英語の教授と学修を中心的対象領域とし

て、これにかかわる外国語習得論、学習者論、教材論、方法論、評価論等を共時的、通時的、実証的アプローチで研究し、英語教育の理論と実践について考察する。以上の 3 研究分野のほかに「共通科目」を設け、幅広く確固たる学究的視野の育成を図っている。

- ・文学研究科英語学英米文学専攻（博士前期課程）の修了要件は、2 年以上在学し、専攻で定める授業科目を 30 単位以上修得し、必要な研究指導を受けた上、博士前期課程の目的に応じ、修士論文等の審査及び最終試験に合格しなければならないこととなっている。また所属する研究分野以外の 2 研究分野から各 4 単位以上を修得することとし、幅広く履修できるようにしている。【資料 3-2-10】

#### <博士後期課程>

- ・文学研究科英語学英米文学専攻（博士後期課程）では、英語学（英語教育学を含む。）・英米文学（文化論を含む。）に関し、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、研究の高度化と研究能力の涵養を図るとともに、高度に専門的な業務に従事するために必要な学識と研究能力を養うことを目的としている。
- ・教育課程は、博士前期課程の 3 研究分野「英語学」「英語教育学」及び「英米文学」を 2 研究分野「英語学・英語教育学」「英米文学」に統合し、より専門性の高い研究ができるように、カリキュラム・ポリシーに沿って編成・実施している。
- ・文学研究科英語学英米文学専攻（博士後期課程）の修了要件は、3 年以上在学し、専攻で定める授業科目を 10 単位以上修得し、必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならないこととなっている。【資料 3-2-10】

### 3) 文学研究科教育学専攻（博士前期課程・博士後期課程）

#### <博士前期課程>

- ・文学研究科教育学専攻（博士前期課程）では、教育学・心理学・臨床心理学に関し、学修の専門深化と総合化を図り、専門的な学識と研究能力の基礎を養うとともに、研究者、幼稚園教員、初等中等学校教員、学校心理士、公認心理師、臨床心理士等、高度の専門的資質・能力を身に付けた職業人を育成することを目的としている。
- ・文学研究科教育学専攻（博士前期課程）は、2 コース「教育学・心理学コース」「臨床心理学コース」に分かれている。
- ・教育課程は、カリキュラム・ポリシーに沿って「教育学」「心理学」及び「臨床心理学」の 3 分野並びに「関連科目」で編成・実施している。「教育学」では、教育実践及び教育支援に関する高度な専門的知識を獲得し、理論的探求力を涵養するとともに、実践的応用的能力や技能を身に付けることのできる授業科目を開設し、様々な観点から研究を進められるようになっている。「心理学」及び「臨床心理学」では、公認心理師、臨床心理士養成課程の指定カリキュラムに準拠し、心理教育相談室での実習を軸とした幅広い心理臨床実践の能力を身に付けられる授業科目を開設している。以上の 3 研究分野のほかに「関連科目」を設け、幅広い学究的視野の育成を図っている。
- ・文学研究科教育学専攻（博士前期課程）の修了要件は、2 年以上在学し、専攻で定める授業科目を 30 単位以上修得し、必要な研究指導を受けた上、博士前期課程の目的に応じ、修士論文等の審査及び最終試験に合格しなければならないこととなっている。また「教育学・心理学コース」では、主として研究する分野以外の 2 研究分野から各 4 単位以上を修得することとしている。「臨床心理学コース」では、主として研究する分野以外

の研究分野から8単位以上を修得することとし、幅広く履修できるようにしている。【資料3-2-10】

<博士後期課程>

- ・文学研究科教育学専攻（博士後期課程）では、教育学・心理学・臨床心理学に関し、専門分野における研究の高度化と高度の研究能力の涵養を図り、研究者及び高等教育の人材を育成することを目的としている。
- ・教育課程は、博士前期課程の3研究分野「教育学」「心理学」及び「臨床心理学」について、より専門性の高い研究ができるように、カリキュラム・ポリシーに沿って編成・実施している。
- ・文学研究科教育学専攻（博士後期課程）の修了要件は、3年以上在学し、専攻で定める授業科目を10単位以上修得し、必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならないこととなっている。【資料3-2-10】

4) 家政学研究科健康生活学専攻（修士課程）

- ・家政学研究科健康生活学専攻（修士課程）では、家政学分野の中でも特に健康関連領域について、人間における内部環境と生活環境の分野から学識を深め、ホリスティックに教育・研究を行うことによって、「健康な生活」について、時代と社会の要請に応えることのできる人材を養成することを目的としている。
- ・教育課程は、カリキュラム・ポリシーに沿って「基本科目」「展開科目」及び「実践科目」並びに「特別研究」で編成・実施している。「基本科目」では、健康生活全体を俯瞰する授業科目及び健康生活に共通して必要な能力・技術を身に付ける授業科目を配置している。「展開科目」には、専門的、かつ実践的な知識・技術の修得をはかる授業科目として、内部環境の実態と在り様を研究する食環境学に関する科目、外部環境の実態と在り様を研究する生活環境に関する科目、諸学を総合して環境と人間の生活の在り様を研究し、健康の意味と社会貢献を目的とする健康生活学に関する科目を配置している。「実践科目」は、修得した知識・技術を具体的に実践する演習科目を配置し、生活を彩る具体的な方法を研究する内容等の授業科目を配置している。「特別研究」は、修士論文又は課題研究を完成させることを目的とした内容である。
- ・家政学研究科健康生活学専攻（修士課程）の修了要件は、2年以上在学し、専攻で定める授業科目を30単位以上修得し、必要な研究指導を受けた上、修士課程の目的に応じ、修士論文等の審査及び最終試験に合格しなければならないこととなっている。また「基本科目」から6単位、「実践科目」から4単位、「展開科目」から12単位以上、及び「特別研究」から8単位を含む合計30単位以上を履修することとしている。【資料3-2-10】

5) 薬学研究科薬学専攻（博士課程）

- ・薬学研究科薬学専攻（博士課程）では、医療に関して高度な専門知識・技能を有し、あわせて優れた研究能力を有する人材、かつ、薬物治療を通して高度医療に貢献できる薬剤師を養成することを目的としている。
- ・教育課程は、カリキュラム・ポリシーに沿って「分子生命制御学分野」「病態解析治療学分野」及び「特別研究」で編成・実施している。「分子生命制御学分野」及び「病態解析治療学分野」では、基礎薬学、医療・応用薬学及び臨床医学を統合的に組み入れ、基礎及び臨床にわたる薬学を体系的に学修し、先端科学及び医療の進歩に対応できる能力、

臨床の現場で化学的視点を持って最新の薬物療法が実施できる応用能力を培う授業科目を開設している。「特別研究」は、第1年次から第4年次前期にかけて専門性を深化させ、博士の学位論文を完成させることを目的とした内容である。

- ・薬学研究科薬学専攻（博士課程）の修了要件は、4年以上在学し、専攻で定める授業科目を32単位以上修得し、必要な研究指導を受けた上、博士課程の目的に応じ、博士の学位論文についての研究の成果（論文1報）の審査及び最終試験に合格しなければならないこととなっている。また講義・演習から18単位以上、「特別研究」から14単位を含む合計32単位以上を履修することとしている。【資料3-2-10】

#### 6) 看護学研究科看護学専攻（博士前期課程・博士後期課程）

##### <博士前期課程>

- ・看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）では、疾病構造とともに変容する対象者のニーズに効果的かつ効率的に応えるために、高度の理論的知識基盤と優れた分析力を有し、臨床におけるリーダーシップ、教育、研究を通じて、既存の看護実践の在り方を改革・発展させるとともに、ヒューマンケアリングの精神に則り相手に寄り添うことのできる柔しさを実現できる専門職業人を養成することを目的としている。
- ・看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）は、「療養生活支援コース」「看護管理コース」の2コースに分かれている。
- ・教育課程は、カリキュラム・ポリシーに沿って「共通科目」「専門支持科目」及び「専門科目」並びに「研究科目」で編成・実施している。「共通科目」は、「看護教育学特論」「看護研究特論」「リーダーシップ特論」等、専門職業人としての基礎的能力が修得できるように編成されている。「専門支持科目」は、「看護理論特論」「看護倫理・コンサルテーション特論」「人材育成論」「批判的文献購読」「免疫・感染症学特論」「フィジカルアセスメント特論」等、専門知識の拡大が図られるように編成されている。「専門科目」は、「療養生活支援分野」（母子看護学、成人・高齢者看護学）「看護管理」等、専門知識の深化が図られるように編成されている。以上の3研究分野のほかに「研究科目」として、「看護学特別研究Ⅰ～Ⅳ」を設け、より専門性の高い研究ができるように教育課程を編成している。
- ・看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）の修了要件は、2年以上在学し、看護学専攻で定める授業科目を30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士前期課程の目的に応じ、修士論文等の審査及び最終試験に合格しなければならないこととなっている。また「共通科目」から7単位、「専門支持科目」から5単位、「専門科目」から8単位、「研究科目」から10単位を含む合計30単位以上履修することとしている。【資料3-2-10】

##### <博士後期課程>

- ・看護学研究科看護学専攻（博士後期課程）では、人々のwell-beingの向上のために、看護学を基盤としながら、諸学（医学・疫学等）の知見や研究方法を取り入れることで看護学の創造性を引き出し、包括的な視点から看護学の発展推進に貢献できる人材を養成することを目的としている。
- ・教育課程は、「専門科目」及び「研究科目」の2分野からなり、学生が博士前期課程における学修を基礎にして、更なる視野の拡大を図りつつ、自らの研究課題の追究を通して

専門研究を深化させ、自立的な研究態度と研究能力を身に付けることができるように、カリキュラム・ポリシーに沿って編成・実施している。

- ・看護学研究科看護学専攻（博士後期課程）の修了要件は、3年以上在学し、看護学専攻で定める授業科目を14単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならないこととなっている。また「専門科目」から4単位、「研究科目」から10単位を含める14単位を修得することとしている。【資料3-2-10】

### 3-2-④ 教養教育の実施

#### ■教養教育を適切に実施しているか。

※エビデンス集（資料編）：【資料3-2-11】～【資料3-2-16】

- ・本学では全学部学科共通科目として、「特別科目」及び「共通教育科目」を設けている。
- ・「特別科目」では、通年の卒業必修科目「まほろば教養ゼミⅠ～Ⅳ」を開講している。「まほろば教養ゼミⅠ～Ⅳ」は、「人格の完成を目指す」という本学の教育理念を実現するために、チューターが学生と密にコミュニケーションを図りながら、指導・助言を行い、学生が自らの人格育成の道筋を修得するための授業である。「まほろば教養ゼミⅠ～Ⅳ」は、「安田を知る」「学びを知る」「自分を知る」「社会を知る」の4つの柱を立て、倫理性を培い総合的な判断力及び豊かな人間性を涵養するためにクラスごとに特色豊かに運営されている。例えば、学生がテーマを決め調査・発表を行い、それに対してチューターを含めたクラス全体でディスカッションを行うことで、プレゼンテーション能力やコミュニケーション能力の養成、学修に対するモチベーションの獲得等を図っている。また学科全体で、学長や招聘教授の講話、健康教育講演会、防犯・消費者教育講演会等も行っている。「安田を知る」「学びを知る」「自分を知る」「社会を知る」の側面から、建学の精神「柔しく剛く」の理解を深めることで、「柔しく剛く」が意図することを学んでいる。また知育を図るにあたって、豊かな情操を養い、こころを育てるようにし、知育そのものについても、断片的な知識の集積ではなく、知識を基盤として課題探求能力を高め、理解力や判断力そして豊かな創造性を養うことの大切さを自覚させるよう努めている。【資料3-2-11】～【資料3-2-13】
- ・「共通教育科目」は、「キャリア科目」「教養科目」及び「基礎科目」に分かれており、主として初年次の段階で履修する科目として位置付けている。「共通教育科目」は、幅広い教養への導入として、また技術の修得や言語の修得、健全な心身の育成を目的として全学部全学科に共通して開講している。【資料3-2-14】
- ・「共通教育科目」の充実には、「安田女子大学全学共通教育に関する規程」により共通教育部が中心となり行っている。共通教育部は「共通教育部運営会議」を開き、カリキュラムの編成及び教育方法の改善等について検討している。共通教育部は、教務センター次長が代表を務め、各学科の委員、教養科目代表教員、情報科目代表教員、健康科目代表教員、外国語科目代表教員で構成している。各学科の教務委員が「共通教育部運営会議」の委員を兼務することで、それぞれの専門教育科目に応じた履修指導に繋がっている。【資料3-2-15】

- ・「共通教育科目・キャリア科目」は、「生きる」「学ぶ」「働く」「奉仕」をキーワードに、働き方更には生き方を考える科目である。進路、職業選択を考え、目標を持って学生生活を充実させながら、「特別科目」及び「共通教育科目・教養科目、基礎科目」そして「専門教育科目」を学ぶための力を高めることも重要なねらいとしている。  
「共通教育科目・キャリア科目」には、「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」「ボランティア活動」「インターンシップ」「職と食ーパティシエ実習」がある。【資料3-2-14】
- ・「共通教育科目・教養科目」は、「人間理解」「社会理解」「国際理解」「科学技術理解」の4つの分野において、学生が興味を持つテーマで分かりやすい授業を展開している。幅広い教養を身に付け、それをステップとしてそれぞれの分野で柔軟な考え方をもって、より深い学問の修得へと発展させることで大学の教育理念の実現に向け、豊かな人間性の涵養を目標としている。「共通教育科目・教養科目」は、全学部学科の教員がそれぞれの専門分野において、他分野の学生が教養として身に付けられる授業を展開している。【資料3-2-14】【資料3-2-18】
- ・「共通教育科目・基礎科目（情報処理科目）」は、本学の全ての学生に対しコンピュータを自由自在に使いこなせるリテラシーの獲得、情報革命とよばれる変化の本質を理解し対応できる基礎的な能力の獲得及びAIやビッグデータに対応したデータサイエンスの解析能力の獲得等を目的として開講している。これらの科目は、近年の中・高等学校の情報教育の進展に鑑み、習熟度別のクラスで実施している。情報化社会において必要とされるコンピュータの基本的な技術は、第1年次に開講される「情報処理基礎Ⅰ～Ⅳ」で修得できる。更に高度なコンピュータの技術を学びたい学生は、「情報処理演習A～D」を履修する。「情報処理基礎Ⅰ～Ⅳ」は令和4(2022)年度に、文部科学省「数理・データサイエンス・AI教育プログラム（リテラシーレベル）」に認定されている。【資料3-2-14】【資料3-2-16】
- ・「共通教育科目・基礎科目（健康スポーツ科目）」は、次代を担うリーダーとして育っていくため、また明るく豊かな生活を送るためには「健康なこころとからだ」が必要不可欠であるため、スポーツを通して生きる力の基礎となる健康の増進と体力の向上を図ることを目的としている。「共通教育科目・基礎科目（健康スポーツ科目）」では、「健康スポーツA～C」と「野外活動」を開講している。「健康スポーツA～C」では、「総合スポーツ」「テニス」「バレーボール」「ダンス」等の授業があり、学生は希望する授業を履修できる。また「野外活動」では、学内での講義に加え夏季休業中に3泊4日の林間キャンプを行っている。【資料3-2-14】
- ・「共通教育科目・基礎科目（外国語科目）」は、「聞く」「話す」「読む」「書く」の技能を養成するとともに、発信型学習に重きを置き外国語によるコミュニケーション力を養うことを目的としている。卒業要件として、第1年次から第2年次で開講する「英語リーディングⅠ・Ⅱ」「英語ライティングⅠ・Ⅱ」「英語コミュニケーションⅠ～Ⅳ」の中から6単位以上を修得することが必要となる。なおそれぞれの授業科目は、その授業内容から前期と後期を継続して履修することを推奨している。また文学部日本文学科と書道学科においては、卒業に必要とする6単位に「中国語コミュニケーションⅠ～Ⅳ」の単位を含めることができる。【資料3-2-14】



- ・「共通教育科目・基礎科目（基礎養成科目）」は、基礎知識の充足を目指す科目で「基礎国語演習」「基礎社会演習」「基礎数学演習」「基礎理科演習」「基礎生物演習」「基礎化学演習」「基礎物理演習」の7つの科目からなる。これらの科目は選択科目・1単位であり、4単位を上限として卒業要件の共通教育科目 32 単位に算入することができる。【資料 3-2-14】

### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

■アクティブ・ラーニングなど、授業内容・方法に工夫をしているか。

■教授方法の改善を進めるために組織体制を整備し、運用しているか。

※エビデンス集（資料編）：【資料 3-2-17】～【資料 3-2-30】

#### 1) 英語・国語・数学のプレースメントテストの実施

- ・全新生を対象に、国語・数学・英語の実力を測定するためプレースメントテストを入学直後に実施している。国語・数学の結果により、大学で必要な水準に達していない学生に対して「共通教育科目・基礎科目（基礎養成科目）」の履修を勧めている。また英語の結果は、「英語コミュニケーションⅠ」「英語リーディングⅠ」のクラス分けの指標として使用している。プレースメントテストの実施及び分析報告は、インスティテューショナル・リサーチ委員会（IR委員会）が担当し、分析結果を学科にフィードバックし指導の参考としても活用している。【資料 3-2-17】【資料 3-2-18】

#### 2) タイピングテストの実施

- ・全新生を対象にタイピングテストを行い、その結果に基づいて「情報処理基礎Ⅰ・Ⅱ」を習熟度別にクラス編成し、学生がそれぞれの能力にあった授業を受けることができるようにしている。【資料 3-2-18】

#### 3) 海外研修プログラム

- ・グローバル化に対応し国際的に活躍できる人材を養成するために、本学では多様な海外研修プログラムを設けている。長期留学として、文学部英語英米文学科アメリカ/カナダ派遣 5 ヶ月留学「STAYS」（英語英米文学科第 2 年次全員対象・16 単位）、現代ビジネス学部国際観光ビジネス学科国際観光ハワイ派遣 5 ヶ月留学「HIBISCUS program」（国際観光ビジネス学科第 2 年次又は第 3 年次全員対象・16 単位）がある。短期留学としては、教育学部児童教育学科海外教育語学研修「SEEC」（2 単位）、現代ビジネス学部現代ビジネス学科海外語学ビジネス研修 A・B「G.LABOS A・B」（各 2 単位）、看護学部看護学科国際交流・実践「IEAP」（2 単位）、全学科共通プログラム北米文化語学演習「NACLPL」（2 単位）、全学科共通プログラム中国文化語学演習「CCLPL」（2 単位）がある。【資料 3-2-19】
- ・新型コロナウイルス感染症の影響で令和 2(2020)年 3 月以降は、一時海外研修プログラムを休止せざるを得ない状況にあった。新型コロナウイルス感染症が世界的に広まった令和 2(2020)年 3 月には、「HIBISCUS program（派遣先：ハワイ大学マノア校）」に参加しハワイに滞在していた国際観光ビジネス学科の学生 89 人が緊急帰国を余儀なくされ、それ以降海外研修プログラムを休止した。令和 3(2021)年 10 月になり、本学で実施した「新型コロナワクチン職域接種」により早期に学生の 2 回のワクチン接種が完了したこと、入国直後の隔離が不要となったこと、留学先大学の受入れが再開されたことにより留学プログラムを再開することができた。約 1 年半の期間、海外留学プログラムを実施

できなかったことにより、複数の学年の学生が海外留学プログラムに参加していない状況にあった。英語英米文学科及び国際観光ビジネス学科では、海外留学プログラムの期間や出発時期を変更し、希望者全員が参加できるように内容及びカリキュラム等を再構築した。令和 3(2021)年度及び令和 4(2022)年度の海外留学プログラムの実施状況はく表 3-2-1>の通りである。【資料 3-2-20】

<表 3-2-1>

令和 3(2021)年度の海外留学プログラム

日程		プログラム	対象	参加人数
10月21日～12月23日	約2カ月	HIBISCUS program	国際観光ビジネス学科	53人
11月11日～2月2日	約3カ月	STAYS	英語英米文学科	101人

令和 4(2022)年度の海外留学プログラム（期間を2つに分けて実施したプログラムあり）

日程		プログラム	対象	参加人数
4月7日～6月23日 or 6月23日～9月8日	約3カ月	HIBISCUS program	国際観光ビジネス学科	93人
5月8日～9月15日 or 5月10日～9月15日	約4カ月	STAYS	英語英米文学科	92人
8月12日～9月14日	約1カ月	G. LABOS B	全学科対象	20人
9月5日～1月12日 or 9月18日～1月25日	約4カ月	STAYS	英語英米文学科	83人
9月30日～2月5日 or 2月21日～6月29日	約4カ月	HIBISCUS program	国際観光ビジネス学科	86人
2月25日～4月1日	約1カ月	SEEC	児童教育学科	20人
2月25日～4月1日	約1カ月	NACLP	全学科対象	11人

#### 4) アクティブ・ラーニングの成果を最大化させる環境・設備

- グループワークやディスカッションの成果を最大化するための環境として、1号館1階（ラーニングコモンズ）のプレゼンテーションフィールドや、1号館3階（ラーニングコモンズ）のバーチャルスタディールーム等を完備している。プレゼンテーションフィールドは、オープンスペースに大型スクリーン2面及び観客席70席を完備している。バーチャルスタディールームは、360度画像・映像を映しだすことができる大型スクリーン3面及び自由に動かせる机や椅子を完備している。これらの施設は、アクティブ・ラーニングにおける成果発表の際に使用できる。1号館1階のインフォメーションブースでは、施設予約や機器の貸し出しをしている。教職員は、グループウェアからも予約できる。【資料 3-2-21】

#### 5) FD 研修会

- 本学では、カリキュラム・ポリシーに沿った教授方法の工夫・開発のため、基準 6-3-①に示す様々なFD活動に取り組んでいる。FD活動の中で、定期的に授業方法の工夫・改善を目的としてFD研修会を実施している。令和 3(2021)年度は、全学で「充実した授業展開と著作権の理解」として、著作権や授業目的公衆送信補償金制度について理解を深め、種々の情報を授業の充実に活用する研修会を行った。また各学科においてもFD研修会を実施しており、学科ごとに独自の課題に取り組んでいる。各学科のFD研修会をまとめたも

のを年に1回、「学科FD通信」として発行し各学科の研修内容を全学で共有している。他機関のFD研修会の開催や教育講座についても、グループウェアにより学内の教職員に随時周知を図り、本学の教員が教育方法の工夫・開発に取り組む機会を増やすように努めている。なお、大学院においても授業及び研究指導の内容・方法の改善に必要な組織的研修及び研究を推進することを目的とした大学院教育改善委員会を開催し、教育課程の見直しやFD研修の推進等を図っている。【資料3-2-22】～【資料3-2-25】

#### 6) 学生による授業評価アンケート

- ・毎学期の終わりに授業の更なる改善に向けて、学生による授業評価アンケートをWEB上で実施している。実施対象は専任教員、兼任教員、兼任教員に関わらず全ての教員、全ての授業（学外実習や受講生が特定される可能性がある受講者数3人以下の科目は、除外することが可能）が対象となっている。学生による授業評価アンケート結果の集計データは、各教員に配付して授業改善に役立てられている。学科ごとの集計結果を学科長のコメントとともに約2週間掲示し、学生にフィードバックしている。【資料3-2-26】

#### 7) 授業公開・授業参観

- ・授業の質の維持・改善、新しい授業方法の模索・開発・展開等に積極的に資することを目的として「全ての授業は公開される」ことを原則に、「授業公開・授業参観」を実施している。専任教員全員が半期に1度は授業を参観しなくてはならない。授業参観者は、参観後に所定の様式で報告書を作成し授業公開者に提出する。そして、授業公開者は、授業参観者から受け取った報告書をもとに所定の様式で授業公開実施報告書を作成して、自己評価・点検委員会に提出している。【資料3-2-27】

#### 8) 教員自己点検・評価

- ・毎年度初めに、教員が自らの活動を点検及び評価する「教員自己点検・評価」を実施している。教員は「教育活動領域」「研究活動領域」「社会貢献活動領域」「大学の管理・運営活動領域」の4つの領域における具体的活動について基準に沿って点数化し、自ら評価を行っている。また学長及び学部等の長は、自己評価点の高い教員に対しては、より一層の活動を促すために顕彰等の適切な措置を講じ、総合的に自己評価点の低い教員に対しては、面談を行った上で適切な指導・助言を行い、改善計画書の提出を求めている。評価結果の全体的な分析結果に関しては、グループウェアにより全教職員で共有している。【資料3-2-28】～【資料3-2-30】

### (3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

- ・カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性を検証すべくカリキュラムマップを作成し、教育課程の体系性を示すためにカリキュラムツリーを作成している。学生一人ひとりが教育課程全体を俯瞰し教育効果を上げるようカリキュラムマップとカリキュラムツリーを更に周知・活用していくとともに、学科長及び教務委員が中心となりカリキュラム・ポリシーを具現化し可視化したマップとなっているかを今後も常に点検し改善していく。
- ・教授方法の改善・向上については、FD委員会や自己点検・評価委員会での改善・検討や、全学・学科FD研修会での研修を中心に行われており、今後も続けていく。

### 3-3. 学修成果の点検・評価

#### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

#### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

##### (1) 3-3の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

##### (2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

<b>3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用</b>
<b>3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック</b>
<p>■三つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示しているか。</p> <p>■学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケートなどを実施し、大学が定めた多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を点検・評価しているか。</p> <p>■学修成果の点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしているか。</p>
※エビデンス集（資料編）：【資料 3-3-1】～【資料 3-3-16】

- ・本学では、「安田女子大学 学修成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）」を定め、3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を基に、学生の学修成果の到達状況を「機関レベル」「教育課程レベル」「科目レベル」の3つの段階において評価している。【資料 3-3-1】
- ・ディプロマ・ポリシーにおいて、教育目標として6つの観点「倫理観・使命感」「知識・技能・態度」「思考力・判断力・表現力」「自律性の確立」「社会性・コミュニケーション能力」「多様性の受容と理解」を示し、カリキュラムマップにより教育課程表と6つの観点がどのように関連しているかを示している。各科目における成績による教育目標の達成状況の点検・評価は、個々の教員による、小テスト、小レポート、授業におけるコミュニケーションカード、発表、期末試験、期末レポート等によって実施している。成績通知書には「秀・優・良・可・不可」等の評価以外にGPA値も示している。このGPA値は、毎学期のGPA値とともに入学時からの累計GPA値を記載し、各学生の経年的な成績の変化を学生自身も教員も知ることができるようになっている。学生の成績記録は、学科の事務室とクラスのチューターに毎学期配付し、学科の別の教員が閲覧を希望した場合、学科長の管理のもと学科事務室で保管している成績記録を確認することができるようになっている。【資料 3-3-2】【資料 3-3-3】
- ・学生による授業評価アンケートは全学的に実施しており、毎年前期・後期各1回、原則として兼担・兼任教員担当科目も含む全授業科目についてWEB上で行っている。評価項目の中には、「授業の内容はあなたにとって充実したものでしたか」「あなたにとってこの授業を受講した意義は大きかったと思えますか」等、学修の達成状況に対する学生の自己評価を把握できる項目も含まれており教員にとって有益な情報を提供するものとなっている。またFD委員会、自己点検・評価委員会において授業評価アンケートの結果を点検・評価し改善を図っている。大学院生についても学部生とは別に授業に対

するアンケートを行っており大学院の授業改善に役立てている。【資料 3-3-4】～【資料 3-3-7】

- ・卒業時又は卒業後にディプロマ・ポリシーを満たす人材育成ができてきているかについての点検は「学生生活に関する実態調査」「進路状況調査」「免許・資格取得者数」「卒業時アンケート」「卒業生就業状況アンケート」「企業の評価アンケート」「有識者会合」等で行っている。これらの調査結果は、必要に応じて大学運営協議会や自己点検・評価委員会、FD 委員会等で共有され教育改善への検討の資料として活用している。各調査の詳細は以下の通りである。

#### 1) 学生生活に関する実態調査

毎年、全学的に実施している「学生生活に関する実態調査」では、授業外学修の時間・内容、入学時点から伸びたと感じられる能力や知識について学生自身に問う項目が含まれており、これらの結果から学生生活の実態を知るとともに教育目標の達成についての学生の自己評価を把握することができる。【資料 3-3-8】

#### 2) 進路状況調査

卒業学年の学生がキャリアセンターやチューターに自身の就職状況を報告したものをもとに、学生の進路状況を「進学者数」「資格・免許を活かした就職者数」「就職率」等で調査している。これらの内容は 11 月から「進路先決定状況」としてまとめ、月ごとに最新の状況をグループウェアに掲載して全教職員で共有している。【資料 3-3-9】

#### 3) 免許・資格取得者数

各学科、専攻の目的に沿って学生は希望や進路に応じた免許・資格を取得している。免許・資格の取得状況も教育目標達成の指標となるため、各学科、専攻の免許・資格取得者数、教員採用試験合格者数、国家試験合格者数を調査している。【資料 3-3-10】～【資料 3-3-12】

#### 4) 卒業時アンケート

卒業学年の学生に対しては進路が決定したことをキャリア支援課へ報告する際に「卒業時アンケート」を実施している。2022 年度のアンケート結果では、大学での学びや生活全般を振り返っての満足度や、大学での学びの中で役に立ったものや身に付いた能力・スキルについてのアンケートを実施している。【資料 3-3-13】

#### 5) 卒業生就業状況アンケート

卒業後 3 年経過後の卒業生を対象とした「卒業生就業状況アンケート」を実施している。アンケート項目は、就業状況（勤務先変更の有無、勤務先の満足度、退職理由）、在学中の満足度、在学中に身に付いたスキル、在学中に身に付けたかったスキル、社会に出て役に立った学び等と多岐にわたる。この調査により卒業生の就業状況を把握するとともに課題の認識に努めている。【資料 3-3-14】

#### 6) 企業の評価アンケート

インターンシップを受入れていただいた企業に対して「企業の評価アンケート」を年に 1 回実施している。「企業の評価アンケート」では本学の卒業生について 3 つのポリシーで掲げている本学で身に付けておくべき能力・態度（教育目標）が伴っているかについての設問を設けている。【資料 3-3-15】

#### 7) 有識者会合

卒業生の代表的な就職先となっている複数の企業等の方から話を聞く「有識者会合」は、「本学学生の現状の把握（3つのポリシーに基づいた養成する人材像となっているか）」「企業・社会が求める人材像の把握」「企業・社会側から見た近年の本学学生・OG像」について情報を得る機会としており本学の学修成果の点検・評価のひとつとなっている。

【資料 3-3-16】

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

- ・学修成果の点検・評価方法は、全学的に様々な工夫・改善が行われ、点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしている。今後も更なる工夫を加えながら改善を続けていく。
- ・教育目的の達成状況の確認手段のひとつとして就職状況は有益な指標のひとつと考えており、卒業生に対する就職後の状況を中心とする調査については設問を精査した上で引き続き実施する。また教育内容・方法に関して社会で活躍する卒業生からの評価を得るということは、教育内容を点検する上で意義のあることである。今後は調査内容及び方法も工夫し充実させ、それらの分析・解釈についても検証し改善を続ける。

【基準3の自己評価】

- ・ディプロマ・ポリシーの策定と周知は、教育目的を踏まえて策定されたディプロマ・ポリシーを明確に掲げており、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーとともに公式ホームページに掲載し3つのポリシーに基づく本学の教育について社会に向けて情報公開を行っているとして評価している。
- ・ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知については、大学設置基準第21条及び「安田女子大学学則」第8条～第11条、大学院設置基準第16条、第16条の2、第17条及び「安田女子大学大学院学則」第14条、第14条の2、第15条の2に基づき厳正に適用していると評価している。
- ・ディプロマ・ポリシーに基づいて策定されたカリキュラム・ポリシーについても公式ホームページ上で公開し周知を図っていると評価している。
- ・教育課程はカリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成されており、カリキュラムマップやカリキュラムツリーにより、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性が可視化されている。
- ・教養教育の実施については、「人格の完成を目指す」という教育理念を実現するために設定されている卒業必修科目である特別科目「まほろば教養ゼミⅠ～Ⅳ」、豊富な「共通教育科目」を開設している。また「新入生歓迎オリエンテーションセミナー」「新入生のためのクッキングセミナー」等、学生の教養を育む様々な教育活動を行っており充実した教養教育を実施していると評価している。
- ・教授方法の工夫・開発と効果的な実施については、カリキュラム・ポリシーに沿った教授方法の工夫・開発のため、FD委員会を中心とした様々なFD活動や学科FD研修会等の多岐にわたる教育方法の工夫・開発が行われていると評価している。
- ・学修成果の点検・評価方法の確立とその運用については、授業評価アンケートや学生生活に関する実態調査、進路状況調査等の測定結果をもとに教育目的の達成状況を点検・

評価し、また FD 委員会、自己点検・評価委員会で検討の上改善を図っていると評価している。

- ・教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバックについては、FD 委員会、自己点検・評価委員会を中心に点検・評価、フィードバックするという体制が整っていることを評価している。今後も 3 つのポリシーに基づいた学修成果の点検・評価を FD 委員会、自己点検・評価委員会で引き続き行っていく。
- ・これらのことから、基準 3「教育課程」の基準は満たしていると判断する。

**基準 4. 教員・職員**

**4-1. 教学マネジメントの機能性**

**4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮**

**4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築**

**4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性**

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮**

■学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制を規則等に基づき整備しているか。

※エビデンス集（資料編）：【資料 4-1-1】～【資料 4-1-5】

- ・大学教授会は、学長による意思決定に際し意見を述べることを「安田女子大学学則」第 25 条及び「教授会における学長が定める審議事項について」に定めている。【資料 4-1-1】【資料 4-1-2】
- ・「安田女子大学学則」第 23 条第 2 項により、学長が円滑に意思決定を行うために「教育・学生支援」「学術・研究支援」「広報・社会連携」「企画・国際交流」の各領域を担当する学長補佐を 4 人置いている。また、学長による意思決定を支援する企画部（秘書室、IR 推進課、大学企画推進課）を設け、学長によるリーダーシップが適切に発揮できるようサポートしている。【資料 4-1-1】【資料 4-1-3】
- ・本学では総合的、全学的な重要事項を協議する機関として学長、学長補佐、事務局長等を構成員とする総務会を置いている。総務会は原則として毎週開催し、学長から提起された全学的な課題や中長期的な課題、そして学科、委員会から具申された教学等に関する重要事項について協議し学長による意思決定を支援するとともにその適切性を担保するよう努めている。事項によっては学長補佐、担当センター長への諮問やワーキンググループの立ち上げを通じて具体策の答申、提言を行っている。これらにより学長による意思決定や業務執行の内容による適切性は担保されている。ここ数年においても学長によるリーダーシップが発揮され教学面等において多くの改革を行ってきた。例えば、現代ビジネス学部公共経営学科開設（令和 2(2020)年度）、大学及び大学院の学術研究論集の見直し（令和 3(2021)年度）、3 つのポリシーの改訂（令和 3(2021)年度～令和 5(2023)年度）、令和 7(2025)年 4 月の理工学部（生物科学科、情報科学科、建築学科）開設に向けた設置構想計画等が挙げられる。【資料 4-1-4】【資料 4-1-5】

**4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築**

■使命・目的の達成のため、規則等を整備し、教学マネジメントを構築しているか。

■大学の意思決定の権限と責任が明確になっているか。

■副学長を置く場合、その組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。

■教授会などの組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。

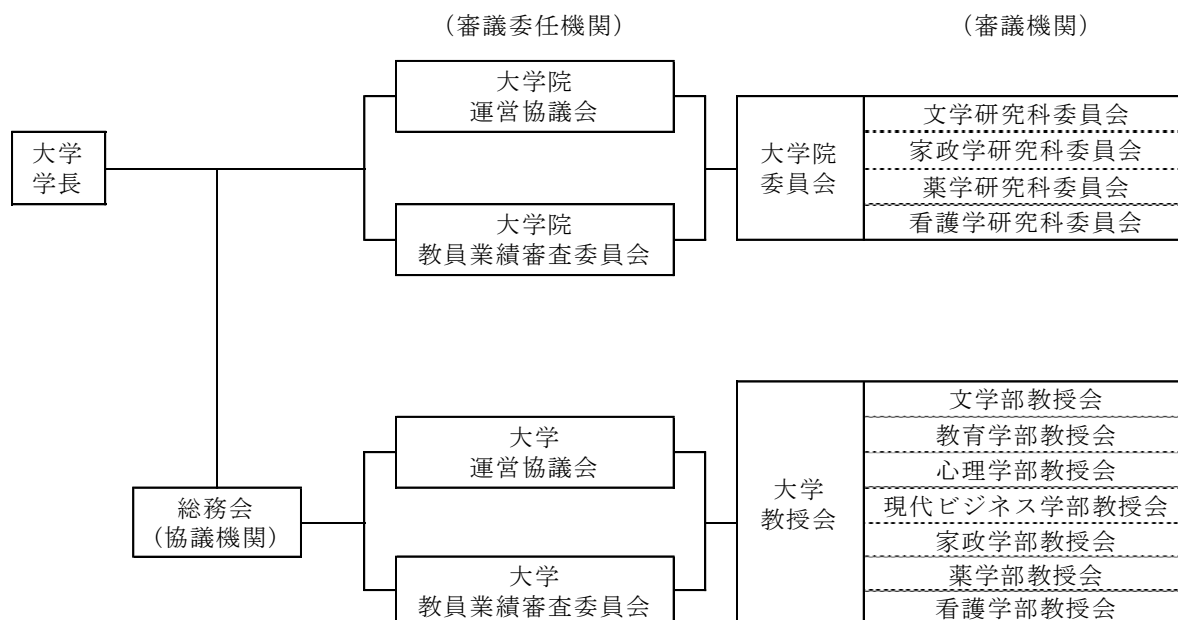


■教授会などに意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を学長があらかじめ定め、周知しているか。

※エビデンス集（資料編）：【資料 4-1-1】【資料 4-1-6】～【資料 4-1-17】

- ・教育・研究・運営等に関する大学の意思決定の組織体系については<図 4-1-1>に示す通りである。

<図 4-1-1> 大学の意思決定の組織体系



- ・学校教育法第 93 条に沿って「学生の入学、卒業及び課程の修了に関する基本的な事項」「学位の授与に関する基本的な事項」「教育研究に関する重要な事項で、大学教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」等について学長が決定を行うにあたり審議し意見を述べる機関として「安田女子大学学則」第 25 条において、大学教授会及び各学部の学部教授会を置くことを定めている。【資料 4-1-1】【資料 4-1-6】【資料 4-1-7】
- ・学校教育法施行規則第 143 条を踏まえ、大学教授会の審議委任機関として大学運営協議会、大学教員業績審査委員会を設け審議の円滑化を図っている。大学運営協議会では学生の生活及び身分、教育・研究、試験・成績等についての基本的な事項・方針を審議し大学教員業績審査委員会では教員業績の審査について審議している。特に大学運営協議会は、情報共有の場として、また意見交換の場としても機能を果たしており、大学運営の円滑化や学長による意思決定のための情報収集の場として重要な位置を占めている。【資料 4-1-8】【資料 4-1-9】
- ・大学院においても大学と同様、「安田女子大学大学院学則」第 42 条及び第 43 条において学生の身分や教育研究等に関する重要な事項等について学長が決定を行うにあたり審議し意見を述べる機関として、大学院委員会及び各研究科の研究科委員会を置くことを定めている。また大学と同様、大学院委員会の審議委任機関として大学院運営協議会、大学院教員業績審査委員会を設け審議の円滑化を図っている。【資料 4-1-10】～【資料 4-1-14】

- ・ 教学に関しては教務委員会、学生委員会、情報教育委員会等、自己点検等に関してはFD委員会、自己点検・評価委員会等、就職に関しては就職指導委員会、広報に関しては広報委員会等、教育、研究、運営等に関し情報を共有するとともに個別課題を協議する機関として各種の委員会を設置している。これらの会議体の構成員には教員だけでなく関係部署の職員も配置し教職協働で大学を運営している。また大学教授会は事務局長をはじめ事務局の全管理職が陪席している。【資料 4-1-15】
- ・ 各学部の下には学科があり学科の教職員を構成員とする学科会議においても学科ごとに定期的開催している。学科会議では学生一人ひとりの諸問題や教育、研究等に関する個別課題を共有し対応策を協議している。それらの協議内容は必要に応じて大学運営協議会で全学的な方針等を審議する場合の論拠、資料に資している。事務部門においては毎週定例の会議として課長会議を開催し事務部門における諸課題を共有し対応策を協議している。また大学運営協議会や総務会で審議・協議された内容で事務部門に係る案件に関しては必要に応じて課長会議にて共有し対応策を検討している。以上のように学科や事務部門での個別課題については学科会議や課長会議において、教学等に関する個別課題については各種委員会で協議された後、大学運営協議会において学長が最終的な意思決定を行うための熟議がなされる。また総務会は、大学運営協議会等で審議を行うに際し全学的見地から審議すべき課題を整理するとともに個別的な協議からは見えにくい中長期的な課題や大学運営の根幹に係る総合的な課題について協議し学長に具申する役割を果たしている。【資料 4-1-16】【資料 4-1-17】

#### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

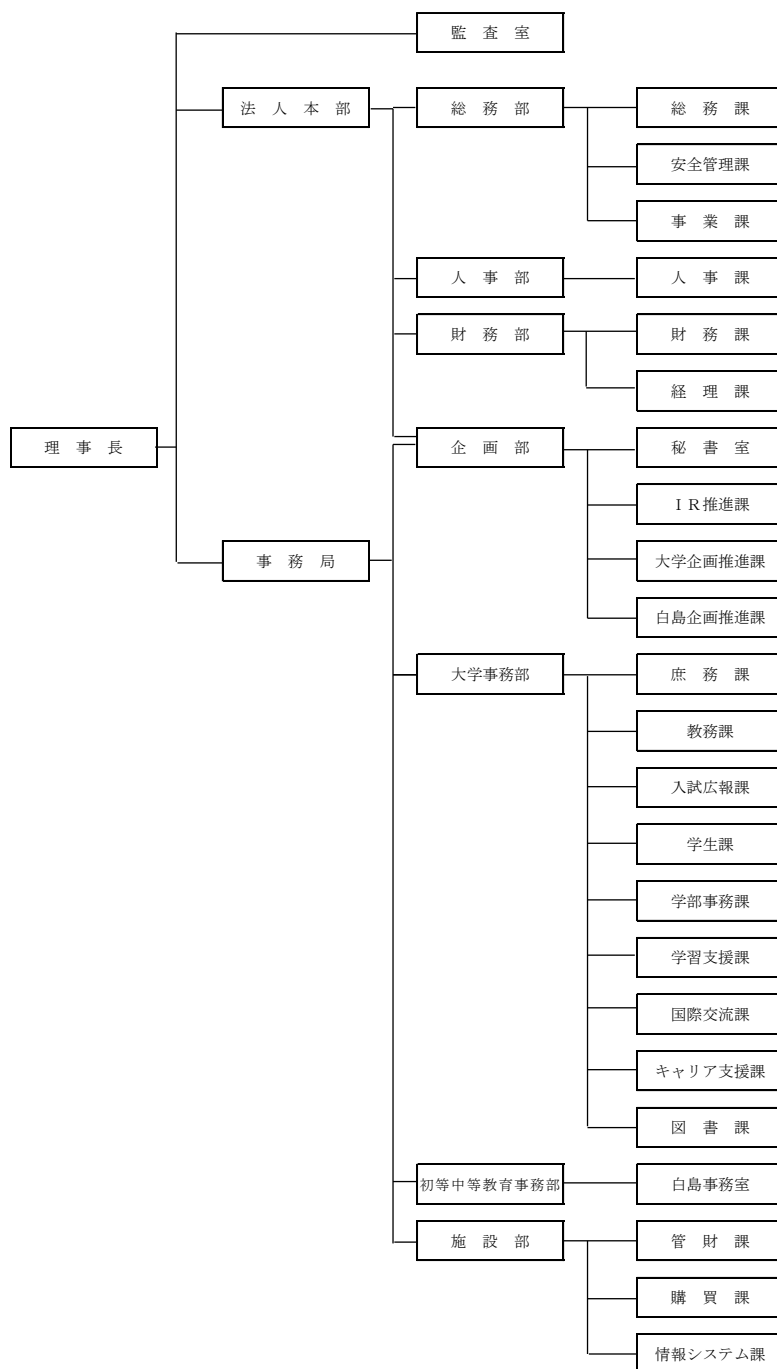
##### ■教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確化しているか。

※エビデンス集（データ編）：【表 4-2】

※エビデンス集（資料編）：【資料 4-1-18】～【資料 4-1-22】

- ・ 建学の精神「柔しく剛く」を指針として学園のミッションステートメントである6つの行動指針が定められており教職員に共有されている。また職員の当年度の行動指針は年度初めに事務局長から全職員に示されている。【資料 4-1-18】【資料 4-1-19】
- ・ 各校園の事務組織を統合することで、理事長を中心に学園全体を見据えた一貫性のある施策実行と全体最適を推し進めることを目的として、令和5(2023)年4月に学園事務組織を改編した。具体的には<図 4-1-2>の通り、学園事務局に企画部、大学事務部、初等中等教育事務部、施設部を置く4部体制とし、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・大学・大学院を擁する総合学園として事務局を統一した。企画部には1室3課（秘書室、IR推進課、大学企画推進課、白島企画推進課）を置き、大学事務部には9課（庶務課、教務課、入試広報課、学生課、学部事務課、学習支援課、国際交流課、キャリア支援課、図書課）を置く。また初等中等教育事務部には1室（白島事務室）を置き、施設部には3課（管財課、購買課、情報システム課）を置いた。「事務分掌規程」にはそれぞれの課の役割や業務内容を明確にするとともに、柔軟な事務の連携・協力ができるよう適切な人員配置を行っている。また「事務職員業務ガイド」には業務に必要な知識や求められる能力等を明示しており職員のキャリアパスや自己啓発の目標設定等の参考指針としている。【表 4-2】【資料 4-1-20】～【資料 4-1-22】

<図 4-1-2> 令和 5(2023)年度安田学園事務組織



(3) 4-1 の改善・向上方策 (将来計画)

- 使命・目的のため学長のリーダーシップのもと、学長補佐及び企画部を中心に様々な取組みを行っている。また、全学的な重要事項を協議する機関として総務会を置き、審議機関として大学運営協議会、大学教授会が機能している。大学院は、大学院運営協議会、大学院委員会が機能している。今後も継続して運用していく。
- 組織の改革や教職協働を更に推進していくにあたり、学長のリーダーシップのもと、効率的に業務を執行するためにも常に組織体制や人材の配置・育成等を点検し見直しを図

っていく。令和 5(2023)年 4 月に学園事務組織を改編しており、変更が行われた組織の役割等を明確化し教職員で共有していく。

#### 4-2. 教員の配置・職能開発等

##### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

##### 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

###### (1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

###### (2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

<b>4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置</b>
■大学及び大学院に必要な専任教員を確保し、適切に配置しているか。
■教員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。
※エビデンス集（データ編）：【共通基礎】【表 4-1】
※エビデンス集（資料編）：【資料 4-2-1】～【資料 4-2-9】

- ・教員組織については、各学部学科の目的及び教育課程にしたがって主要科目に対して専任教員をバランスよく配置している。大学設置基準及び職業資格関連の指定基準を踏まえ各学部及び各学科とも基準を上回る教員配置となっている。大学全体の助教以上の専任教員は 206 人であり大学設置基準に定める必要専任教員数の 1.15 倍の教員を配置し各学科においてもそれぞれ基準を満たしている。大学院の教員組織は、学部の教員が兼ねているが、各研究科・専攻において大学院設置基準に定める必要専任教員数を満たしている。また若手教員の育成にも力を注いでおり、長期海外研修制度を設けている。また、学術研究助成の交付なども行っている。【共通基礎】【資料 4-2-1】【資料 4-2-2】
- ・各学部学科の開設授業科目における専兼比率はエビデンス集（データ編）の「表 4-1」に示す通り適切に運用している。また専任教員の担当授業時間数についても「安田女子大学・安田女子短期大学教授等の担当授業時間数に係る基準時間数等に関する内規」に則り適切に運営している。【表 4-1】【資料 4-2-3】
- ・新任教員の募集は、「安田女子大学・安田女子短期大学教育職員採用手続要領」に基づき公募制としている。その選考にあたっては、理事長、学長、関係の学部長・学科長、事務局長のほか関係の教職員による教員選考委員会を設置し、その合議を経て理事長が最終的に決定している。その際の職位、担当授業科目等については本学の「安田女子大学教員業績審査委員会規程」に基づく教員業績審査委員会において決定する。【資料 4-2-4】【資料 4-2-5】
- ・教員の昇格に関しては、「安田女子大学・安田女子短期大学教育職員昇格手続要領」に基づき所属の学科長の意見を添えた学部長の推薦を受けて、学長が本学の教員業績審査委員会に資格審査を諮った上で昇格候補者を決定し理事長に推薦している。理事長は推薦に基づき昇格者を決定する。【資料 4-2-6】

- ・教員評価は、本学専任の教授、准教授、講師及び助教が自己の活動を点検・評価することで能力・実績を客観的に自己評価し、意識向上と教育研究活動を活性化する目的で「教員業績評価」を平成 27(2015)年度から開始した。「教員業績評価」では、「教育活動領域」「研究活動領域」「社会貢献活動領域」「大学の管理・運営活動領域」の 4 つの領域において、それぞれの領域に含まれる項目を教員が自己評価して得点化する。評価項目ごとに異なるウェイトが決められておりそのウェイトをかけて得点化される。学長及び学部等の長は、自己評価点の高い教員には顕彰等適切な措置を、低い教員には改善計画書の提出等の措置を行うことができる。学長は評価結果を教員の研究費の配分や昇任・再任等の可否に反映させることができ、理事長は教員の給与等の処遇に反映させることができる。【資料 4-2-7】～【資料 4-2-9】

#### 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

##### ■FD、その他教員研修の組織的な実施とその見直しを行っているか。

※エビデンス集（資料編）：【資料 4-2-1】【資料 4-2-10】～【資料 4-2-13】

- ・FD 研修会は、FD 委員会で内容等を検討・計画し年間に数回開催している。令和 4(2022)年度に開催した計 4 回の FD・SD 研修会のうち全教員が対象の研修会の平均出席率は 96.1%と非常に高く資質向上への教員自身の積極的な態度が窺われる。【資料 4-2-10】
- ・新任教員は、新任教職員オリエンテーションで建学の精神「柔しく剛く」とそれに基づく教育、学園・大学の組織、教務、学修支援、学生への接し方、事務手続き等について学長、学長補佐、事務局長等から研修を受ける。また毎年開催している FD 研修会には必ず新任教員対象の FD 研修会が含まれ、先輩教員や職員が本学の歴史や学生の特長等についての説明を行い、グループに分かれての先輩教員とのディスカッション等を通して本学の教育・研究に対する理解を深め新任教員が新しい環境に適応できるように工夫している。【資料 4-2-11】【資料 4-2-12】
- ・各学科においても FD・SD 研修会を年に 1・2 回実施しており、令和 2(2020)年度からは年度終わりに全学科の FD・SD 研修会の実施概要等をまとめた「学科 FD 通信」を発行し全教職員で共有している。【資料 4-2-13】
- ・本学では長期海外研修規程を設けており、希望する本学の教員のうち教授、准教授及び講師は、教育研究能力及び資質等の向上を図り本学における教育研究の発展に資することを目的として原則として教員の職務の一部を一定期間免除され海外の教育研究機関等において教育研究活動に従事することができる。長期海外研修期間は原則として 1 年以内の継続する期間であり、海外研修教員は諸費用として往復旅費、仕度料及び研修費、給与が支給される。希望する教員は長期海外研修の従事計画を付して所属学科長・学部長を経由して学長に申請を行う。その後、選考委員会での選考を経て選考委員会の推薦に基づき理事長の承諾を得て決定する。長期海外研修制度は平成 25(2013)年 4 月に制定され翌平成 26(2014)年度から実際の研修がスタートしており、<表 4-2-1>の通り現在までに教員 3 人が本研修制度を利用している。【資料 4-2-1】

<表 4-2-1> 長期海外研修制度利用者一覧

研修期間	出張者	目的	出張先
平成 26 年 4 月 1 日～ 平成 26 年 9 月 19 日	内田誠一 安田女子大学 文学部 准教授	中国河南省・山西省・陝西省各地の中国文学（特に唐代文学）や中国書法・絵画に関連する旧跡を実地調査して研究する。	中国 （運城学院）
平成 27 年 7 月 1 日～ 平成 28 年 6 月 30 日	稲垣昌宣 安田女子大学 薬学部 准教授	マダガスカル産稀少植物由来医薬資源の探索研究	米国 （オハイオ州立大学）
平成 29 年 8 月 21 日～ 平成 30 年 8 月 22 日	藤原裕弥 安田女子大学 心理学部 准教授	表情認識・表情記憶の評価表と解析法に関する研究	英国 （ボーンマス大学）

### (3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 本学において教育目的及び教育課程に即した教員は、確保できている。教員の採用、昇格についても引き続き全学的な基本方針を踏まえて全体として適正に運用していく。
- ・ 「教員業績評価」は、平成 27(2015)年度に運用を開始しているが「評価項目」や「ウェイト」については教員からの意見をもとに、平成 28(2016)年度、令和元(2019)年度及び令和 3(2021)年度に総務会において見直しを行っている。今後も引き続き教員の資質・能力向上に役立つような制度となるように点検していく。
- ・ FD 活動は、FD 委員会でも今後も多様な活動を企画し推進していく。

## 4-3. 職員の研修

### 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

#### (1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

#### (2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

<b>4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み</b>
<b>■職員の資質・能力向上のための研修などの組織的な実施とその見直しを行っているか。</b>
※エビデンス集（資料編）：【資料 4-3-1】～【資料 4-3-9】

- ・ ミッションステートメントの体現のために職員に対して「人事評価システム」を運用している。システムの目的は組織の活性化と職員の育成と成長の促進であり、中心となる育成評価制度は定期的な職務能力の確認や成長目標の設定及びその達成に向けての過程における人材育成を中心とした仕組みとしている。【資料 4-3-1】【資料 4-3-2】
- ・ 育成評価制度は、半期を 1 クールとして進めている。まずミッションステートメントに基づき管理職が課の目標を立て、課員は課の目標とともに自身の役割・責任を「等級基準表」「等級別職務能力基準表」で確認した上でその目標を達成するための自身の成長目標を「ステップアップシート」に記入する。次に「ステップアップシート」をもとに課長と課員が面談を行い目標は妥当性・相当性があるか、達成可能か、意欲・納得は十分

か等を話し合い、目標を決定する。期の間で課長によるフォローアップ面談を行うとともに期末に、課員が「ステップアップシート」の自己評価を行った後、フィードバック面談を行い評価や来期への改善事項等を確認する。これらを経て管理職(直属の上司)は「育成評価シート」をもとに一次評価を行い、評価調整者(一次・二次)を経て最終決定は理事長が行う。また日常のOJTの中で職務への理解と責任の自覚、部門目標や問題点の共有化を図ることや職員自身の自己管理能力を高める機会にも努めている。【資料4-3-1】～【資料4-3-6】

- 同時にSD(Staff Development)を職員の専門性の向上及び業務の効率化を図るための重要な方策と考え職員の研修を体系的に整備している。階層別研修や目的別の集合研修、派遣研修、eラーニング、SD研修奨励制度等多様な機会の充実を図っている。新任の職員に対しては本学についての理解を深め大学運営に積極的に携わる力を涵養することを目的として入職から1年以内に複数回の新任職員研修を行っている。令和4(2022)年度の実績は<表4-3-1>の通りである。新任職員のバックグラウンド等を鑑み年度毎に研修内容を変更している。【資料4-3-7】～【資料4-3-9】

<表4-3-1> 令和4(2022)年度新入職員研修一覧

日程	担当部署	内容
4月1日(金) 9:30~14:00	人事課	辞令交付式 ・ミッションステートメント ・ハラスメントについて ・情報セキュリティ
	庶務課	学園・大学組織、事務連絡
	人事課	人事制度(評価)の説明、 就業規程・学園組織について
4月7日(木) 16:00~17:20	庶務課	第2回FD・SD研修会 (新任教職員オリエンテーションⅡ)
4月18日(月) 12:00~16:50	大学企画推進課	年間行事、各種事務手続き、 キャンパス見学
4月19日(火) 13:00~16:50	大学企画推進課	本学の魅力、学科の魅力、各課業務 履修の手引解説、キャンパス見学
6月21日(火) 9:30~11:30	人事課	キャリアビジョン研修(若手職員編) ※入職4年以内の一般職員
8月5日(金) 9:30~11:40	大学企画推進課	授業料・奨学金を理解する システム関連
10月19日(水) 13:00~16:20	大学企画推進課	大学予算の構成 大学業界をとりまく環境、入試制度

### (3) 4-3の改善・向上方策(将来計画)

- 「人事評価システム」は導入して7年目である。運用しながら修正改善を実施しており、今後も事務組織の体制整備、強化を図るための取組みの一環としてその効果と実効性を確認しつつ適宜見直しを法人本部人事部人事課及び事務局長において行う。

- ・職員の研修は、法人本部人事部人事課と大学企画推進課、庶務課が中心となり体系的な研修となるように毎年見直しを行っている。今後も引き続き研修内容等を検証しより効果のある研修となるように改善していく。

#### 4-4. 研究支援

##### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

##### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

##### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

###### (1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

###### (2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

■ 快適な研究環境を整備し、有効に活用しているか。

※エビデンス集（データ編）：【共通基礎】

※エビデンス集（資料編）：【資料 4-4-1】～【資料 4-4-7】

- ・本学における研究活動を行う場合の基本的な考え方については、「研究に関するガイドライン」に定めている。【資料 4-4-1】
- ・研究環境は、教員の研究活動を促進し学術研究の振興を図ることを目的として独自の研究助成制度を設け支援を行っている。個人研究費については、「安田女子大学における教員の研究費に関する内規」や「個人研究費の執行に関するガイドライン」に基づき予算執行・管理に努めている。そのほかの研究助成制度として、学術研究助成、国際研究集会への派遣に関する助成、実践教育研究所の出版助成、学術論文掲載助成があり、「安田女子大学・安田女子短期大学学術研究助成規程」や「安田女子大学・安田女子短期大学における国際研究集会への派遣に関する取扱要項」等に基づき予算を執行し適切に支援を行っている。【資料 4-4-2】～【資料 4-4-6】
- ・教授、准教授には 1 人 1 室、講師・助教には 1～2 人で 1 室の研究室を用意しパソコンやプリンター、書架等、教育・研究に必要な備品を配し研究を支援している。また音楽やピアノ演奏法を専門とする教員 3 人には各研究室にグランドピアノを配置し、美術教育を専門分野とする教員で作業部屋等を必要とする教員には通常より広い研究室を充当し教育研究の環境を整えている。そのほかミュージックラボ、スタジオ、実習農園、付属幼稚園等、研究環境を整備している。【共通基礎】【資料 4-4-7】

##### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

■ 研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用しているか。

※エビデンス集（資料編）：【資料 4-4-8】～【資料 4-4-15】

- ・研究倫理に関する規則や運用については「安田女子大学・安田女子短期大学における人を対象とする研究に関する倫理規程」により学長を総括管理、大学全体を統括する実質的な責任者として学長補佐を管理者として適正な実施に努めている。倫理運営委員会に



において倫理審査委員会の運営及び人を対象とする研究の倫理に関する事項を協議し、倫理審査に関わる審議やチェック機能の役割を果たしている。実際の倫理審査は、研究責任者から当該学部等管理者への申請書類の提出により学部等倫理審査委員会が行う。審査結果については、学部等管理者が管理者（学長補佐）を介して統括管理者（学長）に報告する。学長は、倫理審査委員会に意見を求め倫理審査委員会の意見を尊重し当該研究の実施の許可等を決定する。なお、学部等倫理審査委員会による審査では審査が困難であると判断される場合には倫理審査委員会の審査を行う。学長は、倫理審査委員会の意見を尊重し当該研究の実施の許可等を決定する。学長が決定した内容については、決定通知書により管理者及び学部等管理者を介して当該研究責任者に通知する。【資料 4-4-8】～【資料 4-4-10】

- 本学では、研究倫理教育として日本学術振興会が作成した「科学の健全な発展のために」の通読又は研究機関が実施する研究倫理教育の受講を必須とし FD 研修会で周知している。また科学研究費助成事業（研究分担者を含む）及び外部資金申請者は研究倫理 e ラーニング「eL CoRE」を必ず受講するよう要請している。【資料 4-4-11】
- 「安田女子大学・安田女子短期大学における公的研究費の使用に関する行動規範」「安田女子大学・安田女子短期大学における公的研究費の不正防止計画」「研究活動に係る不正防止に関する規程」を制定している。【資料 4-4-12】～【資料 4-4-14】
- 本学では、健全で適正な大学運営及び本学に対する社会的信頼の維持に資することを目的としてコンプライアンスの推進に努めている。またコンプライアンスに関する取組みについて、公式ホームページ上に「本学におけるコンプライアンス」「教職員の行動規範」「研究活動基本方針」「研究者等の行動規範」「研究活動推進体制等」「各種ハラスメント防止への取組」「ソーシャルメディアガイドライン」「情報公開」「個人情報保護」「公益通報制度」の具体的内容を掲載している。【資料 4-4-15】

#### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

■研究活動への資源配分に関する規則を整備し、設備などの物的支援と RA(Research Assistant)などの人的支援を行っているか。

■研究活動のための外部資金の導入の努力を行っているか。

※エビデンス集（資料編）：【資料 4-4-11】【資料 4-4-16】～【資料 4-4-23】

- 研究活動への資源配分は外部資金と学内資金に分かれ、学内資金では個人研究費、学術研究助成、国際研究集会への派遣に関する助成、実践教育研究所の出版助成、学術論文掲載助成に配分されている。個人研究費は「安田女子大学における教員の研究費に関する内規」の別表「教員一人当たりの研究費の額及びその内訳」に基づき、教員一人当たり年間の研究費を定めている。薬学部以外の 6 学部の研究費は 56 万円（研究費 46 万円、学科用研究図書費 10 万円）、薬学部の研究費は 125 万円（研究費 30 万円、学科用研究図書費 20 万円、大講座共通研究費 40 万円、学科共通研究費 35 万円）である。【資料 4-4-16】【資料 4-4-17】
- 外部資金である科学研究費助成事業、受託研究、共同研究、奨学寄附等の獲得に関連した業務は「安田女子大学・安田女子短期大学科学研究費助成事業等事務取扱要項」「安田女子大学・安田女子短期大学受託研究取扱規程」「安田女子大学・安田女子短期大学共同

研究取扱規程」「安田女子大学・安田女子短期大学奨学寄附金受入要項」「公的研究費の運営・管理等に関する規程」等に基づき庶務課で包括して担っている。具体的には、募集通知の周知、応募の依頼、応募・申請の事務手続き、研究費の受入れと管理、契約書の締結、研究成果の公表、不正経理の防止といった業務を遂行している。科学研究費助成事業への応募では、研究者の作成した研究計画調書を庶務課で全て目を通し、様式や形式の不備による不採択を未然に防ぐことに努めている。【資料 4-4-18】～【資料 4-4-23】

- ・「科学研究費助成事業学内説明会」を毎年FD・SD研修会として開催している。この説明会では概要、前年度からの変更点、研究計画調書の作成で留意すべきこと等について最新の情報を提供している。【資料 4-4-11】

### (3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

- ・研究活動を行う場合の基本的な考え方については、「研究に関するガイドライン」に定め適正な運営・管理を行っている。研究活動への資源配分に関する各種規則を整備し、外部資金の獲得に関連した業務は庶務課が支援している。
- ・研究倫理に関する規則や運用について「安田女子大学・安田女子短期大学における人を対象とする研究に関する倫理規程」に医学系、自然科学系、人文科学系、社会科学系等の全ての学問領域で対応できるよう定めている。今後も多領域での倫理審査に対応できるよう倫理審査の手引きやチェックリストの整備、審議体制の見直し等を行っていく。

### [基準 4 の自己評価]

- ・「安田女子大学学則」第 25 条に、大学教授会等の審議機関は学長による意思決定に際し意見を述べることを定めている。複数人の学長補佐を置くとともに企画部を設け、学長による意思決定及びリーダーシップが適切に発揮できるようサポートしている。
- ・学科や事務部門での個別課題については、学科会議や課長会議において教学等に関する個別課題については各種委員会で協議された後、大学運営協議会において学長が最終的な意思決定を行うための熟議がなされる。また総務会では、大学運営協議会等で審議を行うに際し全学的見地から審議すべき課題を整理するとともに個別的な協議からは見えにくい中長期的な課題や大学運営の根幹に係る総合的な課題について協議し、学長に具申する役割を果たしている。
- ・上記の組織体制から大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮や権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントは機能していると認識している。
- ・職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能については、「事務分掌規程」に基づき各部門や職員の役割や業務内容を明確にするとともに、柔軟な事務の連携・協力ができるよう適切な人員配置が行われている。
- ・教員の配置は、学部・学科の目的及び教育課程にしたがって主要科目に対して専任教員をバランスよく配置していると評価している。大学設置基準上必要な専任教員数は基準を満たしている。

- ・教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続に関しては、明確な要領、規程に基づいておりと評価している。教員評価についても平成 27(2015)年度から教員による自己点検・評価を開始し、教員の研修についても FD 研修会や長期海外研修制度等、十分に整備している。
- ・教育内容・方法については、カリキュラム・ポリシーに沿った教授方法の工夫・開発のため、FD 委員会を中心にした FD 活動や学科における FD 活動を活発に行っている。
- ・職員の研修は、大学運営に関わる職員の資質・能力向上を図るため体系的な研修となるよう毎年見直しを行っている。
- ・研究支援は、研究環境を整え教員の研究活動を促進し学術研究の振興を図ることを目的として本学独自の研究助成制度を設け支援を行っており、規程や要項、ガイドラインに沿って適切に運用している。研究倫理に関する規則や運用については、「安田女子大学・安田女子短期大学人を対象とする研究に関する倫理規程」により倫理運営委員会にて倫理審査委員会の運営に関する事項や研究の倫理に関する事項を協議して、適正な実施に関わる審議やチェック機能の役割を果たしており、学部等倫理審査委員会においても研究責任者と研究実施者への指揮監督指導を行っている。
- ・研究活動への資源配分は学内資金において個人研究費、学術研究助成、国際研究集会への派遣に関する助成、実践教育研究所の出版助成、学術論文掲載助成に配分しており、外部資金については特に科学研究費助成事業をはじめとする競争的研究費獲得にかかる支援や予算執行等を行っている。
- ・これらのことから、基準 4「教員・職員」の基準は満たしていると判断する。

**基準 5. 経営・管理と財務**

**5-1. 経営の規律と誠実性**

**5-1-① 経営の規律と誠実性の維持**

**5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力**

**5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮**

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

<b>5-1-① 経営の規律と誠実性の維持</b>
<p>■組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を行っているか。</p> <p>■情報の公表を、法令等に基づき適切に行っているか。</p>
※エビデンス集（資料編）：【資料 5-1-1】【資料 5-1-3】

・「学校法人安田学園寄附行為」第 3 条において「この法人は、教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法に従い、建学の精神である『柔しく剛く』に則り、学校教育を行うことを目的とする」としている。各法令並びに学校法人及び本学で規定した就業規則等の諸規程の定めを遵守することにより、高等教育機関として社会的責任を果たせる経営を行っている。また「安田女子大学・安田女子短期大学における情報公開に関する規程」に基づき、適切な情報公開を行い、社会的説明責任を果たすとともに公正かつ透明性の高い運営に努めている。【資料 5-1-1】～【資料 5-1-3】

<b>5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力</b>
■使命・目的を実現するために継続的な努力をしているか。
※エビデンス集（資料編）：【資料 5-1-1】【資料 5-1-4】【資料 5-1-5】

・「学校法人安田学園寄附行為」に規定された法人の最高意思決定機関として理事会並びに理事会の諮問機関として評議員会を設置し、定期的を開催している。また学園運営の円滑な実施に資するため「安田学園運営協議会」を設け、毎月 1 回、理事長兼学長、校長、法人本部長、事務局長、総務部長等が各校の運営管理に関することや教育計画・行事予定・行事報告・問題点そのほかの特記事項等について連絡協議し、建学の精神「柔しく剛く」の実現に向け努力を継続している。【資料 5-1-1】【資料 5-1-4】【資料 5-1-5】

<b>5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮</b>
<p>■環境や人権について配慮しているか。</p> <p>■学内外に対する危機管理の体制を整備し、かつ適切に機能しているか。</p>
※エビデンス集（データ編）：【表 2-9】
※エビデンス集（資料編）：【資料 5-1-6】～【資料 5-1-25】

・「安田学園環境宣言」を制定し公式ホームページで公表し学内外へ周知している。施設設備は関係法令に基づき必要な保守管理運営を行い環境保全に努めている。また「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に基づき、省エネルギー推進委員会を中心に省エネルギー対策に努めている。具体的には、エネルギー消費効率の高い空気調和設備への

更新や照明設備の LED 化を進めている。更に令和 4(2022)年度は、電力の需要変動に対する節電対策として「省エネルギー対策についての指針」を改訂し学生・教職員に周知した。その結果、月毎の電力使用量は前年度比 10%前後の削減を実現している。【資料 5-1-6】～【資料 5-1-9】

- ・教職員の安全確保と健康の維持増進を図り快適な教育研究環境と作業環境を形成するため、「衛生委員会規程」に基づき安東衛生委員会を設け、安全衛生に関する自主的で計画的な活動を推進することによって労働衛生と労働安全の向上に努めている。衛生委員会では、衛生に関する積極的な啓発活動を展開しており、生活習慣病予防やメンタルヘルスケアのための施策のほか食中毒、熱中症、花粉症、新型コロナウイルス、結核、インフルエンザ、ノロウイルス等の注意喚起を学園のグループウェアで全教職員に案内している。【資料 5-1-10】
- ・人権については、「安田女子大学・安田女子短期大学人権教育委員会規程」に基づき人権教育委員会を置き、人権教育の推進と研修に必要な事項について審議している。また本学では、「学生との良好な関係を築くための教職員行動指針」を定め年度初めの大学教授会で全教員に周知している。職員は管理職経由で周知を徹底している。【資料 5-1-11】  
【資料 5-1-12】
- ・ハラスメントについては、教職員一人ひとりがハラスメントについて理解し意識を高めることにより、ハラスメント防止の徹底を図り学生・教職員にとって安全で快適な教育・研究環境の維持を図っている。具体的には基準を明示するとともに相談窓口と相談員を学生に周知している。またハラスメント防止等委員会を設置し相談のあった事案については適宜審議する体制を整えている。令和 2(2020)年度の FD 研修会では、ハラスメント防止の徹底を図るとともに全ての学生と教職員が尊重された安心で快適な教育・研究環境の維持を目的とした研修会を実施した。【資料 5-1-13】
- ・危機管理は「安田女子大学・安田女子短期大学危機管理規程」を整備し、危機管理に関する事項(危機に該当する事項の定義、危機管理委員会の設置、危機対策本部の設置等)を定めている。緊急性の高い事象(発生頻度が一定程度以上あると予測され、かつ発生した場合の深刻度が高い事象)は、危機管理マニュアルを制定しており、危機管理に対する意識を高めるとともに危機的事象が発生した場合の情報連絡ルート、対応について周知している。具体的には「火災への対応」「地震災害への対応」「災害等非常時及び交通機関の運行休止における授業・試験の取扱い対応」「海外研修プログラム安全管理マニュアル」「安田女子大学薬学部実験および実習における事故対策マニュアル」がある。【資料 5-1-14】～【資料 5-1-20】
- ・学生の防犯対策は、毎年 6 月に、近隣の警察署の協力のもと第 1 年次全員を対象に女性のための防犯に関する防犯教育講演会を開催している。また希望者には学友会から防犯ブザーを無料で配付し被害に遭わないよう学生の意識を高めている。学生の防災対策は、毎年 9 月に近隣の消防署の協力のもと第 1 年次全員を対象に AED(自動体外式除細動器)の使用方法や災害対策に関する安全教育講演会を開催している。また安全教育講演会と同日に避難訓練及び AED や消火器の操作方法を学ぶ防災体験を行い、安全・防災に対する意識を高めている。【資料 5-1-21】～【資料 5-1-23】

- ・学生の健康管理は、保健センターの医師1人（教員兼務）、看護師4人（常勤3人、教員兼務1人）を中心に行っている。救護用のAED、車椅子、担架、ベッドを複数カ所に配置し学生や教職員に周知するとともに、保健センターのスタッフが駆けつけるまでの間、教職員や学生が可能な救護ができる環境を整えている。【表 2-9】【資料 5-1-24】【資料 5-1-25】

### (3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・本学は教育基本法、学校教育法及び私立学校法等の関係法令を遵守し建学の精神、基本理念を定め、使命・教育目的を達成するために継続して努力している。私学を取り巻く環境が今後増々厳しくなる中で、本学の使命・目的を達成し続けるためにも意思決定や決定事項を速やかに実行できるようガバナンスの強化や法人との連携を強化し、教学と管理運営の効率的かつ効果的な推進に努める。

## 5-2. 理事会の機能

### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

#### (1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

#### (2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

<p><b>5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性</b></p> <p>■使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、適切に機能しているか。</p> <p>■理事の選任及び事業計画の確実な執行など理事会の運営を適切に行っているか。</p> <p>■理事の出席状況及び欠席時の委任状は適切か。</p> <p>※エビデンス集（資料編）：【資料 5-2-1】【資料 5-2-2】</p>
--

- ・理事会は「学校法人安田学園寄附行為」第 15 条にその任務や運営が規定され、法人の最高意思決定機関として明確に位置付けている。年 4 回（5 月 2 回、秋（9～11 月）、3 月）の定例理事会及び必要に応じて臨時の理事会を開催している。5 月の理事会は前年度の事業報告及び決算に関すること、秋の理事会は主に補正予算に関すること、3 月の理事会は次年度の事業計画及び予算に関することが審議される。理事会の開催時には会議開催要件の確認とともに議事録署名者の指名等寄附行為の定めに則って適切な運営を行っている。【資料 5-2-1】【資料 5-2-2】
- ・理事の選任は「学校法人安田学園寄附行為」第 6 条に規定し、定員は同規程第 5 条第 1 項に 9 人と規定している。現在、9 人の理事の内 3 人は外部理事である。令和 4(2022)年度開催の理事会の出席状況（みなし出席を含む）は、各回とも全員出席しており適切な理事会運営を行っている。なお、欠席時には意思表示書又は委任状の提出を求め法人本部総務部総務課にて保管している。【資料 5-2-1】【資料 5-2-2】
- ・本法人では、「学校法人安田学園寄附行為」第 11 条に理事長の職務を定め、理事長は法人を代表し理事会で決定された法人業務に関する重要事項を執行している。法人業務の

決定にあたっては評議員会に諮問し、広く意見を求め最終的に理事長が決定する等理事会の意思決定の透明性と堅実性を保持している。【資料 5-2-1】

- ・評議員会は「学校法人安田学園寄附行為」第 19 条にその役割や運営等が規定され、理事長において予算、事業計画、寄附行為の変更、その他法人の業務に関する重要事項についてあらかじめ諮問される。年 3 回の定例評議員会及び必要に応じて臨時の評議員会を開催している。令和 4(2022)年度の評議員は定数通り 25 人である。【資料 5-2-1】【資料 5-2-2】

### (3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・近年の大学を取り巻く環境の変化に対応するため、理事会、評議員会には法人全般にわたる重要案件等を審議する等、戦略的意思決定が求められており、その役割は極めて重要になっている。このため今後ともそれぞれの役割が十分に果たされ透明性あるガバナンスが担保されるよう随時、理事及び評議員の専門性や担当する職務内容等を踏まえガバナンス体制の見直しを行う。

## 5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

#### (1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

#### (2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

■意思決定において、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を適切に行っているか。

■理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備しているか。

■教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備しているか。

※エビデンス集（資料編）：【資料 5-3-1】～【資料 5-3-5】

- ・理事長の選任は、「学校法人安田学園寄附行為」第 5 条に規定している。本学園の理事長は、本学の学長を兼任しているため大学の校務全般にわたる最終責任者として大学の管理運営に関わる主要事項を理事会に提案する立場にあるとともに、法人の理事として法人の意思決定を担うという立場にある。加えて、学長補佐の内 1 人を理事に選任しており理事会と大学の連携・協力を密接に保っている。【資料 5-3-1】
- ・本法人において原則月 1 回開催される「安田学園運営協議会」には、理事長兼学長、校長、法人本部長、事務局長、総務部長等が出席し教育に関する重要案件等を協議するとともに法人と大学との情報交換を活発に行い、理事長のリーダーシップのもとで迅速な意思決定を行っている。【資料 5-3-2】
- ・大学における意思決定は各委員会等で企画・調整された事案・課題が、総務会、大学運営協議会（大学院においては大学院運営協議会）、大学教授会（大学院においては大学院

委員会)において審議され、必要に応じて理事会に立案し法人と大学の意見・意志を統一している。【資料 5-3-3】～【資料 5-3-5】

### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

■法人及び大学の各管理運営機関が相互チェックする体制を整備し、適切に機能しているか。

■監事の選任を適切に行っているか。

■監事の理事会及び評議員会などへの出席状況は適切か。

■監事は、監事の職務を適切に行っているか。

■評議員の選任を適切に行っているか。

■評議員会の運営を適切に行っているか。

■評議員の評議員会への出席状況は適切か。

※エビデンス集(資料編)：【資料 5-3-1】【資料 5-3-6】～【資料 5-3-9】

- ・本法人の最高意思決定機関の理事会は9人で構成しており監事は毎回出席している。法人及び教学からの提案について協議し意見交換を行い法人と教学との相互チェックが有効に機能している。また法人の業務全般にわたる日常的な重要案件等を協議する。
- ・法人と大学との意見交換の場として、毎月1回開催している安田学園運営協議会のほかに、理事長兼学長、法人本部長、4人の学長補佐(1人は事務局長)等が出席する「ランチミーティング」を毎週行いタイムリーな情報交換と意見交換を行っている。
- ・監事は「学校法人安田学園寄附行為」第7条に基づき、非常勤2人を評議員会の同意を得て理事長が選任している。年3・4回の理事会及び評議員会に必ず1人以上は出席し法人の業務推進状況を把握するとともに、それらの議事録には出席した監事が署名しその真正性と非改変性を担保している。また理事の業務執行状況を含め法人の業務運営が適切に行われているかを「監事監査規程」に基づき監査し、法人の業務及び財産状況について監査報告を提出している。【資料 5-3-1】【資料 5-3-6】【資料 5-3-7】
- ・本法人では毎年監査法人による監査を年間12日前後、延べ40人前後で会計監査のほか、財務面も通して法人全般の管理運営等が適正に行われているか監査している。また決算監査時には、監事は監査法人から意見を聴取し互いの情報を共有し適正な監査を実施する上で有効な機能を果たしている。【資料 5-3-8】
- ・評議員会は、「学校法人安田学園寄附行為」第19条に基づいて毎年5月、秋(9～11月)、翌年3月に招集している。臨時評議員会は、必要がある場合にその都度招集している。5月の評議員会は前年度の事業報告及び決算に関すること、秋(9～11月)開催の評議員会は主に補正予算に関すること、3月の評議員会は理事会に先立ち次年度の事業計画及び予算に関して意見を求めている。評議員会は「学校法人安田学園寄附行為」第19条第2項に基づき25人で構成し、学内者に偏ることのないよう外部から7人の評議員を選任しており、評議員会のチェック機能が有効に働いている。令和4(2022)年度開催の評議員会の出席状況(みなし出席を含む)は、各回とも全員出席であり適切な評議員会の運営を行っている。【資料 5-3-1】【資料 5-3-9】

### (3) 5-3の改善・向上方策(将来計画)

- ・本学においては、理事会、安田学園運営協議会、ランチミーティング等を通じて法人と大学の円滑なコミュニケーションのもとに緊密な連携、迅速な意思決定を行っており、



その過程においては相互チェックが有効に機能していると判定する。今後も引き続き法人及び大学の管理運営機関の連携を強化する。

#### 5-4. 財務基盤と収支

##### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

##### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

###### (1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

###### (2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

<b>5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立</b>
■中長期的な計画及びその裏付けとなる財務計画に基づく財務運営を行っているか。
※エビデンス集（資料編）：【資料 5-4-1】

・本法人は建学の精神「柔しく剛く」に基づく教育の維持と健全な財政基盤を確保し続けるため、向こう 10 ヶ年の「長期財務計画」を策定し最新データに基づき毎年ローリングを行っている。その計画の策定にあたっての主な検討項目は以下の通りである。

- 1) 在学生の見通しに基づく学生生徒等納付金の見積り
- 2) 寄附金、補助金等、外部資金獲得のための施策展開を踏まえた収入額の見積り
- 3) 資産運用収入の見積り
- 4) 教職員の人員計画、退職予定者数に基づく人件費の見積り
- 5) 事業計画に基づく施設・設備関係支出及び経費の見積り
- 6) 各種財務関係比率の検討

これらをもとに法人本部財務部で策定した「長期財務計画」は、理事長をはじめ専務理事、常務理事及び法人本部役職者をメンバーに説明会議を開催した上で内容を共有している。またこの「長期財務計画」は、次年度の予算編成方針の基礎となり、編成方針にしたがって策定した予算案を実行に移すことによって、適切な財務運営を行うことが可能となる。【資料 5-4-1】

<b>5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保</b>
■安定した財務基盤を確立しているか。
■使命・目的及び教育目的の達成のため、収入と支出のバランスを保っているか。
■使命・目的及び教育目的の達成のため、外部資金の導入の努力を行っているか。
※エビデンス集（データ編）：【表 5-2】【表 5-4】【表 5-5】
※エビデンス集（資料編）：【資料 5-4-2】～【資料 5-4-4】

・「事業活動収支計算書関係比率(法人全体のもの)」に示す通り、令和 4(2022)年度の事業活動収支計算書関係の主な財務比率は、法人全体で人件費比率は 45.0%、教育研究経費比率は 36.8%、管理経費比率は 4.7%、学生生徒等納付金比率は 76.6%である。教育研究経費比率は全国平均 38.0%（『令和 4 年度版今日の私学財政』より）と比較するとわ

ずかに低いですが、前年度比では伸長しており、引き続き教育環境の改善に留意していく。

【表 5-2】【資料 5-4-2】

- 次に「貸借対照表関係比率(法人全体のもの)」に示す通り、令和 4(2022)年度末の貸借対照表の主な財務比率は、流動資産構成比率は 11.8%、純資産構成比率は 90.2%、流動比率は 398.0%、総負債比率は 9.8%、基本金比率は 98.9%である。また「要積立額に対する金融資産の状況(法人全体のもの)(過去 5 年間)」に示す通り、令和 4(2022)年度末の法人全体の金融資産は約 185 億円で前年度比 37 億円減少したが、これは同年度に小学校新校舎及び新講堂建設費の支払いを行ったことによる。金融資産の内、現金預金は約 54 億円であり、十分な残高を保持している。【表 5-4】【表 5-5】
- 令和 4(2022)年度の法人全体の事業活動収入額は約 117.2 億円、経常収入額は約 113.4 億円といずれも初めて 110 億円台に到達し、強固な財務基盤を構築できている。主な要因は収容定員増等による大学の学生数増加であり、令和 4(2022)年度の大学単独での事業活動収入は約 86.5 億円とこちらも初めて 80 億円を上回った。但し、直近の令和 5(2023)年度入学試験では、入学定員充足に苦戦する学部も有り、大学全体の入学定員充足率は 92%であった。入試に関する制度や広報の強化拡充等により、引き続き入学者確保の対策を行っていく。また令和 4(2022)年度の法人全体の外部資金の獲得は、経常費補助金以外の施設設備補助金交付で約 3.1 億円、科研費で約 0.4 億円、受託事業収入で 0.2 億円の実績であった。寄付金については、例年の教育振興資金に加え、小学校新校舎及び新講堂の竣工に伴う同窓会組織等からの寄付(現物寄付含む)も有り、約 0.8 億円を獲得している。【資料 5-4-3】【資料 5-4-4】

(3) 5-4 の改善・向上方策(将来計画)

- 上述のように安定した財務基盤が確立された状況にあると考えているが、新校舎用地造成や建物建設のような大型工事が数年続く見込みであり、投資予定額に留意した財務運営を行っていく。引き続き法人全体の安定した財務基盤を維持して行くことで教育研究活動に支障のないよう留意するとともに、学生の確保や外部資金の導入に向けた努力を行っていきたい。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

<p><b>5-5-① 会計処理の適正な実施</b></p> <p>■学校法人会計基準や経理に関する規則などに基づく会計処理を適正に実施しているか。</p> <p>■予算と著しくかい離がある決算額の科目について、補正予算を編成しているか。</p> <p>※エビデンス集(資料編):【資料 5-5-1】～【資料 5-5-9】</p>
---

- ・ 本法人の会計は「学校法人会計基準」に基づき、学校法人安田学園の「経理規程」等に  
したがって適正な会計処理を実施している。会計処理上の疑問や判断が難しい事項は、  
監査法人及び日本私立学校振興・共済事業団に適宜相談し指導を受けて適切に業務を遂  
行している。法人本部財務部では、法人全体の「資金運用状況」を作成し毎月理事長に  
報告している（令和4（2022）年度までは法人本部総務部が担当）。【資料5-5-1】【資料  
5-5-2】
- ・ 予算編成は、理事長の学園運営の基本方針のもと各校園長、大学短大事務局長及び各部  
門予算担当者に対して「予算編成方針について」を配付し方針の徹底を周知している。  
それを受け各部門が作成した支出予算案を基にして、収入も含め全体を取りまとめた予  
算案を評議員会に諮り理事会で決定している。令和5（2023）年度からは事務組織を改編  
し、予算に関する業務は新設された財務部が担っている。【資料5-5-3】【資料5-5-4】
- ・ 予算編成は、3月に当初予算を編成するほか年3回の補正予算を編成し決算とのかい離  
がないように努めている。【資料5-5-5】
- ・ 決算は法人本部財務部において年度終了後、5月末までに法人全体の決算書を作成して  
いる。決算書は監事の監査を経て、理事会（第一回）での承認後、評議員会へ報告をし意  
見を伺い理事会（第二回）で最終的に承認される。その後監査法人による監査を受けた決  
算書は監査法人作成の監査報告書を添えて6月末までに文部科学省に提出する。なお予  
算と決算を比較すると、特に支出予算において決算額が予算額を下回る結果となってい  
ることは、予算見積時と執行時に時間的な差異があることや効果的な執行を行うことで  
経費を節減できたことが理由である。【資料5-5-6】～【資料5-5-9】

### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

#### ■会計監査などを行う体制を整備し、厳正に実施しているか。

※エビデンス集（資料編）：【資料5-5-6】～【資料5-5-12】

- ・ 本法人は監査法人と監事による監査を行っている。監査法人による監査の実数は、毎年  
12日間前後、延べ40人前後で行われている。監査法人は、会計監査と財務面からみて  
法人全体の管理運営が適正に行われているか監査しているほか、外部資金である科学研  
究費補助金の会計についての監査及びシステム監査も実施している。監事は2人を選任  
し理事会、評議員会に出席し法人の業務状況を把握するとともに、理事の業務執行状  
況を含めて法人の業務運営が適正に行われているか監査している。また理事長のもとに設  
置している「監査室」では、科学研究費補助金をはじめとした内部監査を実施している。  
【資料5-5-6】～【資料5-5-12】

#### (3) 5-5の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 監事と監査法人による監査に加え、「監査室」による周辺会計等の内部監査を行う機会を  
増やし会計監査の充実を図る。

#### [基準5の自己評価]

- ・ 本法人の経営・管理においては、私立学校法等の関連法令をはじめ「学校法人安田学園  
寄附行為」及び諸規程に基づき最高意思決定機関である理事会のもと理事長を中心に機

能的、効率的に運営されている。また大学においては、学長がリーダーシップをもって教育研究を改革・推進し大学運営を進めることを支援するため企画部を設置し、更に学長補佐を任命することにより意思決定と実行の迅速化を図っている。

- 財政面においては、社会のニーズに合わせた学部、学科等の設置や申請型補助金の獲得に向けた着実な対応等により、法人全体としての基本金組入前当年度収支差額は安定して収入超過の状況が続いている。今後も入学生の確保による学生生徒等納付金の安定化と教育研究活動の充実に取組み財政の健全化に努めていく。
- 会計は、「学校法人会計基準」及び本法人が定める「経理規程」等に則り監査法人の監査指導のもと適正な会計処理の向上に努めていく。
- これらのことから、基準5「経営・管理と財務」の基準は満たしていると判断する。

## 基準 6. 内部質保証

### 6-1. 内部質保証の組織体制

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

##### (1) 6-1 の自己判定

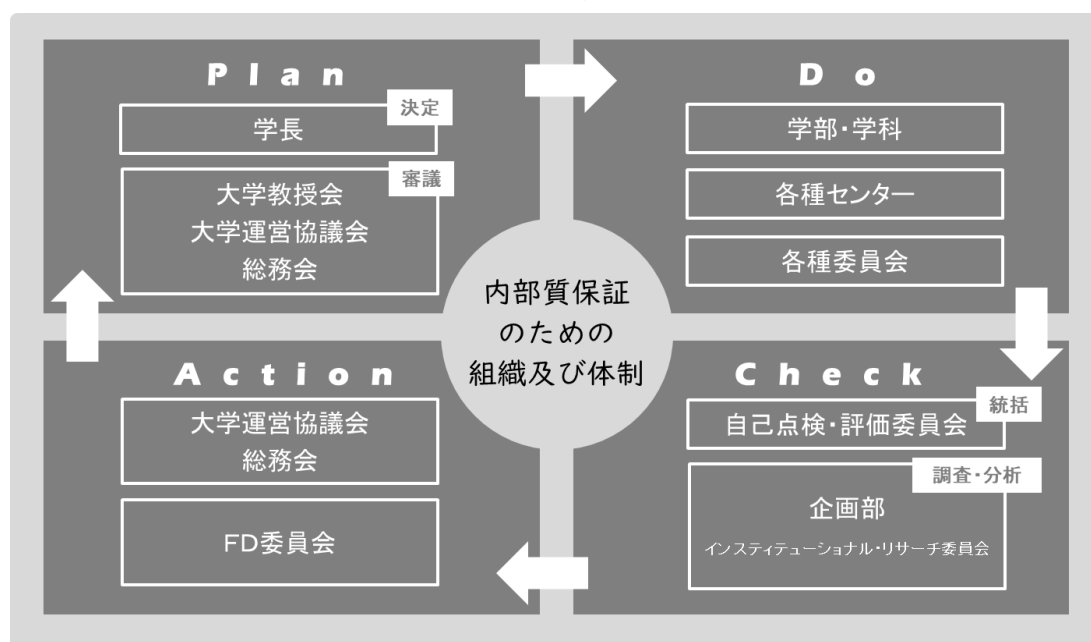
基準項目 6-1 を満たしている。

##### (2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

<p><b>6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立</b></p> <p>■内部質保証に関する全学的な方針を明示しているか。                  ■内部質保証のための恒常的な組織体制を整備しているか。                  ■内部質保証のための責任体制が明確になっているか。</p> <p>※エビデンス集（資料編）：【資料 6-1-1】～【資料 6-1-9】</p>
---

- ・「安田女子大学学則」第 1 条の 2 に「大学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、教育の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする」と示し、「安田女子大学及び安田女子短期大学における点検及び評価に関する基本方針」に基づいて大学、教育研究組織、教員、事務局等が諸活動の自己点検・評価を連続的・継続的に実施している。【資料 6-1-1】【資料 6-1-2】
- ・内部質保証に責任を負う組織として、学長のもと中心的役割を果たすのが自己点検・評価委員会である。自己点検・評価委員会は「安田女子大学学則」第 1 条に定める本学の目的「女子に広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を養い、もって文化の向上に寄与する人格円満な女子を育成する」を達成するために、全学的又は各学部学科の現状を把握し教育活動、研究活動の質的向上を図り併せて今後の課題についての教職員の自主的改善を支援することを目的としている。自己点検・評価委員会は「安田女子大学・安田女子短期大学自己点検・評価委員会規程」に基づき学長が任命した委員長、各学科から推薦された教員のほか事務局長等で組織しており、全学的な協働体制のもとに運営されている。委員長は学長、企画部及び FD 委員会等関連部署と密接に連携し、3 つのポリシーを起点とした自己点検・評価を継続して実施している。【資料 6-1-1】【資料 6-1-3】【資料 6-1-4】
- ・大学院においても「安田女子大学大学院学則」第 1 条の 2 に定める本学大学院の目的「高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展と人類の福祉に寄与する人物を養成する」を達成するために、大学院自己点検・評価委員会及び教育改善委員会を設け「安田女子大学大学院自己点検・評価委員会規程」及び「安田女子大学大学院教育改善委員会規程」に基づき内部質保証に努めている。【資料 6-1-5】～【資料 6-1-9】

<図 6-1-1> 大学全体の PDCA サイクルの仕組み



(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・自己点検・評価の実施は、学長及び自己点検・評価委員会を中心とし FD 委員会（大学院においては大学院教育改善委員会）、企画部が協力して恒常的な組織体制を築いており今後もその活動を維持していく。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

<p><b>6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有</b></p> <p>■内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価をどのように行っているか。                  ■エビデンスに基づく自己点検・評価を定期的実施しているか。                  ■自己点検・評価の結果を学内で共有し、社会へ公表しているか。</p> <p>※エビデンス集（資料編）：【資料 6-2-1】～【資料 6-2-10】</p>
---

- ・本学では「安田女子大学及び安田女子短期大学における点検及び評価に関する基本方針」を定め、大学は「事業報告書」「各種委員会報告書」等、各学部学科は「学科年報」等により活動を振り返って自己評価を行うこととしている。また教員個人は毎年度「教員自己点検・評価書」を作成し自己評価した結果を大学に報告することとしている。【資料 6-2-1】～【資料 6-2-7】

- ・「事業報告書」は中期計画で挙げた事業計画に基づいて毎年度、活動全般の進捗・達成状況報告を行うことで点検・評価を行い翌年度以降への計画につなげている。「事業報告書」は公式ホームページ等により学内外に公表している。【資料 6-2-2】
- ・各種委員会は会議等実施後、議事録を「委員会報告書」として学長に提出している。「委員会報告書」はグループウェアで全教職員に提示することで、各種委員会における課題や改善方法等の共有を行っている。【資料 6-2-3】
- ・各学科においては学科全体の活動と各教員の研究活動等をまとめた「学科年報」を制作している。「学科年報」は学長、主要役職者及び事務局等へ配付するほか図書館に配架している。【資料 6-2-4】
- ・「教員自己点検・評価書」は、教育活動領域の 17 項目、研究活動領域の 24 項目、社会貢献活動領域の 10 項目、大学の管理・運営活動領域の 6 項目に対する採点と 4 領域ごとの自由記述によって行う。また「安田女子大学・安田女子短期大学における教員業績評価に関する規程」第 10 条には、学長及び学部等の長は、自己評価点の高い教員に対してはより一層の活動を促すために顕彰等の適切な措置を講じ、総合的に自己評価点の低い教員に対しては面談を行った上で適切な指導・助言を行い改善計画書の提出を求めると記している。更に同条には、研究費の配分への評価結果の反映、昇任・再任等の可否への評価結果の反映、給与等の処遇への評価結果の反映について定めている。評価結果の全体的な分析結果に関しては全教職員で共有している。【資料 6-2-5】～【資料 6-2-7】
- ・教育の質保証の基幹となる「授業評価アンケート」の結果の公表は、自己点検・評価委員会で点検を行った後、総務会、大学運営協議会において開示し、その後に全学科の「授業評価アンケート」の各項目の平均点、全体平均、学科長コメントについて、教職員にはグループウェアにより、学生には掲示により共有している。【資料 6-2-8】
- ・卒業生の状況については、卒業生の代表的な就職先となっている複数の企業等の方から話を聞く「有識者会合」を行っている。「本学学生の現状の把握（3つのポリシーに基づいた養成する人材像となっているか）」「企業・社会が求める人材像の把握」「企業・社会側から見た近年の本学学生・OG 像」について情報を得る機会としており、本学の学修成果の点検・評価のひとつとしている。【資料 6-2-9】
- ・認証評価機構における外部評価は、平成 28(2016)年度に受審し結果を公式ホームページ等により学内外に公表している。【資料 6-2-10】

### 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

■現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備しているか。

※エビデンス集（資料編）：【資料 6-2-11】～【資料 6-2-13】

- ・令和 5(2023)年 4 月に学園事務組織を改編したことにより、学園全体の IR(Institutional Research)を担う企画部 IR 推進課が発足した。それ以前は、IR は企画部企画課（現在の企画部大学企画推進課）と学習支援課及びインスティテューショナル・リサーチ委員会（IR 委員会）が担っていた。IR は「教員自己点検・評価」「授業アンケート」「プレースメントテスト」「学生生活に関する実態調査」「卒業時アンケート」等の実施及び分析を行い、集約・分析した結果は必要に応じて自己点検・評価委員会で検討の上、FD 委員会

をはじめとする各種会議において改善策を検討・実行するために活用していた。令和5(2023)年4月から、各調査は担当する部署が分析を行い、大学(学園)の将来構想に関するもの及び教員の個人に関する事項をIR推進課が担い、学生の学修成果に関する事項を学習支援課及びインスティテューショナル・リサーチ委員会が担うこととしている。

【資料6-2-11】～【資料6-2-13】

### (3) 6-2の改善・向上方策(将来計画)

- ・使命・目的等の達成と3つのポリシーの具現化を目指し今後も「自己点検・評価委員会」を中心に自己点検・評価を実施・改善して行く。また法令改正や環境の変化に伴い点検評価項目を見直すことや自己点検・評価の結果を学内で共有し、外部からの意見も取り入れ教育研究の質と向上に努めていく。
- ・IRの活用は、令和5(2023)年4月に設立されたIR推進課が機能し、各部門との連携を強めより効果的な運用ができるように努めていく。

## 6-3. 内部質保証の機能性

### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

#### (1) 6-3の自己判定

基準項目6-3を満たしている。

#### (2) 6-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

<b>6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性</b>
<p>■三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育の改善・向上に反映しているか。</p> <p>■自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえた中長期的な計画に基づき、大学運営の改善・向上のために内部質保証の仕組みが機能しているか。</p>
<p>※エビデンス集(データ編)：【共通基礎】</p> <p>※エビデンス集(資料編)：【資料6-3-1】～【資料6-3-13】</p>

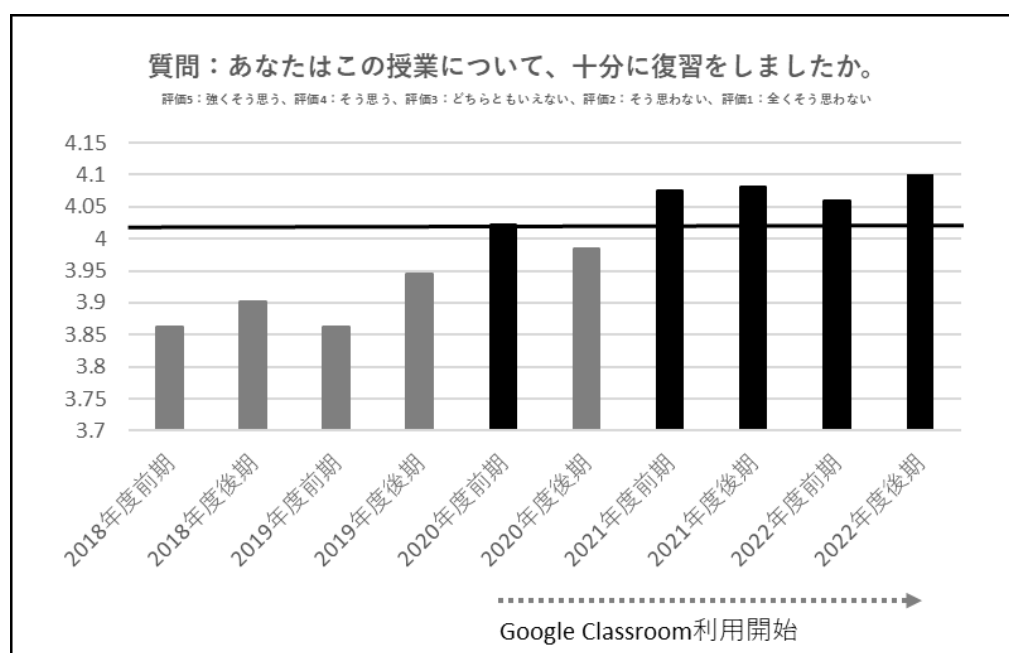
- ・基準6-1-①の<図6-1-1>で示す通り、各機関がそれぞれの役割を果たすことによりPDCAサイクルが円滑に機能している。
- ・大学全体、各学部学科の3つのポリシーを策定し、これに基づき教育活動を実施している。3つのポリシーに基づく教育活動の点検・評価にあたっては、自己点検・評価委員会において「安田女子大学学修成果の評価に関する方針(アセスメント・ポリシー)」に沿って「入学試験」「学生生活に関する実態調査」「卒業時アンケート」等の結果を用いて点検・評価を行っている。大学全体及び各学部学科に定められた3つのポリシーについて、ディプロマ・ポリシーに沿った人材養成を行っていること、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の編成・実施がなされていること、アドミッション・ポリシーに沿った入学者の確保がなされていることを確認している。また外部評価として、3つのポリシーに関する有識者会合を年1回開催し、卒業生の代表的な就職先である複数の企



業等から話を聞く機会を設け「本学学生の現状の把握（3つのポリシーに基づいた養成する人材像となっているか）」「企業・社会が求める人材像の把握」「企業・社会側から見た近年の本学学生・OG像」等についてヒアリングを行い点検・評価に役立てている。自己点検・評価委員会での点検結果については、FD委員会等において自己点検・評価委員長が報告を行いその報告内容を基に協議を行った上で、教育内容・方法の改善に必要な組織的研修等を実施すべき事項についてはFD委員会で検討・実行している。【資料6-3-1】～【資料6-3-3】

- ・教育内容・方法の改善に必要な組織的な研修及び研究を推進することを目的としてFD委員会を設けている。FD委員会は「安田女子大学・安田女子短期大学FD委員会規程」に基づき学長補佐のうちから学長が指名した委員長、学部長、学科長、教務センター長、自己点検・評価委員長、事務局長等で構成し、教員相互の「授業参観」、学生による「授業評価アンケート」「学生生活に関する実態調査」の結果に加え自己点検・評価委員会での点検結果を基に教育研究内容の現状と課題を共有し、それらを踏まえてFD研修会を企画・運営しあわせて個別課題等に対する対策について協議を行っている。【資料6-3-4】【資料6-3-5】
- ・大学全体のFD研修会は、各教員の教育及び研究を向上させることを目的として、令和4(2022)年度は「研究倫理・コンプライアンス教育」、令和3(2021)年度は「公衆送信補償金制度・著作権」をテーマに実施した。各学科においてはFD委員会での議論をもとに各学科の課題を抽出し独自のテーマを決めてFD研修会を実施している。例えば、看護学部看護学科では、看護教育カリキュラムの改正により一部教育課程が変更となったことに伴い、カリキュラム・ポリシーと新教育課程表及び新カリキュラムマップを理解することを目的としたFD研修会を実施し、各教員が教育課程の全体像や科目の位置付けを理解し効果的な教育の在り方について情報共有した。文学部日本文学科と書道学科では、「学生生活に関する実態調査」の結果を受けて主体的な学びの姿勢を課題とし「学生指導の改善」をテーマとしたFD研修会を実施した。各学科のFD研修会については、年度毎に「学科FD通信」を発行し全教職員で共有している。【資料6-3-6】～【資料6-3-8】
- ・自己点検・評価委員会での点検から教育の改善・向上につながった例として時間外学習の改善が挙げられる。令和2(2020)年度前期「授業アンケート」の分析を行った結果、授業の復習に関して向上が見られた。令和2(2020)年度は新型コロナウイルスの影響で、4月中旬から5月末まで約1カ月半にわたりGoogle Classroomを活用した「遠隔授業（オンライン授業）」が行われた。Google Classroomにより授業時間外も講義や授業資料を繰り返し視聴・確認できたことが影響したのではないかと自己点検・評価委員会では結論づけた。これを受けて教務センターでは、令和3(2021)年度以降も対面授業の補助ツールとしてGoogle Classroomを授業資料の配付や課題提出等に活用できるようにしている。その結果<図6-3-1>で示す通り、「授業アンケート」の「授業の復習」に関する質問項目において、5段階評価（評価5：強くそう思う、評価4：そう思う、評価3：どちらともいえない、評価2：そう思わない、評価1：全くそう思わない）において、令和3(2021)年度以降は評価「4」以上の高い水準を維持できている。【資料6-3-9】

<図 6-3-1>授業アンケート「授業の復習」に関する質問項目の全学評価平均の推移



- ・予習・復習などの更なる学修機会や授業外活動の機会を得るためなど時間を有効活用できるように、令和3(2021)年度から授業時間帯の変更を行った。1時限目の授業開始時刻を午前9時から午前8時30分に変更した。また毎日朝食を食べて勉学に励んでほしいという思いから令和元(2019)年度から朝食を無料で提供している。授業期の平日午前7時45分から9時15分まで営業しており毎日400～500人の学生が利用している。
- ・本学は、平成28(2016)年度に公益財団法人日本高等教育評価機構による第三者評価を受け、大学基準を満たしていることから「適格」と判定された。その際に評価結果(合否)とは連動しない参考意見として2点「薬学部薬学科の収容定員充足率」及び「教育学部の教員の年齢構成」について指摘を受けた。薬学部薬学科は、学生確保に向けたあらゆる取組みと入学定員の変更、授業料免除及び減額制度の拡充により令和2(2020)年度、令和3(2021)年度及び令和4(2022)年度は志願者数も増加し、入学定員を充足することができた。令和5(2023)年度は、入学定員充足率89%(志願倍率6.43)となり、入学定員は充足できなかった。令和6(2024)年度の学生募集活動に向けて、広報等の見直しを図っている。薬学科の収容定員充足率は、令和7(2025)年度には改善できると見込んでいる。教育学部の教員の年齢構成については、設置計画履行状況等調査においても同様の指摘があり、大学設置基準第7条第6項「大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする」に基づき、中期的スパンで教育研究の継続性を視野に入れた教員組織となるよう若い教員の補充に努めている。【共通基礎】【資料6-3-10】【資料6-3-11】
- ・中期計画の中で、平成28(2016)年度に受審した第三者評価の結果を反映させた安田女子大学の事業計画(2019年度～2026年度)を示している。中期計画を基盤とする一連の実

行を点検・評価し、年度ごとに「事業報告書」を作成し、公式ホームページで学内外に公開している。【資料 6-3-12】【資料 6-3-13】

**(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）**

- ・自己点検・評価委員会が中心となり、3つのポリシーに基づき教育活動の点検・評価を行い、PDCA サイクルが組織的に機能するようにしている。今後とも PDCA サイクルの質が更に高まるような仕組みを構築していくとともに、教育面の自己点検・評価に関しては、自己点検・評価委員会と FD 委員会との連携強化を進め教育の質の更なる向上を目指す。
- ・教員の構成は、特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないように引き続き計画的に教員採用を行っていく。

**[基準 6 の自己評価]**

- ・自己点検・評価委員会は学長の指揮監督のもと、企画部及び FD 委員会と密接に連携して機能しており協働的で適切な自己点検・評価を実施している。
- ・3つのポリシーを起点とした内部質保証は、自己点検・評価委員会が中心となり PDCA サイクルが適切に機能しており内部質保証の仕組みが機能している。
- ・これらのことから、基準 6「内部質保証」の基準は満たしていると判断する。

#### IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

##### 基準 A. コロナ禍における学びの継続

##### A-1. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止と学びの継続

##### A-1-① 安心して学ぶことのできる環境

##### A-1-② 新型コロナワクチン職域接種の実施

##### A-1-③ ウィズコロナ時代の新たな医療に対応できる医療人材養成事業

##### (1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

##### (2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### A-1-① 安心して学ぶことのできる環境

※エビデンス集（資料編）：【資料 A-1-1】～【資料 A-1-7】

- ・令和元(2019)年12月以降、中華人民共和国湖北省武漢市において、新型コロナウイルス関連肺炎の発生が報告された。日本では、令和2(2020)年4月16日(木)に「全国・緊急事態宣言」が発出された。本学では、令和2(2020)年4月20日(月)から5月29日(金)の期間、遠隔授業（オンライン授業）を実施した。本学は、対面での教育を重視するという信念からコロナ禍において遠隔授業を行ったのは、上記の約1カ月半と広島県から「新型コロナウイルス感染拡大防止集中対策」の要請を受けた令和3(2021)年5月19日(水)～6月18日(金)の2回のみである。【資料 A-1-1】～【資料 A-1-6】
- ・遠隔授業の実施にあたっては、授業の質を担保することを目的に大学の方針を定め、授業構成や授業実施場所等を示し全教職員で共有した。また ICT やコンピュータ操作に長けている教職員が学長の指示のもと中心的役割を担い「遠隔授業支援特別チーム」及び「コールセンター」をつくり、遠隔授業準備のための説明会や動画制作教室の開催、マニュアルの配付等を行った。学生には「オンライン授業利用マニュアル」を配信するとともに、「コールセンター」で個別相談を受け付けた。【資料 A-1-3】
- ・周辺大学が遠隔授業を行う中、対面授業を実施するにあたり様々な工夫をした。ソーシャルディスタンスを保つための対策としては、授業での座席は前後左右を空けた指定席としたり、食堂や ICT 教室にアクリル板を設置したり、学内で列ができるような場所には待つための立ち位置を指定したりした。【資料 A-1-1】
- ・学生の通学・帰宅時間の混雑緩和を図ることを目的に自転車通学を許可したり、帰宅時間を分散させるために「学生食堂まほろば」の夕飯を200円（通常400円）で提供したり、自主学習を促すために印刷ポイントを全学生に付与したりした。【資料 A-1-1】
- ・学生・教職員の不安を少しでも軽減するために、学生・教職員全員に消毒用アルコールが入った携帯用ボトルを配付したほか、学内でアルコールの追加補充もできるようにした。【資料 A-1-1】
- ・令和3(2021)年1月には、薬学部薬学科の教員が中心となり学内に「安田女子大学薬学部 PCR 検査センター」を開設した。このセンターでは、学外の実習に参加する学生・教職員、長期休暇で帰省する一人暮らしの学生、基礎疾患があり健康状態に不安を抱えている学生等のための検査等を行った。【資料 A-1-7】

### A-1-② 新型コロナワクチン職域接種の実施

※エビデンス集（資料編）：【資料 A-1-8】【資料 A-1-9】

- 令和 3(2021)年 6 月に、医師・看護師・薬剤師の資格を有する本学の教員（医療従事者）、看護学部看護学科の学生及び職員による「新型コロナワクチン職域接種」を学内で開始した。本学のように外部の機関・医療従事者に頼ることなく職域接種の全てを学内関係者だけで実施した大学は全国的にも珍しかった。【資料 A-1-8】【資料 A-1-9】
- 令和 3(2021)年 6 月 23 日(水)から開始した「新型コロナワクチン職域接種」では、本学園の学生・生徒・教職員（非常勤を含む）・関係者、近隣大学の学生・教職員、広島市の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等の教育関係職員等の約 7,500 人・延べ 14,829 回のワクチン接種を行った。第 1 回及び第 2 回の新型コロナワクチン職域接種期間中（令和 3(2021)年 6 月 23 日(水)～9 月 4 日(土)）は、本学の教員は授業を行いながら土日も含めて交替でワクチン接種を務めた。
- 学生に対しては、特別科目「まほろば教養ゼミ」の授業において新型コロナワクチンの説明及び新型コロナワクチン職域接種の説明を行った。第 2 回の職域接種を終えた時点で、本学の学生の約 90%が新型コロナワクチンの接種を行った。また、早期に新型コロナワクチンの接種を行うことができたこともあり、基準 3-2-⑤の<表 3-2-1>で示した通り海外留学プログラムを早期（令和 3(2021)年 10 月）に再開することができた。
- 第 3 回の新型コロナウイルスワクチン職域追加接種は、第 1 回及び第 2 回を本学で接種した人と新入生を対象に、令和 4(2022)年 3 月から 5 月にかけて延べ 3,818 回実施した。

### A-1-③ ウィズコロナ時代の新たな医療に対応できる医療人材養成事業

※エビデンス集（資料編）：【資料 A-1-10】

- 薬学部薬学科及び看護学部看護学科は、文部科学省「ウィズコロナ時代の新たな医療に対応できる医療人材養成事業」に申請し、令和 4(2022)年 3 月に採択された。本事業は、コロナ禍において実習の補完的に実施されているオンライン教育や、シミュレーション教育をデジタルトランスフォーメーション（DX）の技術を活用して大幅に向上させ実践的な教育プランを構築し、即戦力となり得る高度な医療人材を継続的に養成することを目的とした事業である。【資料 A-1-10】
- 薬学科では、本事業の目的に沿って会話の内容・目の動きや表情等を「文字」と「映像」で繰り返し確認できる「安田服薬指導演習支援システム」を開発・導入した。「安田服薬指導演習支援システム」を「臨床薬剤学実習」の授業に導入することにより実践的なオンライン服薬指導演習を行い、学生に高度なコミュニケーション力及び情報収集力を体得させる実践的な教育プランを構築した。
- 看護学科では、本事業の目的に沿って「安田看護実習支援ロボット」を開発・導入した。学生の表情や資料を映す「タブレット型」、遠隔操作により学生の発話にシミュレートする「人型」の 2 種類である。「タブレット型」「人型」ロボットを使用した遠隔演習・実習により双方向コミュニケーションを行い、医療従事者として必要な情報収集力及びコミュニケーション力を体得させる実践的な教育プランを構築した。

**(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）**

- 本学では、コロナ禍においても一貫して対面での教育を重視してきた。教室での授業に加え、大学で過ごす時間の全てが成長の機会になるからである。対面授業を実施するにあたりその都度、社会情勢を鑑み学内の制度やサービスを見直し対応してきた。令和5(2023)年5月8日(月)から新型コロナウイルス感染症が「5類感染症」に位置付けられたことにより、これまで行ってきたコロナ対策を一部取り止めた。今後は、学生の通学方法や授業での座席指定などコロナ禍を加味し変更した制度について、元の内容に戻すか否かの検討を進めていく。

**【基準 A の自己評価】**

- コロナ禍において学生・教職員が安心して過ごせるように様々な試みを行った。その時々大学の判断は相当に難しいものであったが、教職員の安全と学びの場としての大学の使命に真摯に向き合ってきた。
- 「新型コロナワクチン職域接種」は、大学のあるべき姿を取り戻すために教職員が一丸となって取り組んだ。
- 薬学部薬学科及び看護学部看護学科では、コロナ禍での実習や演習の経験を活かしオンライン診療についての教育を導入した。
- これらのことから、基準 A 「コロナ禍における学びの継続」の基準は満たしていると判断する。

**基準 B. 地域連携・社会貢献**

**B-1. 地域社会等との連携及び社会貢献**

**B-1-① 行政、地域社会との連携**

**B-1-② 大学間連携と高大連携**

**(1) B-1 の自己判定**

基準項目 B-1 を満たしている。

**(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

<b>B-1-① 行政、地域社会との連携</b>
※エビデンス集（データ編）：【表 2-8】
※エビデンス集（資料編）：【資料 B-1-1】～【資料 B-1-9】

- 7 学部 14 学科 4 研究科を擁する本学では、学科ごとに様々な行政及び地域社会等との連携活動を行っている。【資料 B-1-1】
- 令和 4(2022)年 3 月には、「筆」が特産として有名な広島県安芸郡熊野町と筆文化及び地域社会の振興と発展に寄与することを目的とした包括連携協定を締結した。連携協力事項は、筆文化の振興・発展・魅力の普及に関する事、筆文化の次世代への継承に関する事、まちの活性化とまちづくりの推進に関する事、教育・研究・文化の発展に関する事などを連携することとしている。具体的には、文学部書道学科の学生が、安芸郡熊野町にある「筆の里工房」でイベントを開催したり、「榊山神社」で御朱印の制作・

販売をしたり、熊野町の活性化に貢献し筆文化の発展に寄与している。また、国立青少年教育振興機構と連携し「全国一斉書き初め大会」に参画したり、本学独自の「全国高校生<書道>S-1 グランプリ」や「インターネット国際書道展[グローバル書道@YASUDA]」を開催したりして書道文化の振興を図っている。【資料 B-1-2】～【資料 B-1-5】

- 令和元(2019)年4月には、日本航空株式会社と人材育成や社会課題の解決を目指した連携協力協定を締結した。具体的には、家政学部造形デザイン学科の学生が毎年、広島空港到着ロビーの荷物受取所ターンテーブルに設置する立体サインオブジェの制作を日本航空株式会社と協働で制作している。さらに本協定をもとにキャリアセンターでは、日本航空株式会社と連携し全学部学科の学生を対象とした「現役客室乗務員によるマナー講座」や「航空業界セミナー」などを開催している。【資料 B-1-6】【資料 B-1-7】
- 学習支援センターでは、公的機関等から依頼のあったボランティア活動を学生に教育支援システム「まほろばポータル」で紹介している。令和4(2022)年度は65件を紹介した。また、基準2-3-①で示す「共通教育科目・キャリア科目」の「ボランティア活動」では、江田島市地域振興課からの要請を受けて海岸清掃活動やオリーブ収穫等を行ったり、NPO法人社会基盤ライフサイクルマネジメント研究会(SLIM JAPAN)と協働で近隣の橋梁目視点検や清掃活動等を行ったりしている。【表 2-8】【資料 B-1-8】【資料 B-1-9】

### B-1-② 大学間連携と高大連携

※エビデンス集(資料編)：【資料 B-1-10】～【資料 B-1-13】

- 本学は、一般社団法人教育ネットワーク中国の会員となっており、教育ネットワーク中国を介して様々な大学間連携と高大連携の取組みに参画している。
- 大学間連携は、単位互換や教職員研修のほかに広島市内の地下街広場で開催される大学生音楽コンサート「シャレオ大学生コンサート」を年1回、開催している。「シャレオ大学生コンサート」は、平成27(2015)年にエリザベト音楽大学と本学が中心となり企画し始めたコンサートである。本学からは、学生サークル合唱研究会 Vivid Nova、マンドリン部、吹奏楽部や学生有志によるコーラスチーム等が参加している。令和4(2022)年12月のコンサートでは、9大学が競宴し地域活性化に貢献している。【資料 B-1-10】
- 令和4(2022)年度に初の試みとして開催された「広島県大学生地域連携活動発表会」では、文学部英語英米文学科通訳専攻の学生が参加した。広島県内の12大学が参加し、各大学で実施されている地域貢献活動について発表が行われた。英語英米文学科通訳専攻の学生は、「ひろしまアニメーションシーズン2022」において字幕制作に携わったことを発表した。【資料 B-1-11】
- 令和5(2023)年5月に広島県で開催された「G7 広島サミット」では、広島県内の大学と高等専門学校の21校が連携し、105人の学生が「通訳ボランティア」と「おもてなしボランティア」に分かれて支援した。本学からは「通訳ボランティア」6人、「おもてなしボランティア」8人が参加した。【資料 B-1-12】
- 高大連携は、高校生のための公開講座を開講している。令和5(2023)年度は、8月に15講座開講する予定である。【資料 B-1-13】

### (3) B-1 の改善・向上方策(将来計画)

- ・本学は、教室で学ぶだけでなく、学生が地域に出て社会の多様な分野の人と力を合わせひとつのことに取り組むことを推進している。地域企業との共同プロジェクトや社会貢献など各課題に学生たちが自主的に取り組むことで自主性や社会性を育てている。今後も継続して積極的に地域社会と連携していく。

**[基準 B の自己評価]**

- ・各学科において学びの特色等に合わせて行政や地域社会と連携を行っている。
- ・大学間連携と高大連携は、地域活性化を目的に参画している。
- ・これらのことから、基準 B 「地域連携・社会貢献」の基準は満たしていると判断する。



## V. 特記事項

### 1. 学生によるラーニングコモنزの運営

学生の主体的な学びの実現を目的とした学修・教育・活動空間として、ラーニングコモنزを1号館1～3階及び8号館1階に設置している。ラーニングコモنزでは、学生スタッフ「キャンパスキャスト」が運営に携わり、施設の活用方法やイベントの企画、広報活動等に取り組んでいる。また、1号館1階のインフォメーションキューブには、キャンパスキャストが交代で常駐し、ラーニングコモنز内の各施設の予約及び機器や文房具の貸出しを行っている。

令和4(2022)年度のキャンパスキャスト20人は、様々なイベントを開催し学内を活性化させた。令和4(2022)年4月14日(木)・21日(木)に「キッチンカーグルメフェス」を初めての試みとして開催した。キャンパスキャストは、出店者との交渉や学内の調整及び学内外の広報を担った。芝生広場に6台のキッチンカーが並び延べ2,500人の学生が利用した。本イベントは大盛況であったため、その後定期的に開催している。その他には、ラーニングコモنز設置時の平成28(2016)年度から継続して実施している「プロフェッサートーク」がある。昼休憩の時間を利用してオープンスペースであるプレゼンテーションフィールドに本学の教員が登壇し、授業の中で取り上げることのないテーマ(趣味や特技、体験談など)について語るイベントである。またキャンパスキャストは<表V-1-1>の通り、ものづくり等のワークショップ、外部講師による講演会・演奏会、季節の行事など創意工夫された様々なイベントを企画・運営し学内に活気をもたらししている。

<表V-1-1> 令和4(2022)年度にキャンパスキャストが企画したイベント

プログラム名称	日程	内容
新入生歓迎イベント	4月9日・16日	新入生が上級生に大学に関する質問等を行う交流会
エッグハント	4月18日～20日	イースターエッグを探すゲームイベント
キッチンカーフードフェス	4月14日・21日	芝生広場において、キッチンカーを招いてのグルメフェス
	11月24日	
	12月8日	
プロフェッサートーク	5月31日	書道学科・井田明宏先生「～日本の書を楽しむ 見る・読む・書く～」
	6月28日	ビジネス心理学科・古山友則先生「自転車四方山話」
	7月26日	現代心理学科・齋藤大輔先生「今から始めるヨガの話」
	11月22日	日本文学科・古瀬雅義先生「趣味から広がるミライの自分」
	12月19日	公共経営学科・折本浩一先生「Let's Enjoy Exercise」
七夕灯籠イベント	7月7日	水の広場での灯籠流しと、七夕短冊の作成
秋祭り灯籠イベント	11月24日	水の広場での灯籠流し
選書展示	7月21日～1月17日	テーマ「世界遺産」
	1月18日～	テーマ「日本文化」
ワークショップ	7月11・12日、8月21日	レジリングづくり
	10月13日	トレカケースデコレーションづくり
	12月15日	革筆箱づくり
広島交響楽団特別講演	12月19日	広島交響楽団フルート奏者による特別講演
美術館ツアー	11月12日	ひろしま美術館「ヨシタケシンスケ展」鑑賞
スタンプラリー	11月14日～26日	ラーニングコモنزを利用したクイズラリー
もちつきフェスティバル	1月12日	杵と臼を使用した餅つき体験
講演会	1月16日	広島県内のクリエイター5人「廃棄物から考えるクリエイターの未来像「つくる責任、つかう責任」

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 83 条	○	「学則第 1 条」に定めている。	1-1
第 85 条	○	「学則第 2 条」に定めている。	1-2
第 87 条	○	「学則第 4 条」に定めている。	3-1
第 88 条	○	「編入学規程」に編入学における修業年限を定めている。	3-1
第 89 条	○	「学則第 11 条第 2 項、第 3 項」及び「早期卒業に関する規程」に定めている。	3-1
第 90 条	○	「学則第 15 条」に定めている。	2-1
第 92 条	○	「学則第 23 条」及び「組織規程」に定めている。	3-2
			4-1
			4-2
第 93 条	○	「学則第 25 条、第 25 条の 2」「大学教授会規程」及び「学部教授会規程」に定めている。	4-1
第 104 条	○	「学則第 12 条」及び「学位規程」に定めている。	3-1
第 105 条	—	本学学生以外を対象とした特別の課程を編成していないため、該当しない。	3-1
第 108 条	○	短期大学を併設している。	2-1
第 109 条	○	「学則第 1 条の 2」「点検及び評価に関する基本方針」及び「自己点検・評価委員会規程」に定めている。また自己点検並びに評価を定期的に行い、安田女子大学ホームページで公表している。	6-2
第 113 条	○	「学則第 1 条の 3」及び「情報公開に関する規程」に定め、安田女子大学ホームページで公表している。	3-2
第 114 条	○	「学則第 24 条」及び「事務分掌規程」に定め、適正な配置を行っている。	4-1
			4-3
第 122 条	○	「学則第 17 条の 6」及び「編入学規程第 3 条」に定めている。	2-1
第 132 条	○	「学則第 17 条の 6」及び「編入学規程第 3 条」に定めている。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 4 条	○	「学則」に定めている。ただし、寄宿舎については保有していないため、記載していない。	3-1
			3-2
第 24 条	○	指導要録（学生の学習及び健康状況の記録作成）については、基幹業務システムにより管理している。	3-2
第 26 条	○	「学則第 19 条」「学生懲戒処分規程」及び「定期試験における学	4-1

安田女子大学

第5項		生の不正行為者の懲戒処分に関する内規」に定めている。	
第28条	○	「文書取扱規程第24条」に基づき適切に保管している。	3-2
第143条	○	「学則第26条」「運営協議会規程」「学校教育法等の一部改正に伴う本学の基本方針」「教授会における代議員会等への委任事項について」に定めている。	4-1
第146条	—	「学則第9条の2」に既修得単位数の勘案については明記しているが、それによる修業年限の短縮に関しては明記していないため、該当しない。	3-1
第147条	○	「学則第11条第2項、第3項」及び「早期卒業に関する規程」に定め、安田女子大学ホームページで公表している。	3-1
第148条	—	特別の専門事項を教授研究する学部及び夜間において授業を行う学部について設置していないため、該当しない。	3-1
第149条	—	本学の早期卒業制度は、本学に3年以上在籍していることが要件となっているため、該当しない。	3-1
第150条	○	「学則第15条」に定めている。	2-1
第151条	—	飛び入学制度を実施していないため、該当しない。	2-1
第152条	—	飛び入学制度を実施していないため、該当しない。	2-1
第153条	—	飛び入学制度を実施していないため、該当しない。	2-1
第154条	—	飛び入学制度を実施していないため、該当しない。	2-1
第161条	○	「学則第17条の6」及び「編入学規程」に定めている。	2-1
第162条	—	実施していないため、該当しない。	2-1
第163条	○	「学則第5条、第6条」に定めている。	3-2
第163条の2	○	「科目等履修生規程第10条第3項」に定めている。	3-1
第164条	—	本学の学生以外を対象とした特別の課程を編成していないため、該当しない。	3-1
第165条の2	○	ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーは、大学、各学部学科に「3つのポリシー」として、教育研究上の目的を踏まえて定めている。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第166条	○	「学則第1条の2」「点検及び評価に関する基本方針」及び「自己点検・評価委員会規程」に定めている。	6-2
第172条の2	○	「学則第1条の3」及び「情報公開に関する規程」に定め、安田女子大学ホームページで公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第173条	○	「学則第11条」に定めている。	3-1
第178条	○	「学則第17条の6」及び「編入学規程」に定めている。	2-1

安田女子大学

第 186 条	○	「学則第 17 条の 6」及び「編入学規程」に定めている。	2-1
---------	---	-------------------------------	-----

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	大学設置基準を最低基準と心得、向上に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	「学則第 2 条第 2 項」及び「各学部・学科の目的に関する内規」に定めている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	本学に入学し得る者については「学則第 15 条」に定めている。また、入学者選抜は「アドミッションセンター規程」に定め、適切な体制で実施している。	2-1
第 3 条	○	「学則第 2 条」に設置する学部・学科を定めている。学部は、規模内容、教育研究実施組織、教員数など適切に運営している。	1-2
第 4 条	○	「学則第 2 条」に設置する学部・学科を定めている。学科は、専攻分野を教育研究するに必要な組織を備え適切に運営している。	1-2
第 5 条	—	学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けていないため、該当しない。	1-2
第 6 条	—	学部以外の教育研究上の基本となる組織は設けていないため、該当しない。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	大学・学部の規模、学位の種類及び分野に応じた必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編成し、適切に運用している。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 8 条	○	必修科目など主要な授業科目は、原則として学部の運営に責任を担う教員が担当している。	3-2 4-2
第 9 条	—	授業を担当しない教員は置いていないため、該当しない。	3-2 4-2
第 10 条 (旧第 13 条)	○	大学設置基準に定められた基幹教員数を満たしている。	3-2 4-2
第 11 条	○	教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を向上させるための研修の機会を設けている。	3-2 3-3 4-2 4-3

安田女子大学

第 12 条	○	学長は「学長選考規程」に基づき選考されている。	4-1
第 13 条	○	「教員業績審査委員会規程第 7 条」に定めている。	3-2 4-2
第 14 条	○	「教員業績審査委員会規程第 8 条」に定めている。	3-2 4-2
第 15 条	○	「教員業績審査委員会規程第 9 条」に定めている。	3-2 4-2
第 16 条	○	「教員業績審査委員会規程第 10 条」に定めている。	3-2 4-2
第 17 条	○	「助手就業規程第 4 条」に基づき採用を行っている。原則として学士の学位を有する者又は「学位規則第 2 条の 2」の表に規定する専門職大学を卒業した者に授与する学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む）を有する者及び前述の者に準ずる能力を有すると認められる者を採用している。	3-2 4-2
第 18 条	○	「学則第 13 条」に定めている。	2-1
第 19 条	○	大学、学部学科においてカリキュラム・ポリシーを定め、これに沿って体系的に教育課程を編成し、「学則第 3 条別表第 1」に授業科目を定めている。	3-2
第 19 条の 2	—	連携開設科目は開設していないため、該当しない。	3-2
第 20 条	○	授業科目の必修・選択区分は「学則第 3 条別表第 1」に定め、配当年次は『履修の手引』に明記している。	3-2
第 21 条	○	「学則第 9 条」に定めている。	3-1
第 22 条	○	「学則第 6 条の 2」に定めている。	3-2
第 23 条	○	『履修の手引』に各授業科目の授業期間を明記している。	3-2
第 24 条	○	対象学年や授業内容を踏まえた上で、教育効果等を考慮して適正な受講人数で授業を行っている。	2-5
第 25 条	○	『履修の手引』に授業の方法を明記している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	「学則第 10 条の 3」で評価基準を示し、シラバスに「授業の方法」「授業の計画」「評価の方法」を明記している。また、卒業の認定は「学則第 11 条」に定めている。	3-1
第 26 条	—	昼夜開講制を設けていないため、該当しない。	3-2
第 27 条	○	「学則第 10 条」に定めている。	3-1
第 27 条の 2	○	「学則第 10 条の 2」に定めている。	3-2
第 27 条の 3	—	連携開設科目は開設していないため、該当しない。	3-1
第 28 条	○	「学則第 9 条の 3」に定めている。	3-1
第 29 条	—	大学以外の教育施設等における学修により単位を与えていないため、該当しない。	3-1
第 30 条	○	「学則第 9 条の 2」及び「既修得単位認定内規」に定めている。	3-1

安田女子大学

第 30 条の 2	—	長期履修制度は設けていないため、該当しない。	3-2
第 31 条	○	「学則第 20 条」及び「科目等履修生規程」に定めている。	3-1 3-2
第 32 条	○	「学則第 8 条」及び各学部の「履修規程」に定めている。	3-1
第 33 条	—	授業時間制は実施していないため、該当しない。	3-1
第 34 条	○	校地・校舎は、教育にふさわしい環境及び空地を有している。	2-5
第 35 条	○	運動場や体育館は、校舎と同一の敷地内に設けている。	2-5
第 36 条	○	校舎は、教室、研究室、図書館、医務室、事務室など必要な施設を十分に有している。	2-5
第 37 条	○	校地面積は大学設置基準を満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎面積は大学設置基準を満たしている。	2-5
第 38 条	○	図書等の資料及び図書館については適正に備えている。	2-5
第 39 条	○	教育学部及び薬学部に必要な施設を確保している。	2-5
第 39 条の 2	○	薬学実務実習に必要な施設を有している。	2-5
第 40 条	○	必要な種類及び数の機械・器具等を備えている。	2-5
第 40 条の 2	—	2 つ以上の校地を有していないため、該当しない。	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境を整えている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	教育研究上の目的にふさわしい学部及び学科名称になっている。	1-1
第 41 条	—	学部等連係課程実施基本組織は設置していないため、該当しない。	3-2
第 42 条	—	専門職学科は設置していないため、該当しない。	1-2
第 42 条の 2	—	専門職学科は設置していないため、該当しない。	2-1
第 42 条の 3	—	専門職学科は設置していないため、該当しない。	4-2
第 42 条の 4	—	専門職学科は設置していないため、該当しない。	3-2
第 42 条の 5	—	専門職学科は設置していないため、該当しない。	4-1
第 42 条の 6	—	専門職学科は設置していないため、該当しない。	3-2
第 42 条の 7	—	専門職学科は設置していないため、該当しない。	2-5
第 42 条の 8	—	専門職学科は設置していないため、該当しない。	3-1
第 42 条の 9	—	専門職学科は設置していないため、該当しない。	3-1
第 42 条の 10	—	専門職学科は設置していないため、該当しない。	2-5
第 43 条	—	共同教育課程は設置していないため、該当しない。	3-2
第 44 条	—	共同教育課程は設置していないため、該当しない。	3-1
第 45 条	—	共同教育課程は設置していないため、該当しない。	3-1
第 46 条	—	共同教育課程は設置していないため、該当しない。	3-2 4-2
第 47 条	—	共同教育課程は設置していないため、該当しない。	2-5
第 48 条	—	共同教育課程は設置していないため、該当しない。	2-5
第 49 条	—	共同教育課程は設置していないため、該当しない。	2-5
第 49 条の 2	—	工学に関する学部は設置していないため、該当しない。	3-2

安田女子大学

第 49 条の 3	—	工学に関する学部は設置していないため、該当しない。	4-2
第 49 条の 4	—	工学に関する学部は設置していないため、該当しない。	4-2
第 58 条	—	外国に学部、学科を設置していないため、該当しない。	1-2
第 59 条	—	学校教育法第 103 条に定める大学ではないため、該当しない。	2-5
第 61 条	—	本条で述べられている段階的整備の条件には、該当しない。	2-5
			3-2
			4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	「学則第 12 条」及び「学位規程」に定めている。	3-1
第 10 条	○	「学位規程第 2 条」に定めている。	3-1
第 10 条の 2	—	共同教育課程を設置していないため、該当しない。	3-1
第 13 条	○	「学位規程」を制定し文部科学省に報告している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	学校法人の責務については、「寄附行為」を定めこれを遵守している。また毎年度事業計画、事業報告書を安田女子大学ホームページに掲載することで透明性の確保に努めている。	5-1
第 26 条の 2	○	特別の利益供与は、行っていない。	5-1
第 33 条の 2	○	「寄附行為第 35 条第 2 項」に定めている。	5-1
第 35 条	○	「寄附行為第 5 条」に定めている。	5-2
			5-3
第 35 条の 2	○	学校法人と役員との関係は、委任に関する規定にしたがっている。	5-2 5-3
第 36 条	○	「寄附行為第 15 条」に定めている。	5-2
第 37 条	○	「寄附行為第 11 条、第 13 条、第 14 条」に定めている。	5-2 5-3
第 38 条	○	理事の選任を「寄附行為第 6 条」に、監事の選任を「寄附行為第 7 条」にそれぞれ定めている。	5-2
第 39 条	○	「寄附行為第 7 条」に定めている。	5-2
第 40 条	○	「寄附行為第 9 条」に定めている。	5-2
第 41 条	○	「寄附行為第 19 条」に定めている。	5-3
第 42 条	○	「寄附行為第 21 条」に定めている。	5-3
第 43 条	○	「寄附行為第 22 条」に定めている。	5-3
第 44 条	○	「寄附行為第 23 条」に定めている。	5-3

安田女子大学

第 44 条の 2	○	役員为学校法人に対する損害賠償責任は、私立学校法に則る。責任の一部免除、責任限定契約については「寄附行為第 47 条、第 48 条」に定めている。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	役員 of 第三者に対する損害賠償責任は、私立学校法に則る。責任の一部免除、責任限定契約については「寄附行為第 47 条、第 48 条」に定めている。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	役員 of 連帯責任は、私立学校法に則る。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	私立学校法第 44 条の 5 を遵守している。	5-2 5-3
第 45 条	○	「寄附行為第 43 条」に定めている。	5-1
第 45 条の 2	○	「寄附行為第 32 条」に定めている。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	「寄附行為第 34 条」に定めている。	5-3
第 47 条	○	「寄附行為第 35 条」に定めている。	5-1
第 48 条	○	「寄附行為第 37 条」及び「役員報酬規程」に定めている。	5-2 5-3
第 49 条	○	「寄附行為第 39 条」に定めている。	5-1
第 63 条の 2	○	「寄附行為第 36 条」に定めている。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 99 条	○	「大学院学則第 1 条の 2」に定めている。	1-1
第 100 条	○	「大学院学則第 3 条」に定めている。	1-2
第 102 条	○	「大学院学則第 24 条」に定めている。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 155 条	○	「大学院学則第 24 条」に定めている。	2-1
第 156 条	○	「大学院学則第 24 条」に定めている。	2-1
第 157 条	—	飛び入学制度を実施してないため、該当しない。	2-1
第 158 条	—	飛び入学制度を実施してないため、該当しない。	2-1
第 159 条	—	飛び入学制度を実施してないため、該当しない。	2-1
第 160 条	—	飛び入学制度を実施してないため、該当しない。	2-1

大学院設置基準



安田女子大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条	○	大学院設置基準を最低基準と心得、向上に努めている。	6-2 6-3
第1条の2	○	「大学院学則第1条の2」及び「大学院各研究科及び専攻の目的に関する内規」に定めている。	1-1 1-2
第1条の3	○	入学者選抜は「大学院学則第26条、第26条の2」に定め、適切な体制で実施している。	2-1
第2条	○	「大学院学則第2条」に定めている。	1-2
第2条の2	—	専ら夜間において教育を行う大学院の課程を開設していないため、該当しない。	1-2
第3条	○	「大学院学則第2条第4項、第4条」に定めている。	1-2
第4条	○	「大学院学則第2条第5項、第4条の2」に定めている。	1-2
第5条	○	「大学院学則第3条」に設置する研究科・専攻を定めている。専攻の種類や数、教育研究実施組織、教員数など適切に運営している。	1-2
第6条	○	「大学院学則第3条」に設置する研究科・専攻を定めている。	1-2
第7条	○	研究科設置時に基礎となる学部を定めており、教員は原則としてそれらの学部、附置研究所との兼務者であり、連携体制を構築している。	1-2
第7条の2	—	複数の大学が協力して教育研究を行う研究科は設置していないため、該当しない。	1-2 3-2 4-2
第7条の3	—	研究科以外の基本組織は設置していないため、該当しない。	1-2 3-2 4-2
第8条	○	「大学院学則第3条」に設置する研究科・専攻を定めている。研究科・専攻は、規模並びに学位の種類及び分野に応じ、必要な教育研究実施組織を編成し、適切に運営している。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第9条	○	教員の資格については「大学院教員業績審査委員会規程第8条、第9条」に定めている。また文部科学大臣が定める基準教員数を満たしている。	3-2 4-2
第9条の3	○	教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を向上させるための研修の機会を設けている。	3-2 3-3 4-2

安田女子大学

			4-3
第 10 条	○	「大学院学則第 5 条」に定めている。	2-1
第 11 条	○	「大学院学則第 5 条の 5」に定めている。	3-2
第 12 条	○	「大学院学則第 6 条」に定めている。	2-2 3-2
第 13 条	○	「大学院学則第 8 条の 2」「大学院学則第 10 条」に定めている。	2-2 3-2
第 14 条	○	「大学院学則第 7 条」に定めている。	3-2
第 14 条の 2	○	「大学院学則第 7 条の 2」に定めている。	3-1
第 15 条	○	「大学院学則第 5 条の 3、第 8 条、第 11 条、第 11 条の 2、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 38 条」及び「大学院科目等履修生規程」に定めている。また、授業期間については『学生便覧』に明記し、授業を行う学生数については教育効果を十分に上げられるよう適切な数としている。なお、連携開設科目、連携開設科目に係る単位の認定及び長期にわたる教育課程の履修については該当しない。	2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	○	「大学院学則第 14 条の 2」に定めている。	3-1
第 17 条	○	「大学院学則第 15 条の 2、第 15 条の 3」に定めている。	3-1
第 19 条	○	大学院専用の研究室を有する。講義室、実験・実習室、演習室等は学部と共有している。	2-5
第 20 条	○	必要な種類及び数の機械、器具等を備えている。	2-5
第 21 条	○	学術情報その他の教育研究上必要な資料を適正に備えている。	2-5
第 22 条	○	施設及び設備を学部と共用している。	2-5
第 22 条の 2	—	2 つ以上の校地を有していないため、該当しない。	2-5
第 22 条の 3	○	教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境を整えている。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	教育研究上の目的にふさわしい研究科及び専攻名称になっている。	1-1
第 23 条	—	独立大学院を設置していないため、該当しない。	1-1 1-2
第 24 条	—	独立大学院を設置していないため、該当しない。	2-5
第 25 条	—	通信教育を行う課程を設置していないため、該当しない。	3-2
第 26 条	—	通信教育を行う課程を設置していないため、該当しない。	3-2
第 27 条	—	通信教育を行う課程を設置していないため、該当しない。	3-2 4-2
第 28 条	—	通信教育を行う課程を設置していないため、該当しない。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	通信教育を行う課程を設置していないため、該当しない。	2-5
第 30 条	—	通信教育を行う課程を設置していないため、該当しない。	2-2

安田女子大学

			3-2
第 30 条の 2	—	研究科等連係課程実施基本組織を設置していないため、該当しない。	3-2
第 31 条	—	共同教育課程は設置していないため、該当しない。	3-2
第 32 条	—	共同教育課程は設置していないため、該当しない。	3-1
第 33 条	—	共同教育課程は設置していないため、該当しない。	3-1
第 34 条	—	共同教育課程は設置していないため、該当しない。	2-5
第 34 条の 2	—	工学を専攻する研究科は設置していないため、該当しない。	3-2
第 34 条の 3	—	工学を専攻する研究科は設置していないため、該当しない。	4-2
第 42 条	○	本学大学院の博士課程では、論文指導教員が指導する学生の希望を踏まえ、必要に応じた情報提供を行っている。	2-3
第 43 条	○	奨学金等関連する情報を学生に明示している。	2-4
第 45 条	—	外国に研究科等を設置していないため、該当しない。	1-2
第 46 条	—	本条で述べられている段階的整備の条件には、該当しない。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準 「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2 4-2
第 5 条			3-2 4-2
第 5 条の 2			3-2 3-3 4-2
第 6 条			3-2
第 6 条の 2			3-2
第 6 条の 3			3-2
第 7 条			2-5
第 8 条			2-2 3-2
第 9 条			2-2 3-2
第 10 条			3-1

安田女子大学

第 11 条			3-2
第 12 条			3-1
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1
第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
第 17 条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
--	----------	---------	------------

安田女子大学

第3条	○	「大学院学則第18条」及び「学位規程」に定めている。	3-1
第4条	○	「大学院学則第18条」及び「学位規程」に定めている。	3-1
第5条	○	「学位規程第24条第4項」に定めている。	3-1
第12条	○	「学位規程第36条」に定めている。	3-1

大学通信教育設置基準 「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条			6-2 6-3
第2条			3-2
第3条			2-2 3-2
第4条			3-2
第5条			3-1
第6条			3-1
第7条			3-1
第8条			3-2 4-2
第9条			2-5
第10条			2-5
第11条			2-2 3-2
第13条			6-2 6-3

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	・学校法人安田学園寄附行為 ・寄附行為施行細則	規程番号 0-1 規程番号 0-2
【資料 F-2】	大学案内	
	・『2023 大学案内』 ・2023 大学院生募集リーフレット	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）	
	・安田女子大学学則 ・安田女子大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要項	
	・『2023 入学試験ガイド』	

安田女子大学

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2023年度安田女子大学大学院文学研究科博士前期課程学生募集要項（男女共学）</li> <li>・2023年度安田女子大学大学院文学研究科博士後期課程学生募集要項（男女共学）</li> <li>・2023年度安田女子大学大学院家政学研究科修士課程学生募集要項（男女共学）</li> <li>・2023年度安田女子大学大学院薬学研究科博士課程学生募集要項（男女共学）</li> <li>・2023年度安田女子大学大学院看護学研究科博士前期課程学生募集要項（男女共学）</li> <li>・2023年度安田女子大学大学院看護学研究科博士後期課程学生募集要項（男女共学）</li> </ul>	
【資料 F-5】	学生便覧 ・『2023年度学生生活ハンドブック』	
【資料 F-6】	事業計画書 ・2023年度事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書 ・2022年度財務状況 ・2022年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど ・安田女子大学ホームページ「アクセス」 ・キャンパスマップ	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ） ・安田学園規程集目次 ・安田学園諸規程集	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料 ・令和5(2023)年度 役員名簿（理事・監事・評議員） ・令和4(2022)年度 役員名簿（理事・監事・評議員） ・令和4(2022)年度 理事会出欠表 ・令和4(2022)年度 評議員会出欠表	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去5年間）及び監事監査報告書（過去5年間） ・平成30年度 計算書類 ・平成元年度 計算書類 ・平成2年度 計算書類 ・平成3年度 計算書類 ・平成4年度 計算書類 ・平成30年度 監査報告書 ・平成元年度 監査報告書 ・平成2年度 監査報告書 ・平成3年度 監査報告書 ・平成4年度 監査報告書	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ） ・『2023履修の手引』 ・『2023年度学生便覧』 ・2023年度シラバス	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと） ・安田女子大学 “3つのポリシー” ・安田女子大学文学部 “3つのポリシー” ・安田女子大学教育学部 “3つのポリシー” ・安田女子大学心理学部 “3つのポリシー” ・安田女子大学現代ビジネス学部 “3つのポリシー” ・安田女子大学家政学部 “3つのポリシー” ・安田女子大学薬学部 “3つのポリシー” ・安田女子大学看護学部 “3つのポリシー”	規程番号 6-27 規程番号 6-28

安田女子大学

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安田女子大学大学院 “3つのポリシー”</li> <li>・安田女子大学大学院文学研究科 “3つのポリシー”</li> <li>・安田女子大学大学院家政学研究科 “3つのポリシー”</li> <li>・安田女子大学大学院薬学研究科 “3つのポリシー”</li> <li>・安田女子大学大学院看護学研究科 “3つのポリシー”</li> </ul>	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの） <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置計画履行状況等調査結果への対応状況</li> <li>・安田女子大学心理学部現代心理学科/収容定員に係る学則変更を行った大学の履行状況報告書</li> <li>・安田女子大学家政学部生活デザイン学科/収容定員に係る学則変更を行った大学の履行状況報告書</li> <li>・安田女子大学現代ビジネス学部公共経営学科/設置に係る設置計画履行状況報告書</li> </ul>	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの） <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 28(2016)年度認証評価「参考意見」として指摘された事項への対応状況</li> </ul>	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	『安田学園百年史 校史編』(P609)	
【資料 1-1-2】	学校法人安田学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 1-1-3】	『2023 大学案内』(P1～P10)	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-4】	『2023 履修の手引』(P2)	【資料 F-12】と同じ
【資料 1-1-5】	『2023 年度学生便覧』(表紙)	【資料 F-12】と同じ
【資料 1-1-6】	安田女子大学ホームページ「学園訓」	
【資料 1-1-7】	安田女子大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-8】	安田女子大学各学部・学科の目的に関する内規	【資料 F-9】と同じ
【資料 1-1-9】	安田女子大学 “3つのポリシー” 安田女子大学文学部 “3つのポリシー” 安田女子大学教育学部 “3つのポリシー” 安田女子大学心理学部 “3つのポリシー” 安田女子大学現代ビジネス学部 “3つのポリシー” 安田女子大学家政学部 “3つのポリシー” 安田女子大学薬学部 “3つのポリシー” 安田女子大学看護学部 “3つのポリシー” 安田女子大学大学院 “3つのポリシー” 安田女子大学大学院文学研究科 “3つのポリシー” 安田女子大学大学院家政学研究科 “3つのポリシー” 安田女子大学大学院薬学研究科 “3つのポリシー” 安田女子大学大学院看護学研究科 “3つのポリシー”	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-1-10】	安田女子大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-11】	安田女子大学大学院各研究科及び専攻の目的に関する内規	【資料 F-9】と同じ
【資料 1-1-12】	教育に関するガイドライン	【資料 F-9】と同じ
【資料 1-1-13】	2023 年度第 1 回大学教授会次第 2023 年度第 1 回大学教授会資料（学生との良好な関係を築くための教職員行動指針）	
【資料 1-1-14】	『2023 大学案内』(P11～P14)	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-15】	安田女子大学ホームページ「教育の特長」	
【資料 1-1-16】	安田女子大学ホームページ「多彩な学び」	
【資料 1-1-17】	『2023 履修の手引』(P31～P38)	【資料 F-12】と同じ



安田女子大学

【資料 1-1-18】	2022 年度第 12 回大学教授会議事録（目的の改訂） 2022 年度第 12 回大学教授会資料（目的の改訂）	
【資料 1-1-19】	『2023 大学案内』（P86）	【資料 F-2】と同じ
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	平成 30(2018)年度第 10 回総務会議事録（公共経営学科新設）	
【資料 1-2-2】	平成 30(2018)年度第 14 回大学運営協議会議事録（公共経営学科新設）	
【資料 1-2-3】	平成 30(2018)年度第 10 回教授会議事録（公共経営学科新設）	
【資料 1-2-4】	理事会議事録 平成 31 年 3 月 11 日 理事会資料第 4 号議案（平成 31 年 3 月 11 日） 理事会議事録 平成 31 年 5 月 30 日 理事会資料第 3 号議案（平成 31 年 5 月 30 日）	
【資料 1-2-5】	『2023 大学案内』（P1～P10）	【資料 F-2】 【資料 1-1-3】と同じ
【資料 1-2-6】	『2023 履修の手引』（P2）	【資料 F-12】 【資料 1-1-4】と同じ
【資料 1-2-7】	『さきがけの花 安田リョウ』	
【資料 1-2-8】	『学校法人安田学園総合案内』	
【資料 1-2-9】	2023 年度新任教職員オリエンテーション資料（一部抜粋）	
【資料 1-2-10】	2022 年度第 3 回 FD 研修会【新任教員ミーティング】次第	
【資料 1-2-11】	『2023 年度学生便覧』（表紙）	【資料 F-12】 【資料 1-1-5】と同じ
【資料 1-2-12】	『2023 履修の手引』（P31～P32）	【資料 F-12】と同じ
【資料 1-2-13】	シラバス「まほろば教養ゼミⅠ～Ⅳ」（一部抜粋）	【資料 F-12】と同じ
【資料 1-2-14】	安田女子大学ホームページ「フロアガイド」	
【資料 1-2-15】	安田女子大学ホームページ「安田女子大学 教育情報の公表」	
【資料 1-2-16】	安田女子大学ホームページ「学園訓」	【資料 1-1-6】と同じ
【資料 1-2-17】	安田女子大学ホームページ「教育の特長」	【資料 1-1-15】と同じ
【資料 1-2-18】	学校法人安田学園中期計画（2019 年度～2026 年度）	
【資料 1-2-19】	2022 年度財務状況 2022 年度事業報告書	【資料 F-7】と同じ
【資料 1-2-20】	安田女子大学 “3 つのポリシー” 安田女子大学文学部 “3 つのポリシー” 安田女子大学教育学部 “3 つのポリシー” 安田女子大学心理学部 “3 つのポリシー” 安田女子大学現代ビジネス学部 “3 つのポリシー” 安田女子大学家政学部 “3 つのポリシー” 安田女子大学薬学部 “3 つのポリシー” 安田女子大学看護学部 “3 つのポリシー” 安田女子大学大学院 “3 つのポリシー” 安田女子大学大学院文学研究科 “3 つのポリシー” 安田女子大学大学院家政学研究科 “3 つのポリシー” 安田女子大学大学院薬学研究科 “3 つのポリシー” 安田女子大学大学院看護学研究科 “3 つのポリシー”	【資料 F-13】
【資料 1-2-21】	2023 年度安田女子大学・安田女子短期大学 役割分担名簿	
【資料 1-2-22】	安田女子大学・安田女子短期大学総務会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 1-2-23】	安田女子大学運営協議会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 1-2-24】	安田女子大学教授会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 1-2-25】	学長補佐担当制について	
【資料 1-2-26】	安田女子大学大学院運営協議会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 1-2-27】	安田女子大学大学院委員会規程	【資料 F-9】と同じ

基準 2. 学生

安田女子大学

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	安田女子大学ホームページ「安田女子大学の3つのポリシー」	
【資料 2-1-2】	安田女子大学ホームページ「安田女子大学大学院の3つのポリシー」	
【資料 2-1-3】	2022年度第12回大学教授会議事録（3つのポリシー改訂）	
【資料 2-1-4】	2022年度第12回大学教授会資料（3つのポリシー改訂）	
【資料 2-1-5】	2023年度第1回大学院委員会議事録（3つのポリシー改訂）	
【資料 2-1-6】	2023年度第1回大学院委員会資料（3つのポリシー改訂）	
【資料 2-1-7】	『2023 入学試験ガイド』（P2～P3）	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-8】	2023年度安田女子大学大学院文学研究科博士前期課程学生募集要項（男女共学）（表紙・表紙裏） 2023年度安田女子大学大学院文学研究科博士後期課程学生募集要項（男女共学）（表紙・表紙裏） 2023年度安田女子大学大学院家政学研究科修士課程学生募集要項（男女共学）（表紙・表紙裏） 2023年度安田女子大学大学院薬学研究科博士課程学生募集要項（男女共学）（表紙・表紙裏） 2023年度安田女子大学大学院看護学研究科博士前期課程学生募集要項（男女共学）（表紙・表紙裏） 2023年度安田女子大学大学院看護学研究科博士後期課程学生募集要項（男女共学）（表紙・表紙裏）	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-9】	『2023 大学案内』（P1～P10）	【資料 F-2】 【資料 1-1-3】と同じ
【資料 2-1-10】	大学院生募集リーフレット	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-1-11】	春のキャンパスフェア 2022 リーフレット	
【資料 2-1-12】	オープンキャンパス 2022（7・8月）リーフレット	
【資料 2-1-13】	高校3年生・保護者対象大学説明会 2022 リーフレット	
【資料 2-1-14】	2022年度高校訪問先・担当者一覧（第1回・第2回）	
【資料 2-1-15】	2022年度出張講義実績	
【資料 2-1-16】	2022年度キャンパス見学参加者数	
【資料 2-1-17】	2022年度進学相談会来場者数（高校内開催・外部会場開催）	
【資料 2-1-18】	安田女子大学・安田女子短期大学アドミッションセンター規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-1-19】	2022年度第3回自己点検・評価委員会議事録	
【資料 2-1-20】	2023年度第1回FD委員会報告	
【資料 2-1-21】	2023年度第3回総務会議事録	
【資料 2-1-22】	2023年度第3回大学運営協議会議事録	
【資料 2-1-23】	2023年度第2回大学教授会議事録	
【資料 2-1-24】	『2023 入学試験ガイド』（P11～P45） 2023年度安田女子大学大学院文学研究科博士前期課程学生募集要項（男女共学） 2023年度安田女子大学大学院文学研究科博士後期課程学生募集要項（男女共学） 2023年度安田女子大学大学院家政学研究科修士課程学生募集要項（男女共学） 2023年度安田女子大学大学院薬学研究科博士課程学生募集要項（男女共学） 2023年度安田女子大学大学院看護学研究科博士前期課程学生募集要項（男女共学） 2023年度安田女子大学大学院看護学研究科博士後期課程学生募集要項（男女共学）	【資料 F-4】と同じ

安田女子大学

【資料 2-1-25】	安田女子大学ホームページ「英文留学スカラシップ制度」	
【資料 2-1-26】	『2023 入学試験ガイド』 (P8)	【資料 F-4】と同じ
<b>2-2. 学修支援</b>		
【資料 2-2-1】	安田女子大学ホームページ「コンプライアンスに関する取組」(教職員の行動規範)	
【資料 2-2-2】	2023 年度安田女子大学・安田女子短期大学 役割分担名簿	【資料 1-2-21】と同じ
【資料 2-2-3】	安田女子大学・安田女子短期大学教務センター規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-2-4】	安田女子大学・安田女子短期大学教職センター規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-2-5】	安田女子大学・安田女子短期大学学習支援センター規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-2-6】	事務分掌規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-2-7】	SA の申請 (2023 年度前期) について 2023 年度前期 SA 申請書 SA 採用までの流れ	
【資料 2-2-8】	SA 実績報告書	
【資料 2-2-9】	安田女子大学ティーチング・アシスタント実施要項	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-2-10】	2023 年度前期時間割 (専任教員・確定版)	
【資料 2-2-11】	シラバス (オフィスアワー)	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-2-12】	合理的配慮に関する対応フロー図	
【資料 2-2-13】	2023 年度第 1 回日本文学科・書道学科科会議事録	
【資料 2-2-14】	『2023 年度学生生活ハンドブック』 (P7~P8)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-15】	授業欠席状況について (連絡)	
【資料 2-2-16】	休学・退学・復学の手続きについて	
<b>2-3. キャリア支援</b>		
【資料 2-3-1】	安田女子大学・安田女子短期大学キャリアセンター規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-3-2】	就職ガイダンス・セミナー (2022 年度)	
【資料 2-3-3】	広報誌『まほろば』2022 年 12 月号 (P12)	
【資料 2-3-4】	YASUDA CAREER HANDBOOK (2025 年 3 月卒業生用)	
【資料 2-3-5】	広島県外での就職活動に対する旅費補助制度について	
【資料 2-3-6】	U ターン就職セミナー報告書	
【資料 2-3-7】	『2023 履修の手引』 (P31)	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-3-8】	『2023 履修の手引』 (P35~P37)	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-3-9】	シラバス「インターンシップ」	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-3-10】	2022 インターンシップ報告書	
【資料 2-3-11】	安田女子大学ホームページ「高い就職率」	
<b>2-4. 学生サービス</b>		
【資料 2-4-1】	安田女子大学・安田女子短期大学学生センター規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-4-2】	Yasuda Club Guide2023	
【資料 2-4-3】	2022 年度ボランティア活動募集一覧	
【資料 2-4-4】	安田女子大学・安田女子短期大学 安田学園創立記念式において表彰する学生の候補者推薦について	
【資料 2-4-5】	安田女子大学・安田女子短期大学外国人留学生授業料減額規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-4-6】	安田女子大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-4-7】	学生相談室-ご案内-	
【資料 2-4-8】	安田女子大学ホームページ「大学生生活のサポート」	
【資料 2-4-9】	『2023 年度学生生活ハンドブック』 (P34)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-10】	快適なキャンパス・ライフを送るために - ハラスメント防止のしおり -	
【資料 2-4-11】	安田女子大学・安田女子短期大学ハラスメントの防止等に関する規程	【資料 F-9】と同じ

安田女子大学

【資料 2-4-12】	安田女子大学ホームページ「新入生歓迎スポーツフェスティバルを開催しました」	
【資料 2-4-13】	スポーツフェスティバルプログラム (2023 年度)	
【資料 2-4-14】	安田女子大学ホームページ「新入生のためのクッキングセミナーを開催しました」	
【資料 2-4-15】	クッキングセミナーメニュー	
【資料 2-4-16】	2023 年度クッキングセミナーアンケート集計結果	
【資料 2-4-17】	2023 年度一人暮らし支援イベントについて	
【資料 2-4-18】	2023 年度オリエンテーションセミナー実施日程および学科組合せについて	
【資料 2-4-19】	第 47 回日本文学科・書道学科オリエンテーションセミナーしおり	
【資料 2-4-20】	安田女子大学ホームページ「まほろば食堂朝食無料提供がスタートしました」	
【資料 2-4-21】	2019 年度学生専用アパート・マンション家主懇談会次第	
【資料 2-4-22】	2023 年度入学手続について (一般選抜・大学入学共通テスト利用選抜)	
【資料 2-4-23】	『2023 入学試験ガイド』 (P66)	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-4-24】	『2023 大学案内』 (P81)	【資料 F-2】同じ
【資料 2-4-25】	『2023 年度学生生活ハンドブック』 (P19~P20)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-26】	安田女子大学ホームページ「授業料・奨学金」	
【資料 2-4-27】	日本学生支援機構【奨学金】説明会開催案内	
【資料 2-4-28】	安田女子大学・安田女子短期大学教育ローン利息補給奨学金制度に関する規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-4-29】	独立行政法人日本学生支援機構奨学金の受給状況	
【資料 2-4-30】	授業料等諸納付金の分納及び延納に関する内規	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-4-31】	『2023 年度学生生活ハンドブック』 (P26)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-32】	「2022 年度学生生活に関する実態調査」結果報告 (全学年次別)	
<b>2-5. 学修環境の整備</b>		
【資料 2-5-1】	キャンパスマップ	【資料 F-8】と同じ
【資料 2-5-2】	広報誌『まほろば』2022 年 4 月号 (P3~P4)	
【資料 2-5-3】	安田女子大学ホームページ「管理栄養学科・学科トピックス」	
【資料 2-5-4】	安田女子大学ホームページ「校舎等の耐震化率について」	
【資料 2-5-5】	新学科棟 (新 2 号館) 建設計画 (案) (クラブハウス解体スケジュール)	
【資料 2-5-6】	施設使用 (管理) 規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-5-7】	安田女子大学・安田女子短期大学施設使用管理要領	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-5-8】	消防計画作成 (変更) 届出書 学校法人安田学園消防計画	
【資料 2-5-9】	図書館利用案内	
【資料 2-5-10】	安田女子大学図書館ホームページ	
【資料 2-5-11】	図書館優良利用者表彰ポスター	
【資料 2-5-12】	第 10 回選書キャンペーン参加者募集ポスター	
【資料 2-5-13】	2022 年度図書展示コンテストポスター	
【資料 2-5-14】	大学教員が選ぶ図書 150 冊ポスター	
【資料 2-5-15】	安田女子大学ホームページ「大学教員が選ぶ図書 150 冊」	
【資料 2-5-16】	ラーニングコモンズきらめきパンフレット	
【資料 2-5-17】	『2023 大学案内』 (P17~P18)	【資料 F-2】同じ
【資料 2-5-18】	安田女子大学ホームページ「施設紹介」	

安田女子大学

【資料 2-5-19】	キャンパスマップ（迂回路）	
【資料 2-5-20】	受講者数一覧（2022 年度前期・後期）	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	意見箱について（お知らせ）	
【資料 2-6-2】	意見箱にいただいたご意見に対する回答	
【資料 2-6-3】	本学の制服にパンツスタイルが加わります	
【資料 2-6-4】	「2022 年度学生生活に関する実態調査」結果報告（全学年次別）	【資料 2-4-32】と同じ
【資料 2-6-5】	安田女子大学ホームページ「まほろば食堂 朝食無料提供がスタートしました」	【資料 2-4-20】と同じ
【資料 2-6-6】	広報誌『まほろば』2021 年 1 月号（P1～P3）	
【資料 2-6-7】	広報誌『まほろば』2023 年 4 月号（P1～P2）	
【資料 2-6-8】	安田女子大学ホームページ「フィールドでの心理学の学び」	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	安田女子大学ホームページ「安田女子大学の 3 つのポリシー」	【資料 2-1-1】と同じ
【資料 3-1-2】	安田女子大学ホームページ「安田女子大学大学院の 3 つのポリシー」	【資料 2-1-2】と同じ
【資料 3-1-3】	安田女子大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-4】	安田女子大学文学部教育課程履修規程 安田女子大学教育学部教育課程履修規程 安田女子大学心理学部教育課程履修規程 安田女子大学現代ビジネス学部教育課程履修規程 安田女子大学家政学部教育課程履修規程 安田女子大学薬学部教育課程履修規程 安田女子大学看護学部教育課程履修規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-1-5】	『2023 履修の手引』（P4）	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-6】	2023 年度シラバス	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-7】	安田女子大学既修得単位認定内規	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-1-8】	2023 年度新入学生の既修得単位認定について	
【資料 3-1-9】	安田女子大学単位互換規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-1-10】	単位互換履修生募集要項 2023（教育ネットワーク中国）	
【資料 3-1-11】	『2023 履修の手引』（P7～P8）	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-12】	『2023 履修の手引』（P5～P6）	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-13】	安田女子大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-14】	『2023 年度学生便覧』	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-15】	安田女子大学学位規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-1-16】	カリキュラムマップ日本文学科（2023 年度入学生用） カリキュラムマップ書道学科（2023 年度入学生用） カリキュラムマップ英語英米文学科（2023 年度入学生用） カリキュラムマップ児童教育学科（2023 年度入学生用） カリキュラムマップ現代心理学科（2023 年度入学生用） カリキュラムマップビジネス心理学科（2023 年度入学生用） カリキュラムマップ現代ビジネス学科（2023 年度入学生用） カリキュラムマップ国際観光ビジネス学科（2023 年度入学生用） カリキュラムマップ公共経営学科（2023 年度入学生用） カリキュラムマップ生活デザイン学科（2023 年度入学生用） カリキュラムマップ管理栄養学科（2023 年度入学生用）	

安田女子大学

	カリキュラムマップ造形デザイン学科 (2023 年度入学生用) カリキュラムマップ薬学科 (2023 年度入学生用) カリキュラムマップ看護学科 (2023 年度入学生用)	
【資料 3-1-17】	『2023 履修の手引』 (P23~P25)	【資料 F-12】 と同じ
【資料 3-1-18】	2022 年度後期 追試験・再試験及び成績発表について (卒業学年) 2022 年度後期 追試験・再試験及び成績発表について (卒業学年以外)	
【資料 3-1-19】	『2023 履修の手引』 (P123~P124)	【資料 F-12】 と同じ
【資料 3-1-20】	(日本文学科) 教育実習履修資格判定について (書道学科) 教育実習履修資格について (英語英米文学科) 教育職員免許状取得に関する内規 (児童教育学科) 2023 年度入学生 教育実習に関する内規 (現代心理学科) 保護者の皆様へ 教務 (履修) 関係のお知らせ (現代心理学科) 「看護学臨床実習」「養護実習」実習参加要件 (生活デザイン学科) 教職判定スケジュール	
【資料 3-1-21】	2022 年度第 12 回薬学部教授会議事録 (進級判定)	
【資料 3-1-22】	2022 年度第 11 回文学部教授会議事録 (卒業判定) 2022 年度第 8 回教育学部教授会議事録 (卒業判定) 2022 年度第 10 回心理学部教授会議事録 (卒業判定) 2022 年度第 9 回現代ビジネス学部教授会議事録 (卒業判定) 2022 年度第 10 回家政学部教授会議事録 (卒業判定) 2022 年度第 8 回薬学部教授会議事録 (卒業判定) 2022 年度第 9 回看護学部教授会議事録 (卒業判定)	
【資料 3-1-23】	安田女子大学大学院における履修手続等に関する細則	【資料 F-9】 と同じ
【資料 3-1-24】	安田女子大学大学院における学位の申請手続等に関する細則	【資料 F-9】 と同じ
【資料 3-1-25】	2023 年度シラバス (授業計画) の内容確認について	
<b>3-2. 教育課程及び教授方法</b>		
【資料 3-2-1】	安田女子大学ホームページ「安田女子大学の 3 つのポリシー」	【資料 2-1-1】 と同じ
【資料 3-2-2】	安田女子大学ホームページ「安田女子大学大学院の 3 つのポリシー」	【資料 2-1-2】 と同じ
【資料 3-2-3】	カリキュラムマップ日本文学科 (2023 年度入学生用) カリキュラムマップ書道学科 (2023 年度入学生用) カリキュラムマップ英語英米文学科 (2023 年度入学生用) カリキュラムマップ児童教育学科 (2023 年度入学生用) カリキュラムマップ現代心理学科 (2023 年度入学生用) カリキュラムマップビジネス心理学科 (2023 年度入学生用) カリキュラムマップ現代ビジネス学科 (2023 年度入学生用) カリキュラムマップ国際観光ビジネス学科 (2023 年度入学生用) カリキュラムマップ公共経営学科 (2023 年度入学生用) カリキュラムマップ生活デザイン学科 (2023 年度入学生用) カリキュラムマップ管理栄養学科 (2023 年度入学生用) カリキュラムマップ造形デザイン学科 (2023 年度入学生用) カリキュラムマップ薬学科 (2023 年度入学生用) カリキュラムマップ看護学科 (2023 年度入学生用)	【資料 3-1-16】 と同じ
【資料 3-2-4】	カリキュラムツリー日本文学科 (2023 年度入学生用) カリキュラムツリー書道学科 (2023 年度入学生用) カリキュラムツリー英語英米文学科 (2023 年度入学生用) カリキュラムツリー児童教育学科 (2023 年度入学生用) カリキュラムツリー現代心理学科 (2023 年度入学生用) カリキュラムツリービジネス心理学科 (2023 年度入学生用) カリキュラムツリー現代ビジネス学科 (2023 年度入学生用)	

安田女子大学

	カリキュラムツリー国際観光ビジネス学科 (2023 年度入学生用) カリキュラムツリー公共経営学科 (2023 年度入学生用) カリキュラムツリー生活デザイン学科 (2023 年度入学生用) カリキュラムツリー管理栄養学科 (2023 年度入学生用) カリキュラムツリー造形デザイン学科 (2023 年度入学生用) カリキュラムツリー薬学科 (2023 年度入学生用) カリキュラムツリー看護学科 (2023 年度入学生用)	
【資料 3-2-5】	2023 年度シラバス (授業計画) 作成及び教科書注文について	
【資料 3-2-6】	2023 年度シラバス (授業計画) の内容確認について	【資料 3-1-25】 と同じ
【資料 3-2-7】	『2023 履修の手引』 (P9~P10)	【資料 F-12】 と同じ
【資料 3-2-8】	2023 年度シラバス	【資料 F-12】 と同じ
【資料 3-2-9】	『2023 履修の手引』 (P5~6、P30~P94)	【資料 F-12】 と同じ
【資料 3-2-10】	『2023 年度学生便覧』 (P16~P24、P37、P43、P48~P51)	【資料 F-12】 と同じ
【資料 3-2-11】	『2023 履修の手引』 (P31~P32)	【資料 F-12】 【資料 1-2-12】 と同じ
【資料 3-2-12】	2023 年度まほろば教養ゼミ 学科プログラム一覧	
【資料 3-2-13】	2022 年度まほろば教養ゼミ報告書	
【資料 3-2-14】	『2023 履修の手引』 (P35~P38)	【資料 F-12】 と同じ
【資料 3-2-15】	安田女子大学全学共通教育に関する規程	【資料 F-9】 と同じ
【資料 3-2-16】	安田女子大学ホームページ「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム (リテラシーレベル) に認定されました」	
【資料 3-2-17】	ブレースメントテスト結果 3 年間推移 (2020~2022)	
【資料 3-2-18】	2023 年度前期履修登録ガイド<大学 1 年生版> 2023 年度前期履修登録ガイド<大学 2~6 年生版> 2023 年度前期履修登録ガイド<大学院版>	
【資料 3-2-19】	2023 年度安田女子大学・安田女子短期大学海外研修プログラム	
【資料 3-2-20】	広報誌『まほろば』2022 年 4 月号 (P1~P2)	
【資料 3-2-21】	『2023 大学案内』 (P17~P20)	【資料 F-2】 と同じ
【資料 3-2-22】	2021 年度第 3 回 FD・SD 研修会「充実した授業展開と著作権の理解」次第	
【資料 3-2-23】	2022 年度学科 FD 通信	
【資料 3-2-24】	2022 年度 FD・SD 研修会 参加者一覧	
【資料 3-2-25】	2022 年度第 1 回大学院教育改善委員会議事録	
【資料 3-2-26】	安田女子大学・安田女子短期大学 2022 年度後期授業アンケート結果集計表	
【資料 3-2-27】	2022 年度後期 授業評価総括	
【資料 3-2-28】	安田女子大学・安田女子短期大学における教員業績評価に関する規程	【資料 F-9】 と同じ
【資料 3-2-29】	2022 年度教員自己点検・評価書	
【資料 3-2-30】	2021 年度教員自己点検・評価書について (報告)	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	安田女子大学学修成果の評価に関する方針 (アセスメント・ポリシー)	【資料 F-9】 と同じ
【資料 3-3-2】	安田女子大学 “3 つのポリシー” 安田女子大学文学部 “3 つのポリシー” 安田女子大学教育学部 “3 つのポリシー” 安田女子大学心理学部 “3 つのポリシー” 安田女子大学現代ビジネス学部 “3 つのポリシー” 安田女子大学家政学部 “3 つのポリシー” 安田女子大学薬学部 “3 つのポリシー” 安田女子大学看護学部 “3 つのポリシー”	【資料 F-13】 と同じ

安田女子大学

	安田女子大学大学院 “3つのポリシー” 安田女子大学大学院文学研究科 “3つのポリシー” 安田女子大学大学院家政学研究科 “3つのポリシー” 安田女子大学大学院薬学研究科 “3つのポリシー” 安田女子大学大学院看護学研究科 “3つのポリシー”	
【資料 3-3-3】	カリキュラムマップ日本文学科 (2023 年度入学生用) カリキュラムマップ書道学科 (2023 年度入学生用) カリキュラムマップ英語英米文学科 (2023 年度入学生用) カリキュラムマップ児童教育学科 (2023 年度入学生用) カリキュラムマップ現代心理学科 (2023 年度入学生用) カリキュラムマップビジネス心理学科 (2023 年度入学生用) カリキュラムマップ現代ビジネス学科 (2023 年度入学生用) カリキュラムマップ国際観光ビジネス学科 (2023 年度入学生用) カリキュラムマップ公共経営学科 (2023 年度入学生用) カリキュラムマップ生活デザイン学科 (2023 年度入学生用) カリキュラムマップ管理栄養学科 (2023 年度入学生用) カリキュラムマップ造形デザイン学科 (2023 年度入学生用) カリキュラムマップ薬学科 (2023 年度入学生用) カリキュラムマップ看護学科 (2023 年度入学生用)	【資料 3-1-16】と同じ
【資料 3-3-4】	2022 年度後期 授業アンケート集計結果	【資料 3-2-26】と同じ
【資料 3-3-5】	2023 年度第 1 回 FD 委員会報告	【資料 2-1-20】と同じ
【資料 3-3-6】	2022 年度第 3 回自己点検・評価委員会議事録	【資料 2-1-19】と同じ
【資料 3-3-7】	アンケート集計結果 (大学院)	
【資料 3-3-8】	「2022 年度学生生活に関する実態調査」結果報告 (全学年別)	【資料 2-4-32】と同じ
【資料 3-3-9】	2022 年度 (2022 年 9 月卒・2023 年 3 月卒) 進路先決定状況	
【資料 3-3-10】	2022 年度卒業 (修了) 学年 免許・資格取得判定結果一覧	
【資料 3-3-11】	2023 年度 (2022 年度実施) 教員採用候補者選考試験合格者数	
【資料 3-3-12】	安田女子大学ホームページ「管理栄養士国家試験合格者数」 安田女子大学ホームページ「薬剤師国家試験合格者数」 安田女子大学ホームページ「看護師国家試験合格者数」	
【資料 3-3-13】	2022 年 3 月卒 卒業時アンケート結果	
【資料 3-3-14】	2019 年 3 月卒 卒業生就業状況アンケート結果	
【資料 3-3-15】	2022 年度企業の評価アンケート集計結果	
【資料 3-3-16】	企業交流会 (有識者会合) 議事録	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	安田女子大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-2】	教授会における学長が定める審議事項について	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-1-3】	学長補佐担当制について	【資料 1-2-25】と同じ
【資料 4-1-4】	安田女子大学・安田女子短期大学総務会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-1-5】	安田女子大学ホームページ「2025 年 4 月日本初の『女子理工学部』を開設予定 (設置構想中)」	
【資料 4-1-6】	安田女子大学教授会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-1-7】	安田女子大学学部教授会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-1-8】	安田女子大学運営協議会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-1-9】	安田女子大学教員業績審査委員会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-1-10】	安田女子大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-11】	安田女子大学大学院委員会規程	【資料 F-9】と同じ



## 安田女子大学

【資料 4-1-12】	安田女子大学大学院研究科委員会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-1-13】	安田女子大学大学院運営協議会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-1-14】	安田女子大学大学院教員業績審査委員会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-1-15】	2023 年度安田女子大学・安田女子短期大学 役割分担名簿	【資料 1-2-21】と同じ
【資料 4-1-16】	2023 年度第 1 回日本文学科・書道学科科会議事録	
【資料 4-1-17】	2023 年度第 1 回課長会議議事録	
【資料 4-1-18】	安田女子大学ホームページ「安田学園ミッションステートメント」	
【資料 4-1-19】	行動指針について（事務局長）	
【資料 4-1-20】	安田学園事務組織 新旧対照表	
【資料 4-1-21】	事務分掌規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-1-22】	【参考】事務職員業務ガイド 2022	
<b>4-2. 教員の配置・職能開発等</b>		
【資料 4-2-1】	安田女子大学・安田女子短期大学における教員の長期海外研修規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-2-2】	安田女子大学・安田女子短期大学学術研究助成規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-2-3】	安田女子大学・安田女子短期大学教授等の担当授業時間数に係る基準時間数等に関する内規	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-2-4】	安田女子大学・安田女子短期大学教育職員採用手続要領	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-2-5】	安田女子大学教員業績審査委員会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-2-6】	安田女子大学・安田女子短期大学教育職員昇格手続要領	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-2-7】	安田女子大学・安田女子短期大学における教員業績評価に関する規程	【資料 F-9】 【資料 3-2-28】と同じ
【資料 4-2-8】	2022 年度教員自己点検・評価書	【資料 3-2-29】と同じ
【資料 4-2-9】	2021 年度教員自己点検・評価書について（報告）	【資料 3-2-30】と同じ
【資料 4-2-10】	2022 年度 FD・SD 研修会 参加者一覧	【資料 3-2-24】と同じ
【資料 4-2-11】	2023 年度新任教職員オリエンテーション資料	
【資料 4-2-12】	2022 年度第 3 回 FD 研修会【新任教員ミーティング】次第	
【資料 4-2-13】	2022 年度学科 FD 通信	【資料 3-2-23】と同じ
<b>4-3. 職員の研修</b>		
【資料 4-3-1】	育成評価制度実施要領（一般職）	
【資料 4-3-2】	育成評価制度実施要領（管理職）	
【資料 4-3-3】	等級基準表	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-3-4】	等級別職務能力基準表【共通】 等級別職務能力基準表【教務課】（例）	
【資料 4-3-5】	ステップアップシート	
【資料 4-3-6】	育成評価シート	
【資料 4-3-7】	職員研修規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-3-8】	事務職員研修規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-3-9】	2023 年度 e ラーニングのご案内	
<b>4-4. 研究支援</b>		
【資料 4-4-1】	研究に関するガイドライン	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-4-2】	安田女子大学における教員の研究費に関する内規	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-4-3】	本学の個人研究費の執行に関するガイドラインについて	
【資料 4-4-4】	安田女子大学・安田女子短期大学学術研究助成規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-4-5】	安田女子大学・安田女子短期大学における国際研究集会への派遣に関する取扱要項	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-4-6】	出版助成・学術論文掲載助成、学術研究助成等の実績について	
【資料 4-4-7】	教室等配置図	

安田女子大学

【資料 4-4-8】	安田女子大学・安田女子短期大学における人を対象とする研究に関する倫理規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-4-9】	人を対象とする研究一覧（2022 年度）	
【資料 4-4-10】	安田女子大学・安田女子短期大学における人を対象とする医学系研究に関する倫理規程フローチャート	
【資料 4-4-11】	2022 年度第 4 回 FD 研修会（科学研究費助成事業）	
【資料 4-4-12】	安田女子大学・安田女子短期大学における公的研究費の使用に関する行動規範	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-4-13】	安田女子大学・安田女子短期大学における公的研究費の不正防止計画	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-4-14】	研究活動に係る不正防止に関する規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-4-15】	安田女子大学ホームページ「コンプライアンスに関する取組」	【資料 2-2-1】と同じ
【資料 4-4-16】	教員一人当たりの研究費の額及びその内訳	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-4-17】	安田女子大学・安田女子短期大学研究費イメージ	
【資料 4-4-18】	安田女子大学・安田女子短期大学科学研究費助成事業等事務取扱要項	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-4-19】	安田女子大学・安田女子短期大学受託研究取扱規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-4-20】	安田女子大学・安田女子短期大学共同研究取扱規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-4-21】	安田女子大学・安田女子短期大学奨学寄附金受入要項	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-4-22】	公的研究費の運営・管理等に関する規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-4-23】	令和 4(2022)年度 科研費受入実績	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人安田学園寄附行為 寄附行為施行細則	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	安田女子大学・安田女子短期大学における情報公開に関する規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-1-3】	安田女子大学ホームページ「安田女子大学 教育情報の公表」	【資料 1-2-15】と同じ
【資料 5-1-4】	理事会業務委任規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-1-5】	安田学園運営協議会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-1-6】	安田女子大学ホームページ「安田学園環境宣言」	
【資料 5-1-7】	2022 年度省エネルギー推進委員会議事録	
【資料 5-1-8】	中長期計画（省エネルギー対策）	
【資料 5-1-9】	『省エネルギー対策についての指針』新旧対照表	
【資料 5-1-10】	衛生委員会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-1-11】	安田女子大学・安田女子短期大学人権教育委員会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-1-12】	2023 年度第 1 回大学教授会次第 2023 年度第 1 回大学教授会資料（学生との良好な関係を築くための教職員行動指針）	【資料 1-1-13】と同じ
【資料 5-1-13】	2020 年度第 3 回 FD・SD 研修会「ハラスメント研修」次第	
【資料 5-1-14】	安田女子大学・安田女子短期大学危機管理規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-1-15】	火災への対応	
【資料 5-1-16】	地震災害への対応	
【資料 5-1-17】	『2023 履修の手引』（P3）	【資料 F-12】と同じ
【資料 5-1-18】	災害時非常時及び交通機関の運行休止における授業・試験の取扱い対応について（事務局職員）	
【資料 5-1-19】	海外研修プログラム安全管理マニュアル	

## 安田女子大学

【資料 5-1-20】	安田女子大学薬学部実験および実習における事故対策マニュアル	
【資料 5-1-21】	防犯教育講演会の実施について (2022 年度)	
【資料 5-1-22】	安全教育・防災体験の実施について (2022 年度)	
【資料 5-1-23】	2023 年度 学生の防犯・防災対策について (2023 年度予定)	
【資料 5-1-24】	安田女子大学・安田女子短期大学保健センター規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-1-25】	学内の車椅子使用について (お願い)	
<b>5-2. 理事会の機能</b>		
【資料 5-2-1】	学校法人安田学園寄附行為 寄附行為施行細則	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-2】	令和 5(2023)年度 役員名簿 (理事・監事・評議員) 令和 4(2022)年度 役員名簿 (理事・監事・評議員) 令和 4(2022)年度 理事会出欠表 令和 4(2022)年度 評議員会出欠表	【資料 F-10】と同じ
<b>5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック</b>		
【資料 5-3-1】	学校法人安田学園寄附行為 寄附行為施行細則	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-2】	安田学園運営協議会規程	【資料 F-9】 【資料 5-1-5】と同じ
【資料 5-3-3】	安田女子大学・安田女子短期大学総務会規程	【資料 F-9】 【資料 1-2-22】と同じ
【資料 5-3-4】	安田女子大学運営協議会規程	【資料 F-9】 【資料 1-2-23】と同じ
【資料 5-3-5】	安田女子大学教授会規程	【資料 F-9】 【資料 1-2-24】と同じ
【資料 5-3-6】	監事監査規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-3-7】	平成 30 年度 監査報告書 平成元年度 監査報告書 平成 2 年度 監査報告書 平成 3 年度 監査報告書 平成 4 年度 監査報告書	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-3-8】	独立監査人の監査報告書 (過去 5 年間分)	
【資料 5-3-9】	令和 5(2023)年度 役員名簿 (理事・監事・評議員) 令和 4(2022)年度 役員名簿 (理事・監事・評議員) 令和 4(2022)年度 理事会出欠表 令和 4(2022)年度 評議員会出欠表	【資料 F-10】と同じ
<b>5-4. 財務基盤と収支</b>		
【資料 5-4-1】	長期財務計画 2022 年度版 (2021 年度～2030 年度)	
【資料 5-4-2】	『令和 4 年度版 今日の私学財政』より 一部抜粋 (P180～P182)	
【資料 5-4-3】	平成 30 年度 計算書類 平成元年度 計算書類 平成 2 年度 計算書類 平成 3 年度 計算書類 平成 4 年度 計算書類	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-4-4】	令和 4(2022)年度 科研費受入実績	【資料 4-4-23】と同じ
<b>5-5. 会計</b>		
【資料 5-5-1】	経理規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-5-2】	2022 年 4 月資金運用状況 (報告)	
【資料 5-5-3】	2023 年度 予算編成方針について (通知)	
【資料 5-5-4】	2023 年度 予算編成資料の提出について (通知)	
【資料 5-5-5】	令和 4 年度予算書(当初予算) 令和 4 年度予算書 (第一次補正)	

安田女子大学

	令和4年度予算書（第二次補正） 令和4年度予算書（第三次補正）	
【資料 5-5-6】	監事監査規程	【資料 F-9】 【資料 5-3-6】と同じ
【資料 5-5-7】	平成30年度 監査報告書 平成元年度 監査報告書 平成2年度 監査報告書 平成3年度 監査報告書 平成4年度 監査報告書	【資料 F-11】
【資料 5-5-8】	独立監査人の監査報告書（過去5年間分）	【資料 5-3-8】と同じ
【資料 5-5-9】	平成30年度 計算書類 平成元年度 計算書類 平成2年度 計算書類 平成3年度 計算書類 平成4年度 計算書類	【資料 F-11】
【資料 5-5-10】	監査室規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-5-11】	内部監査規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-5-12】	内部監査報告書（2022年度科研費内部監査）	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	安田女子大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 6-1-2】	安田女子大学及び安田女子短期大学における点検及び評価に関する基本方針	【資料 F-9】と同じ
【資料 6-1-3】	安田女子大学・安田女子短期大学自己点検・評価委員会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 6-1-4】	2022年度第3回自己点検・評価委員会議事録	【資料 2-1-19】と同じ
【資料 6-1-5】	安田女子大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 6-1-6】	安田女子大学大学院自己点検・評価委員会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 6-1-7】	2022年度第1回大学院自己点検・評価委員会議事録	
【資料 6-1-8】	安田女子大学大学院教育改善委員会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 6-1-9】	2022年度第1回大学院教育改善委員会議事録	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	安田女子大学及び安田女子短期大学における点検及び評価に関する基本方針	【資料 F-9】 【資料 6-1-2】と同じ
【資料 6-2-2】	2022年度財務状況 2022年度事業報告書	【資料 F-7】と同じ
【資料 6-2-3】	2023.4.6 各種委員会報告	
【資料 6-2-4】	安田女子大学児童教育学科年報（表紙・目次）/例	
【資料 6-2-5】	安田女子大学・安田女子短期大学における教員業績評価に関する規程	【資料 F-9】 【資料 3-2-28】と同じ
【資料 6-2-6】	2022年度教員自己点検・評価書	【資料 3-2-29】と同じ
【資料 6-2-7】	2021年度教員自己点検・評価書について（報告）	【資料 3-2-30】と同じ
【資料 6-2-8】	安田女子大学・安田女子短期大学 2022年度後期授業アンケート結果集計表	【資料 3-2-26】と同じ
【資料 6-2-9】	企業交流会（有識者会合）議事録	【資料 3-3-16】と同じ
【資料 6-2-10】	安田女子大学ホームページ「安田女子大学に対する大学機関別認証評価結果（平成28年度）」	
【資料 6-2-11】	事務分掌規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 6-2-12】	安田女子大学・安田女子短期大学インスティテューショナル・リサーチ委員会規程	【資料 F-9】と同じ

安田女子大学

【資料 6-2-13】	2022 年度第 1 回インスティテューショナル・リサーチ委員会 議事録	
<b>6-3. 内部質保証の機能性</b>		
【資料 6-3-1】	安田女子大学 学修成果の評価に関する方針（アセスメン ト・ポリシー）	【資料 F-9】と同じ
【資料 6-3-2】	2022 年度第 3 回自己点検・評価委員会議事録	【資料 2-1-19】と同じ
【資料 6-3-3】	企業交流会（有識者会合）議事録	【資料 3-3-16】と同じ
【資料 6-3-4】	安田女子大学・安田女子短期大学 FD 委員会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 6-3-5】	2023 年度第 1 回 FD 委員会報告	【資料 2-1-20】と同じ
【資料 6-3-6】	2022 年度第 4 回 FD 研修会（研究倫理・コンプライアンス研 修）	
【資料 6-3-7】	2021 年度第 3 回 FD・SD 研修会「充実した授業展開と著作権の 理解」次第	【資料 3-2-22】と同じ
【資料 6-3-8】	2022 年度学科 FD 通信	【資料 3-2-23】と同じ
【資料 6-3-9】	2020 年度第 1 回自己点検・評価委員会議事録	
【資料 6-3-10】	平成 28(2016)年度認証評価「参考意見」として指摘された事 項への対応状況	【資料 F-15】と同じ
【資料 6-3-11】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況	【資料 F-14】と同じ
【資料 6-3-12】	学校法人安田学園中期計画（2019 年度～2026 年度）	【資料 1-2-18】と同じ
【資料 6-3-13】	2022 年度財務状況 2022 年度事業報告書	【資料 F-7】と同じ

基準 A. コロナ禍における学びの継続

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>A-1. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止と学びの継続</b>		
【資料 A-1-1】	広報誌『まほろば』2020 年 9 月号 (P1～P4)	
【資料 A-1-2】	広報誌『まほろば』2021 年 1 月号 (P1～P3)	
【資料 A-1-3】	遠隔授業の実施に関するお願い	
【資料 A-1-4】	2020 年度前期授業の実施について（三報）	
【資料 A-1-5】	2021 年度前期授業の実施方法変更について（第一報）	
【資料 A-1-6】	2021 年度前期オンライン授業の継続について（第二報）	
【資料 A-1-7】	広報誌『まほろば』2021 年 4 月号 (P1～P2)	
【資料 A-1-8】	広報誌『まほろば』2021 年 12 月号 (P1～P2)	
【資料 A-1-9】	広報誌『まほろば』2022 年 4 月号 (P1～P2)	
【資料 A-1-10】	広報誌『まほろば』2022 年 12 月号 (P1～P2)	

基準 B. 地域連携・社会貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>B-1. 地域社会等との連携及び社会貢献</b>		
【資料 B-1-1】	広報誌『まほろば』2021 年 7 月号 (P1～P4)	
【資料 B-1-2】	安田女子大学ホームページ「筆を走らせ未来へと kumano with yasuda」	
【資料 B-1-3】	安田女子大学ホームページ「書き初めイベントに参加しまし た」	
【資料 B-1-4】	第 18 回全国高校生<書道>S-1 グランプリ	
【資料 B-1-5】	安田女子大学ホームページ「グローバル書道@YASUDA」	
【資料 B-1-6】	安田女子大学ホームページ「日本航空株式会社と連携協定を 締結しました」	
【資料 B-1-7】	安田女子大学ホームページ「第 4 回広島空港立体サインオブ ジェ納品」	

安田女子大学

【資料 B-1-8】	シラバス「ボランティア活動」	【資料 F-12】と同じ
【資料 B-1-9】	2022 年度ボランティア活動募集一覧	【資料 2-4-3】と同じ
【資料 B-1-10】	第 9 回大学競宴シャレオ大学生コンサート	
【資料 B-1-11】	第 1 回広島県大学生地域連携活動発表会	
【資料 B-1-12】	安田女子大学ホームページ「G 7 広島サミットに参加する学生ボランティアの結団式が行われました」	
【資料 B-1-13】	2023 年度高大連携公開講座一覧	